

北海道森林管理局森林整備保全事業設計積算要領（林道事業）の制定について（平成 23 年 3 月 31 日付け北森二 22 第 27 号北海道森林管理局長通知）
一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改 正 後	現 行
1 基 本 森林整備保全事業設計積算要領（略） 「森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて」に係る留意事項について 1（略） (削る) (削る) (削る) (削る) (別表) 山間僻地の判定基準点数表（略） A 過疎地域等の法律に基づく地域 山間僻地の適用地域は、「<u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法</u>」及び「山村振興法」の規定に基づき振興山村に指定された地域に含まれる地区とする。 過疎 <u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 2 条、第 3 条、第 41 条、第 42 条及び第 43 条</u> 山村 山村振興法第 7 条	1 基 本 森林整備保全事業設計積算要領（略） 「森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて」に係る留意事項について 1（略） <u>2 施工地域が点在する工事の間接工事費の積算</u> <u>必携 森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて 「2 施工地域が点在する工事の間接工事費の積算」を適用する。</u> <u>3 随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の 調整について</u> <u>必携 森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて 「3 随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について」を適用する。</u> <u>4 森林整備保全事業における現場環境改善費の積算について</u> <u>必携 森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて 「4 森林整備保全事業における現場環境改善費の積算について」を適用する。</u> <u>5 山間僻地について</u> <u>必携 森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて 「5 山間僻地について」を適用する。</u> <u>また、山間僻地の判定基準点数の算出は別表を参照すること。</u> (別表) 山間僻地の判定基準点数表（略） A 過疎地域等の法律に基づく地域 <u>山間僻地指定の法律については、「過疎地域活性化特別措置法」は平成 12 年 3 月 31 日失効となり、代わって平成 12 年 4 月 1 日より「過疎地域自立促進特別措置法」が施行された。よって、山間僻地の適用地域は、「<u>過疎地域自立促進特別措置法</u>」及び「山村振興法」の規定に基づき振興山村に指定された地域に含まれる地区とする。</u> 過疎 <u>過疎地域自立促進特別措置法第 2 条第 2 項</u> 山村 山村振興法第 7 条

過疎地域をその区域とする市町村（該当市町村は○印）				過疎地域をその区域とする市町村（該当市町村は○印）			
郡市名	市 町 村 名	過疎	山村	郡市名	市 町 村 名	過疎	山村
夕張市		○		夕張市		○	
留萌市		○		留萌市		○	
美唄市		○		美唄市		○	
芦別市		○	○	芦別市		○	○
赤平市		○		赤平市		○	
士別市	<u>旧温根別村・旧朝日町</u>	○	○	士別市	(新設)	○	○
	<u>上記地区以外</u>	<u>○</u>			(新設)	(新設)	
三笠市		○		三笠市		○	
砂川市		○		砂川市		○	
歌志内市		○		歌志内市		○	
根室市		○		根室市		○	
北見市	<u>旧相内村</u>		○	北見市	<u>旧北見市</u>		○
	旧留辺蘂町	○	○		旧留辺蘂町	○	○
	旧端野町・旧常呂町	○			旧端野町・旧常呂町	○	
富良野市	<u>旧山部村</u>	○	○	富良野市	(新設)	○	○
	<u>上記地区以外</u>	<u>○</u>			(新設)	(新設)	
名寄市	(削る)	○		名寄市	<u>旧名寄市・旧風連町</u>	○	
稚内市		○		稚内市		○	
旭川市	<u>旧江丹別村</u>		○	旭川市	(新設)		○
深川市	<u>旧多度志村</u>	○	○	深川市	(新設)	○	○
	<u>上記地区以外</u>	<u>○</u>			(新設)	(新設)	
紋別市		○	○	紋別市		○	○
石狩市	旧厚田村・旧浜益村	○	○	石狩市	旧厚田村・旧浜益村	○	○
函館市	旧恵山町・旧南茅部町	○	○	函館市	旧恵山町・旧南茅部町	○	○
	旧戸井町・旧樞法華村	○			旧戸井町・旧樞法華村	○	
(削る)	<u>(削る)</u>	(削る)	(削る)	松前郡	<u>松前町・福島町</u>	<u>○</u>	<u>○</u>
北斗市	<u>旧上磯町（旧茂別村）</u>		○	北斗市	<u>旧上磯町</u>		○
釧路市	旧阿寒町・旧音別町	○	○	釧路市	旧阿寒町・旧音別町	○	○
	<u>上記地区以外</u>	<u>○</u>			(新設)	(新設)	
<u>小樽市</u>		<u>○</u>		(新設)		(新設)	
<u>岩見沢市</u>	<u>旧北村・旧栗沢町</u>	<u>○</u>		(新設)	(新設)	(新設)	
<u>伊達市</u>	<u>旧大滝村</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
<u>松前郡</u>	<u>松前町（旧福山町）・福島町（旧吉岡村）</u>	<u>○</u>		(新設)	(新設)	(新設)	
	<u>松前町（上記地区以外）・福島町（上記地区以外）</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
上磯郡	知内町・木古内町	○	○	上磯郡	知内町・木古内町	○	○
茅部郡	<u>森町（旧砂原町）</u>	<u>○</u>		茅部郡	<u>鹿部町・森町（旧森町）</u>	(新設)	<u>○</u>
	<u>森町（上記地区以外）・鹿部町</u>	○	<u>○</u>		<u>森町（旧砂原町）</u>	○	(新設)
山越郡	長万部町	○	○	山越郡	長万部町	○	○
檜山郡	上ノ国町・厚沢部町	○	○	檜山郡	上ノ国町・厚沢部町	○	○

		江差町	○					江差町	○		
	二海郡	<u>八雲町</u>	○	○			二海郡	<u>八雲町</u> （旧熊石町）	○	○	
		（削る）		<u>（削る）</u>				<u>八雲町</u> （旧八雲町）		<u>○</u>	
	爾志郡	乙部町	○	○			爾志郡	乙部町	○	○	
	野付郡	別海町	<u>○</u>	○			野付郡	別海町	（新設）	○	
	久遠郡	<u>せたな町</u> （旧大成町旧貝取潤村・旧北檜山町旧太櫓村）	○	○			久遠郡	<u>せたな町</u> （旧大成町・旧北檜山町）	○	○	
		<u>せたな町</u> （上記地区以外）	○					<u>せたな町</u> （旧瀬棚町）	○		
	奥尻郡	奥尻町	○				奥尻郡	奥尻町	○		
	瀬棚郡	今金町	○	○			瀬棚郡	今金町	○	○	
	島牧郡	島牧村	○	○			島牧郡	島牧村	○	○	
	寿都郡	<u>寿都町</u> （旧歌棄村・旧樽岸村・旧磯谷村）・黒松内町	○	○			寿都郡	<u>寿都町</u> ・黒松内町	○	○	
		<u>寿都町</u> （上記地区以外）	<u>○</u>					（新設）	（新設）		
	磯谷郡	<u>蘭越町</u> （旧南尻別村）	○	○			磯谷郡	蘭越町	○	○	
		<u>蘭越町</u> （上記地区以外）	<u>○</u>					（新設）	（新設）		
	虻田郡	喜茂別町・豊浦町	○	○			虻田郡	喜茂別町・ <u>京極町</u> ・豊浦町	○	○	
		ニセコ町・真狩村・留寿都村・ <u>洞爺湖町</u>	○					ニセコ町・真狩村・留寿都村・ <u>洞爺湖町</u> （旧洞爺村・旧虻田町）	○		
		<u>京極町</u>		<u>○</u>				（新設）		（新設）	
	岩内郡	<u>共和町</u> （旧小沢村）・岩内町（旧島野村）	○	○			岩内郡	<u>共和町</u> ・岩内町	○	○	
		<u>共和町</u> （上記地区以外）・岩内町（上記地区以外）	<u>○</u>					（新設）	（新設）		
	古宇郡	神恵内村	○	○			古宇郡	神恵内村	○	○	
		泊村		○				泊村		○	
	積丹郡	<u>積丹町</u> （旧余別村・旧入舸村）	○	○			積丹郡	<u>積丹町</u>	○	○	
		<u>積丹町</u> （上記地区以外）	<u>○</u>					（新設）	（新設）		
	古平郡	古平町	○	○			古平郡	古平町	○	○	
	余市郡	仁木町・赤井川村	○	○			余市郡	仁木町・赤井川村	○	○	
		<u>余市町</u>	<u>○</u>					（新設）	（新設）		
	<u>石狩郡</u>	<u>新篠津村</u>	<u>○</u>				（新設）	（新設）	（新設）		
	空知郡	南富良野町	○	○			空知郡	南富良野町	○	○	
		奈井江町・上砂川町・中富良野町・ <u>上富良野町</u>	○					奈井江町・上砂川町・中富良野町・ <u>（新設）</u>	○		
	（削る）	（削る）	<u>（削る）</u>				<u>岩見沢市</u>	<u>旧北村</u> ・旧栗沢町	<u>○</u>		
	夕張郡	由仁町・長沼町・栗山町	○				夕張郡	由仁町・長沼町・栗山町	○		
	樺戸郡	新十津川町	○	○			樺戸郡	新十津川町	○	○	
		月形町・浦臼町	○					月形町・浦臼町	○		
	雨竜郡	沼田町・幌加内町	○	○			雨竜郡	沼田町・幌加内町	○	○	
		妹背牛町・秩父別町・雨竜町・北竜町	○					妹背牛町・秩父別町・雨竜町・北竜町	○		
	上川郡	愛別町・上川町・下川町・新得町	○	○			上川郡	愛別町・上川町・下川町・新得町	○	○	
		鷹栖町・清水町・剣淵町・比布町・当麻町・和寒町・美瑛町	○					鷹栖町・清水町・剣淵町・比布町・当麻町・和寒町・美瑛町	○		
	勇払郡	<u>むかわ町</u> （旧穂別町）・占冠村	○	○			勇払郡	<u>占冠村</u> ・むかわ町（旧穂別町）	○	○	
		<u>むかわ町</u> （上記地区以外）・安平町・厚真町	○					<u>むかわ町</u> （旧鵲川町）・安平町（旧追分町）	○		
	中川郡	<u>豊頃町</u> （旧大津村）・美深町・音威子府村・中川町	○	○			中川郡	<u>美深町</u> ・音威子府村・中川町・豊頃町	○	○	
		<u>豊頃町</u> （上記地区以外）・池田町・本別町・幕別町（旧忠類村）	○					<u>池田町</u> ・本別町・幕別町（旧忠類村）	○		

	増毛郡	増毛町	○	○			増毛郡	増毛町	○	○	
	留萌郡	小平町	○	○			留萌郡	小平町	○	○	
	苫前郡	苫前町・ <u>羽幌町（天売島焼尻島除く）</u> ・初山別村	○	○			苫前郡	苫前町・ <u>羽幌町</u> ・初山別村	○	○	
	天塩郡	遠別町・天塩町・幌延町・豊富町	○	○			天塩郡	遠別町・天塩町・幌延町・豊富町	○	○	
	宗谷郡	猿払村	○	○			宗谷郡	猿払村	○	○	
	枝幸郡	浜頓別町・中頓別町・ <u>枝幸町</u>	○	○			枝幸郡	浜頓別町・中頓別町・ <u>枝幸町（旧枝幸町・旧歌登町）</u>	○	○	
	礼文郡	礼文町	○				礼文郡	礼文町	○		
	利尻郡	利尻町・利尻富士町	○				利尻郡	利尻町・利尻富士町	○		
	網走郡	津別町	○	○			網走郡	津別町	○	○	
		<u>大空町・美幌町</u>	○					<u>大空町（旧東藻琴村・旧女満別町）・（新設）</u>	○		
	斜里郡	清里町	○	○			斜里郡	清里町	○	○	
		<u>小清水町・斜里町</u>	○					<u>小清水町・（新設）</u>	○		
	常呂郡	置戸町	○	○			常呂郡	置戸町	○	○	
		訓子府町・佐呂間町	○					訓子府町・佐呂間町	○		
	紋別郡	<u>湧別町（旧上湧別町）（削る）</u>	○	(削る)			紋別郡	<u>遠軽町（旧生田原町・旧丸瀬布町・旧白滝村）湧別町・滝上町・興部町・西興部村・雄武町</u>	○	○	
		<u>湧別町（上記地区以外）・遠軽町・滝上町・興部町・西興部村・雄武町</u>	○	○				<u>上湧別町・（新設）</u>	○	(新設)	
		(削る)		(削る)				<u>遠軽町（旧遠軽町）</u>		○	
	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)			伊達市	旧大滝村	○	○	
	<u>白老郡</u>	<u>白老町</u>	○				(新設)	(新設)	(新設)		
	有珠郡	壮瞥町	○				有珠郡	壮瞥町	○		
	沙流郡	<u>日高町（旧門別町）（削る）</u>	○	(削る)			沙流郡	<u>日高町（旧日高町）</u> ・平取町	○	○	
		<u>日高町（上記地区以外）</u> ・平取町	○	○				(新設)	(新設)	(新設)	
	日高郡	<u>新ひだか町</u>	○	○			日高郡	<u>新ひだか町（旧静内町）</u>	(新設)	○	
		(削る)	(削る)	(削る)				<u>新ひだか町（旧三石町）</u>	○	○	
	浦河郡	浦河町	○	○			浦河郡	浦河町	(新設)	○	
	新冠郡	新冠町	○	○			新冠郡	新冠町	○	○	
	様似郡	様似町	○	○			様似郡	様似町	○	○	
	幌泉郡	えりも町	○	○			幌泉郡	えりも町	○	○	
	河東郡	上士幌町	○	○			河東郡	上士幌町	○	○	
		鹿追町	○					鹿追町	○		
	河西郡	更別村	○				河西郡	更別村	○		
	広尾郡	広尾町・大樹町	○	○			広尾郡	広尾町・大樹町	○	○	
	足寄郡	足寄町・陸別町	○	○			足寄郡	足寄町・陸別町	○	○	
	十勝郡	<u>浦幌町（旧浦幌村）</u>	○	○			十勝郡	<u>浦幌町</u>	○	○	
		<u>浦幌町（上記地区以外）</u>	○					(新設)	(新設)		
	<u>中川郡</u>	<u>幕別町（旧忠類村）</u>	○				(新設)	(新設)	(新設)		
	厚岸郡	<u>厚岸町（旧太田村）</u> ・浜中町	○	(削る)			厚岸郡	<u>厚岸町</u>	○	○	
		<u>厚岸町（上記地区以外）</u>	○	○				<u>浜中町</u>	○	(新設)	
	川上郡	標茶町（旧太田村）	○	(削る)			川上郡	<u>標茶町</u>	○	○	
		標茶町（上記地区以外）	○	○				(新設)	(新設)	(新設)	
		弟子屈町	○					弟子屈町	○		

<table><tr><td>釧路郡</td><td><u>釧路町（旧昆布森村）</u></td><td></td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>阿寒郡</td><td>鶴居村</td><td>○</td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>白糠郡</td><td>白糠町</td><td>○</td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>標津郡</td><td>標津町</td><td>○</td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>目梨郡</td><td>羅臼町</td><td><u>○</u></td><td></td><td></td></tr><tr><td>(削る)</td><td>(削る)</td><td>(削る)</td><td></td><td></td></tr></table>					釧路郡	<u>釧路町（旧昆布森村）</u>			○	阿寒郡	鶴居村	○		○	白糠郡	白糠町	○		○	標津郡	標津町	○		○	目梨郡	羅臼町	<u>○</u>			(削る)	(削る)	(削る)			<table><tr><td>釧路郡</td><td><u>釧路町</u></td><td></td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>阿寒郡</td><td>鶴居村</td><td>○</td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>白糠郡</td><td>白糠町</td><td>○</td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>標津郡</td><td>標津町</td><td>○</td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>(新設)</td><td>(新設)</td><td>(新設)</td><td></td><td></td></tr><tr><td><u>石狩郡</u></td><td><u>新篠津村</u></td><td><u>○</u></td><td></td><td></td></tr></table>					釧路郡	<u>釧路町</u>			○	阿寒郡	鶴居村	○		○	白糠郡	白糠町	○		○	標津郡	標津町	○		○	(新設)	(新設)	(新設)			<u>石狩郡</u>	<u>新篠津村</u>	<u>○</u>		
釧路郡	<u>釧路町（旧昆布森村）</u>			○																																																																	
阿寒郡	鶴居村	○		○																																																																	
白糠郡	白糠町	○		○																																																																	
標津郡	標津町	○		○																																																																	
目梨郡	羅臼町	<u>○</u>																																																																			
(削る)	(削る)	(削る)																																																																			
釧路郡	<u>釧路町</u>			○																																																																	
阿寒郡	鶴居村	○		○																																																																	
白糠郡	白糠町	○		○																																																																	
標津郡	標津町	○		○																																																																	
(新設)	(新設)	(新設)																																																																			
<u>石狩郡</u>	<u>新篠津村</u>	<u>○</u>																																																																			
B 林道事業における工期設定について 1 積算基準日（工期の始期）等について(略) 2 工期設定について 工期の設定については、「必携 森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて <u>10</u>適切な工期の設定について」を適用する。 (1) 施工に必要な実日数の設定が困難な場合は、「必携 森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて <u>10</u>適切な工期の設定について表 <u>10－3</u>」によるものとする。 なお、この表 <u>10－3</u>の工期には、準備期間、後片付け期間及び不稼働日 <u>が含まれていないことから、準備期間等については別途計上することとする。</u> <u>準備期間及び後片付け期間については、「必携 森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて 10 適切な工期の設定について表 10－1」によるものとする。</u> <u>不稼働日については、「必携 森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて 10 適切な工期の設定について（1）ウ、エ」によるものとする。</u> また、余裕期間については、<u>「必携 森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて 10 適切な工期の設定について（2）余裕期間制度の積極的な活用について」によるものとする。</u> <u>なお、</u>余裕期間を設けることによる工期の延長は行わないものとする。 (2) <u>上記（1）により算定した日数は、標準的な日数としているため、「必携 森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて 10 適切な工期の設定について（1）適切な工期の設定についてオ、カ、キ、ク」による場合を含め、</u>工事内容、施工時期及び施工場所等を考慮して適宜増減することができるものとする。 (3) 翌債等で契約する場合で除雪工を計上しない場合は、<u>融雪時期を踏まえ、余裕期間及び必要に応じて工事抑制期間（現場の状況を考慮した工事不可期間）を設定することとし、</u>冬期日数は契約年度の日数はカウントせず、契約翌年度の日数のみをカウントするものとする。 (4) <u>最終工期日は、算定の結果が土・日曜日、祝・祭日となる場合はその翌日とする。</u> (5) <u>繰越しできない場合等の会計年度上の制約により、上記（1）で算定した日数が使用できない場合は、別途工期を定めるものとする。</u> (削る)					B 林道事業における工期設定について 1 積算基準日（工期の始期）等について(略) 2 工期設定について 工期の設定については、「必携 森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて <u>9</u>適切な工期の設定について」を適用する。 (1) 施工に必要な実日数の設定が困難な場合は、「必携 森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて <u>9</u>適切な工期の設定について表 <u>9－3</u>」によるものとする。 なお、この表 <u>9－3</u>の工期には、準備期間、後片付け期間及び不稼働日 <u>を含むものとする。</u> また、余裕期間については、<u>通常の工期に含めることとし、</u>余裕期間を設けることによる工期の延長は行わないものとする。 (2) <u>標準工期の日数は、標準的な日数としているため、工事内容、施工時期及び施工場所等考慮して標準工期を適宜増減することができるものとする。</u> (3) <u>増減する場合は、現場条件等を把握の上、次の点を参考に簡単な理由を整理しておくものとする。</u> ・<u>翌債等で契約後すぐに施工できない場合</u> ・<u>一般交通障害・作業時間等の限定が著しい場合</u> ・<u>他工事と工事場所・進入道路等が競合し、休止・待機等がある場合</u> ・<u>追加工事・共用開始時期が決まっている工事等、完成期限に制約がある場合</u> (4) <u>翌債等で契約する場合で除雪工を計上しない場合は、施工条件を明示するとともに、その標準工期に 50 日を目安に加算するものとし、冬期日数は契約年度の日数はカウントせず、契約翌年度の日数のみをカウントするものとする。</u> (5) <u>特注品、受注生産品等の製作に必要な日数は、適宜その必要日数を加算するものとする。</u> (6) <u>関係官公署及び工事に伴う関係者との協議、調整による施工時期等の制約条件がある場合は、施工条件を明示するとともに、その必要日数を加算するものとする。</u>																																																																

(削る)

(削る)

(削る)

工事期間日数早見表（略）

C 歩掛の補正について

1 通勤補正について

「森林整備保全事業標準歩掛」の「森林整備保全事業標準歩掛の留意事項」の「7」に定める通勤補正の方法は、次のとおりとする。

(1) 通勤補正の対象とする工事

通勤補正の対象とする工事は、最寄りの市町村役場から現場事務所等の労働時間の開始地点となる労働者の集散場所までの通勤に往復 90 分以上を要する箇所の工事とする。

なお、最寄りの市町村内に入札参加有資格者が存在しない場合は、施工地から最寄りの有資格者が存在する市町村役場を起点とする。

(2)～(3)（略）

(4) 通勤補正率表

補正率＝（L－22.5）×4／480×100（％、小数第 1 位四捨五入 単位止め）

L：片道通勤距離（km）

片道距離 (km)	補正係数 (%)	片道距離 (km)	補正係数 (%)
～23.0	0	45.9～47.0	20
23.1～24.2	1	47.1～48.2	21
24.3～25.4	2	48.3～49.4	22
25.5～26.6	3	49.5～50.6	23
26.7～27.8	4	50.7～51.8	24
27.9～29.0	5	51.9～53.0	25
29.1～30.2	6	53.1～54.2	26
30.3～31.4	7	54.3～55.4	27
31.5～32.6	8	55.5～56.6	28
32.7～33.8	9	56.7～57.8	29
33.9～35.0	10	57.9～59.0	30
35.1～36.2	11	59.1～60.2	31
36.3～37.4	12	60.3～61.4	32
37.5～38.6	13	61.5～62.6	33
38.7～39.8	14	62.7～63.8	34
39.9～41.0	15	63.9～65.0	35
41.1～42.2	16	65.1～66.2	36

(7) 法令等の各種協議は、発注前に同意を得ておくことが原則であるが、やむを得ず契約後に協議を実施する場合の発注は、その手続き期間を工期に反映させる必要があるため、施工条件を明示するとともに協議にかかる期間を調査のうえ加算するものとする。

(8) 最終工期日は、算定の結果が土・日曜日、祝・祭日となる場合はその翌日とする。

(9) 繰越してできない場合等の会計年度上の制約により「標準工期」が使用できない場合は、別途工期を定めるものとする。

工事期間日数早見表（略）

C 歩掛の補正について

1 通勤補正について

「森林整備保全事業標準歩掛」の「森林整備保全事業標準歩掛の留意事項」の「6」に定める通勤補正の方法は、次のとおりとする。

(1) 通勤補正の対象とする工事

通勤補正の対象とする工事は、最寄りの市町村役場（支所等を含む。）から施工現場までの通勤に往復 90 分以上を要する箇所の工事とする。

（新設）

(2)～(3)（略）

(4) 通勤補正率表

補正率＝（L－22.5）×4／480×100（％、小数第 1 位四捨五入 単位止め）

L：片道通勤距離（km）

片道距離 (km)	補正係数 (%)	片道距離 (km)	補正係数 (%)
～23.0	0	45.9～47.0	20
23.1～24.2	1	47.1～48.2	21
24.3～25.4	2	48.3～49.4	22
25.5～26.6	3	49.5～50.6	23
26.7～27.8	4	50.7～51.8	24
27.9～29.0	5	51.9～53.0	25
29.1～30.2	6	53.1～54.2	26
30.3～31.4	7	54.3～55.4	27
31.5～32.6	8	55.5～56.6	28
32.7～33.8	9	56.7～57.8	29
33.9～35.0	10	57.9～59.0	30
35.1～36.2	11	59.1～60.2	31
36.3～37.4	12	60.3～61.4	32
37.5～38.6	13	61.5～62.6	33
38.7～39.8	14	62.7～63.8	34
39.9～41.0	15	63.9～65.0	35
41.1～42.2	16	65.1～66.2	36

42.3～43.4		17	66.3～67.4	37
43.5～44.6		18	67.5～68.6	38
44.7～45.8		19	68.7～69.8	39

備考 上表は一般道路の場合で算定
標準速度は、一般道路 30km/h、高速道路等 80km/h とする。

2 冬期補正について

(1) 適用範囲

積雪寒冷地（豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき豪雪地帯として指定された区域のうち、実情に応じて発注者が定める地域。）の屋外工事で、工事の始期を10 月 1 日以降とする工事とし、かつ、下記に該当しない工事に適用するものとする。

(ア)～(ケ)（略）

(2)～(3)（略）

3（略）

D 現場管理費率の施工時期補正の取扱いについて

積雪寒冷地における級地区分、及び補正係数は下表による。

現場管理費率補正係数（積雪寒冷地域）

係数 署名	補正係数＝1.8 （1 級地）	補正係数＝1.6 （2 級地）	補正係数＝1.4 （3 級地）
石 狩	赤井川村	札幌市、小樽市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、積丹町、古平町、余市町、仁木町、新篠津村	
空 知	夕張市、赤平市、歌志内市、深川市、上砂川町、沼田町、幌加内町、北竜町、（削る）妹背牛町、秩父別町	岩見沢市、美唄市、三笠市、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、芦別市、滝川市、砂川市、奈井江町、浦臼町、新十津川町、 <u>雨竜町</u>	
北空知	深川市、沼田町、幌加内町、北竜町、雨竜町、妹背牛町、秩父別町		
胆振東部	<u>（削る）</u>	むかわ町、 <u>安平町、厚真町</u>	苫小牧市、 <u>白老町</u>
日高北部	<u>（削る）</u>	日高町、 <u>平取町</u>	
日高南部		<u>（削る）</u>	新ひだか町、 <u>新冠町、様似町</u> 、浦河町、えりも町

42.3～43.4		17	66.3～67.4	37
43.5～44.6		18	67.5～68.6	38
44.7～45.8		19	68.7～69.8	39

備考 標準速度は、30km/時間とする。

2 冬期補正について

(1) 適用範囲

積雪寒冷地（豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき豪雪地帯として指定された区域のうち、実情に応じて発注者が定める地域。）の屋外工事で、10 月 1 日以降に発注する工事とし、かつ、下記に該当しない工事に適用するものとする。

(ア)～(ケ)（略）

(2)～(3)（略）

3（略）

D 現場管理費率の施工時期補正の取扱いについて

積雪寒冷地における級地区分、及び補正係数は下表による。

現場管理費率補正係数（積雪寒冷地域）

係数 署名	補正係数＝1.8 （1 級地）	補正係数＝1.6 （2 級地）	補正係数＝1.4 （3 級地）
石 狩	赤井川村	札幌市、小樽市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、積丹町、古平町、余市町、仁木町、新篠津村	
空 知	夕張市、赤平市、歌志内市、深川市、上砂川町、沼田町、幌加内町、北竜町、 <u>雨竜町</u> 、妹背牛町、秩父別町	岩見沢市、美唄市、三笠市、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、芦別市、滝川市、砂川市、奈井江町、浦臼町、新十津川町（新設）	
北空知	深川市、沼田町、幌加内町、北竜町、雨竜町、妹背牛町、秩父別町		
胆振東部	<u>安平町、厚真町</u>	<u>白老町</u> 、むかわ町（新設）	苫小牧市（新設）
日高北部	<u>平取町</u>	日高町（新設）	
日高南部		<u>新冠町、様似町</u>	新ひだか町、（新設）浦河町、えりも町

留萌北部		羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町	
留萌南部		留萌市、増毛町、小平町、苫前町	
上川北部	士別市、名寄市、下川町、和寒町、剣淵町、中川町、美深町、音威子府村		
宗 谷	(削る) 中頓別町 (削る)	稚内市、枝幸町、利尻町、利尻富士町、礼文町、猿払村、豊富町、 浜頓別町、幌延町	
上川中部	旭川市、愛別町、比布町、鷹栖町、東神楽町、東川町、当麻町、美瑛町、上川町 (削る)		
上川南部	富良野市、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村		
網走西部	滝上町、遠軽町、湧別町、興部町、西興部村	紋別市、雄武町	

注) 市町村名は、平成 27 年 4 月 1 日現在（179 市町村）で記載している。

署別の管轄区域は、農林水産省組織規則 第 505 条 別表第 4 ・ 5 による。

現場管理費率補正係数（積雪寒冷地域）			
係数 署名	補正係数＝1. 8 （１級地）	補正係数＝1. 6 （２級地）	補正係数＝1. 4 （３級地）
西紋別	滝上町、興部町、西興部村	紋別市、雄武町	
網走中部	北見市、置戸町、訓子府町、佐呂間町		
網走南部	美幌町、津別町、(削る) 大空町	網走市、斜里町、 清里町、小清水町	
根釧西部	標茶町、弟子屈町、鶴居村	釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、白糠町	
根釧東部	(削る)	(削る) 標津町、羅臼町、 別海町、中標津町	根室市
十勝東部	池田町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町		
十勝西部	帯広市、音更町、上士幌町、士幌町、鹿追町、(削る) 芽室町、幕別町、豊	広尾町、新得町、 清水町	

留萌北部		羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町	
留萌南部		留萌市、増毛町、小平町、苫前町	
上川北部	士別市、名寄市、下川町、和寒町、剣淵町、中川町、美深町、音威子府村		
宗 谷	浜頓別町 、中頓別町、 幌延町	稚内市、枝幸町、利尻町、利尻富士町、礼文町、猿払村、豊富町（新設）	
上川中部	旭川市、愛別町、比布町、鷹栖町、東神楽町、東川町、当麻町、美瑛町、上川町、 風連町		
上川南部	富良野市、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村		
網走西部	滝上町、遠軽町、湧別町、興部町、西興部村	紋別市、雄武町	

注) 市町村名は、平成 27 年 4 月 1 日現在（179 市町村）で記載している。

署別の管轄区域は、農林水産省組織規則 第 505 条 別表第 4 ・ 5 による。

現場管理費率補正係数（積雪寒冷地域）			
係数 署名	補正係数＝1. 8 （１級地）	補正係数＝1. 6 （２級地）	補正係数＝1. 4 （３級地）
西紋別	滝上町、興部町、西興部村	紋別市、雄武町	
網走中部	北見市、置戸町、訓子府町、佐呂間町		
網走南部	美幌町、津別町、 清里町、小清水町 、大空町	網走市、斜里町（新設）	
根釧西部	標茶町、弟子屈町、鶴居村	釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、白糠町	
根釧東部	別海町 、中標津町	根室市 、標津町、羅臼町（新設）	（新設）
十勝東部	池田町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町		
十勝西部	帯広市、音更町、上士幌町、士幌町、鹿追町、 清水町 、芽室町、幕別町、	広尾町、新得町（新設）	

	頃町、中札内村、更別村、大樹町		
東大雪	上士幌町、士幌町、鹿追町	新得町	
後 志	倶知安町、 (削る) 京極町	岩内町、豊浦町、寿都町、黒松内町、蘭越町、壮瞥町、泊村、島牧村、洞爺湖町、共和町、 (削る) ニセコ町、真狩村、 (削る) 神恵内村、 <u>喜茂別町、留寿都村</u>	室蘭市、登別市、伊達市
檜 山		福島町、 <u>松前町、知内町</u>	函館市、 (削る) 北斗市、江差町、上ノ国町、乙部町、奥尻町、木古内町、 (削る) 厚沢部町
渡 島		八雲町、長万部町、せたな町、今金町	森町、鹿部町、七飯町

(注) 市町村名は、平成 27 年 4 月 1 日現在（179 市町村）で記載している。
署別の管轄区域は、農林水産省組織規則 第 505 条 別表第 4 ・ 5 による。

E（略）

F 山林砂防工の適用範囲について

(1) 標準歩掛の留意事項の 9 の規定において、具体的に次に掲げるものについては、山林砂防工に替えて普通作業員を適用するものとする。

ア～エ（略）

(2)（略）

G（略）

H 警備業法の改正に基づく交通誘導警備員の取扱いについて

1 ～ 4 （略）

5．警備員等の検定等に関する規則にいう「都道府県公安委員会が必要と認めるもの」の具体的な路線については次のとおりである。

北海道公安委員会告示第 187 号

平成 18 年北海道公安委員会告示第 150 号（警備員等の検定等に関する規則の規定による北海道公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務）の一部を次のように改正し、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

	豊頃町、中札内村、更別村、大樹町		
東大雪	上士幌町、士幌町、鹿追町	新得町	
後 志	倶知安町、 <u>喜茂別町、留寿都村</u> （新設）	岩内町、豊浦町、寿都町、黒松内町、蘭越町、壮瞥町、泊村、島牧村、洞爺湖町、共和町、 <u>京極町</u> 、ニセコ町、真狩村、 <u>伊達市</u> 、神恵内村（新設）	室蘭市、登別市（新設）
檜 山		福島町（新設）	函館市、 <u>松前町</u> 、 <u>北斗市</u> 、江差町、上ノ国町、乙部町、奥尻町、木古内町、 <u>知内町</u> 、 <u>厚沢部町</u>
渡 島		八雲町、長万部町、せたな町、今金町	森町、鹿部町、七飯町

(注) 市町村名は、平成 27 年 4 月 1 日現在（179 市町村）で記載している。
署別の管轄区域は、農林水産省組織規則 第 505 条 別表第 4 ・ 5 による。

E（略）

F 山林砂防工の適用範囲について

(1) 標準歩掛の留意事項の 7 の規定において、具体的に次に掲げるものについては、山林砂防工に替えて普通作業員を適用するものとする。

ア～エ（略）

(2)（略）

G（略）

H 警備業法の改正に基づく交通誘導警備員の取扱いについて

1 ～ 4 （略）

5．警備員等の検定等に関する規則にいう「都道府県公安委員会が必要と認めるもの」の具体的な路線については次のとおりである。

北海道公安委員会告示第 133 号

平成 18 年北海道公安委員会告示第 150 号（警備員等の検定等に関する規則の規定による北海道公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務）の一部を次のように改正し、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

表を次のように改める。		表を次のように改める。	
路線名	区域	路線名	区域
一般国道 5 号	札幌方面に所在する警察署が管轄する地域	一般国道 5 号	札幌方面に所在する警察署が管轄する地域
一般国道 12 号		一般国道 12 号	
一般国道 36 号		一般国道 36 号	
一般国道 37 号		(新設)	
一般国道 38 号		一般国道 38 号	
一般国道 229 号		一般国道 229 号	
一般国道 230 号		一般国道 230 号	
一般国道 231 号		一般国道 231 号	
一般国道 234 号		一般国道 234 号	
一般国道 235 号		一般国道 235 号	
一般国道 236 号		一般国道 236 号	
一般国道 237 号		一般国道 237 号	
一般国道 274 号		一般国道 274 号	
一般国道 275 号		一般国道 275 号	
一般国道 276 号		一般国道 276 号	
一般国道 336 号		一般国道 336 号	
一般国道 337 号		一般国道 337 号	
一般国道 393 号		一般国道 393 号	
一般国道 451 号		一般国道 451 号	
一般国道 452 号		一般国道 452 号	
一般国道 453 号		一般国道 453 号	
(削る)		<u>道道 小樽定山溪線</u>	
<u>道道 洞爺湖登別線</u>		(新設)	
道道 札幌夕張線		道道 札幌夕張線	
<u>道道 岩見沢月形線</u>		(新設)	
<u>道道 月形厚田線</u>		(新設)	
(削る)		<u>道道 旭川芦別線</u>	
(削る)		<u>道道 千歳鹉川線</u>	
(削る)		<u>道道 苫小牧停車場線</u>	
道道 当別浜益港線		道道 当別浜益港線	
道道 三笠栗山線		道道 三笠栗山線	
(削る)		<u>道道 夕張岩見沢線</u>	
(削る)		<u>道道 恵庭栗山線</u>	
<u>道道 襟裳公園線</u>		(新設)	
<u>道道 石狩手稲線</u>		(新設)	
道道 江別恵庭線		道道 江別恵庭線	
道道 岩内洞爺線		道道 岩内洞爺線	
<u>道道 芦別美瑛線</u>		(新設)	

(削る) (削る) 道道 岩見沢石狩線 (削る) (削る) 道道 札幌環状線 <u>道道 豊浦京極線</u> 道道 室蘭環状線 <u>道道 札幌当別線</u> <u>道道 芦別砂川線</u> 道道 江別インター線 <u>道道 札幌北広島環状線</u> <u>道道 静川三沢線</u> <u>道道 平取穂別線</u> (削る) 道道 宮の沢北1条線 道道 前田新川線 (削る) 道道 樽前錦岡線 道道 舞鶴追分線 <u>道道 豊丘余市停車場線</u> 道道 早来千歳線 <u>道道 琴似停車場線</u> <u>道道 蘭越ニセコ倶知安線</u> (削る) (削る) 道道 下手稲札幌線 道道 西野白石線 (削る) (削る) <u>道道 京極倶知安線</u> 道道 占冠穂別線 <u>道道 東雁来江別線</u> (削る) 道道 苫小牧環状線 <u>道道 大森東雁来線</u> <u>道道 樽川篠路線</u> <u>道道 栗沢南幌</u> (削る) (削る) (削る)			<u>道道 平取静内線</u> <u>道道 穂別鹉川線</u> 道道 岩見沢石狩線 <u>道道 西野真駒内清田線</u> <u>道道 白老大滝線</u> 道道 札幌環状線 (新設) 道道 室蘭環状線 (新設) (新設) 道道 江別インター線 (新設) (新設) (新設) <u>道道 岩見沢三笠線</u> 道道 宮の沢北1条線 道道 前田新川線 <u>道道 美唄富良野線</u> 道道 樽前錦岡線 道道 舞鶴追分線 (新設) 道道 早来千歳線 (新設) (新設) <u>道道 真駒内御料札幌線</u> <u>道道 丘珠空港線</u> 道道 下手稲札幌線 道道 西野白石線 <u>道道 矢臼場札幌線</u> <u>道道 東三川由仁停車場線</u> (新設) 道道 占冠穂別線 (新設) <u>道道 中幌向栗沢線</u> 道道 苫小牧環状線 (新設) (新設) (新設) <u>道道 小樽環状線</u> <u>道道 静内停車場線</u> <u>道道 野幌総合運動公園線</u>	
---	--	--	---	--

北海道旭川方面公安委員会告示第 <u>91</u> 号 平成 18 年北海道旭川方面公安委員会告示第 46 号（警備員等の検定等に関する規則の規定による北海道旭川方面公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務）の一部を次のように改正し、令和 <u>8</u> 年 4 月 1 日から施行する。 表を次のように改める。 <table><tr><th>路線名</th><th>区 域</th></tr><tr><td>一般国道 12 号 一般国道 38 号 一般国道 39 号 一般国道 40 号 一般国道 231 号 一般国道 232 号 一般国道 233 号 一般国道 237 号 一般国道 238 号 一般国道 239 号 一般国道 273 号 一般国道 274 号 一般国道 275 号 一般国道 333 号 一般国道 451 号 一般国道 452 号 (削る) 道道 枝幸音威子府線 (削る) 道道 深川雨竜線 道道 和寒幌加内線 道道 旭川深川線 (削る) <u>道道 芦別美瑛線</u> (削る) (削る) 道道 旭川環状線 (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) <u>道道 利尻富士利尻線</u> <u>道道 美深中頓別線</u></td><td>旭川方面に所在する警察署が管轄する地域</td></tr></table>		路線名	区 域	一般国道 12 号 一般国道 38 号 一般国道 39 号 一般国道 40 号 一般国道 231 号 一般国道 232 号 一般国道 233 号 一般国道 237 号 一般国道 238 号 一般国道 239 号 一般国道 273 号 一般国道 274 号 一般国道 275 号 一般国道 333 号 一般国道 451 号 一般国道 452 号 (削る) 道道 枝幸音威子府線 (削る) 道道 深川雨竜線 道道 和寒幌加内線 道道 旭川深川線 (削る) <u>道道 芦別美瑛線</u> (削る) (削る) 道道 旭川環状線 (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) <u>道道 利尻富士利尻線</u> <u>道道 美深中頓別線</u>	旭川方面に所在する警察署が管轄する地域
路線名	区 域				
一般国道 12 号 一般国道 38 号 一般国道 39 号 一般国道 40 号 一般国道 231 号 一般国道 232 号 一般国道 233 号 一般国道 237 号 一般国道 238 号 一般国道 239 号 一般国道 273 号 一般国道 274 号 一般国道 275 号 一般国道 333 号 一般国道 451 号 一般国道 452 号 (削る) 道道 枝幸音威子府線 (削る) 道道 深川雨竜線 道道 和寒幌加内線 道道 旭川深川線 (削る) <u>道道 芦別美瑛線</u> (削る) (削る) 道道 旭川環状線 (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) <u>道道 利尻富士利尻線</u> <u>道道 美深中頓別線</u>	旭川方面に所在する警察署が管轄する地域				
北海道旭川方面公安委員会告示第 <u>51</u> 号 平成 18 年北海道旭川方面公安委員会告示第 46 号（警備員等の検定等に関する規則の規定による北海道旭川方面公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務）の一部を次のように改正し、令和 <u>3</u> 年 4 月 1 日から施行する。 表を次のように改める。 <table><tr><th>路線名</th><th>区 域</th></tr><tr><td>一般国道 12 号 一般国道 38 号 一般国道 39 号 一般国道 40 号 一般国道 231 号 一般国道 232 号 一般国道 233 号 一般国道 237 号 一般国道 238 号 一般国道 239 号 一般国道 273 号 一般国道 274 号 一般国道 275 号 一般国道 333 号 一般国道 451 号 一般国道 452 号 <u>道道 旭川芦別線</u> 道道 枝幸音威子府線 <u>道道 鷹栖東神楽線</u> 道道 深川雨竜線 道道 和寒幌加内線 道道 旭川深川線 <u>道道 士別滝の上線</u> (新設) <u>道道 旭川空港線</u> <u>道道 旭川幌加内線</u> 道道 旭川環状線 <u>道道 和寒鷹栖線</u> <u>道道 下川愛別線</u> <u>道道 杓形仙法志鷺泊線</u> <u>道道 小平幌加内線</u> <u>道道 美唄富良野線</u> (新設) (新設)</td><td>旭川方面に所在する警察署が管轄する地域</td></tr></table>		路線名	区 域	一般国道 12 号 一般国道 38 号 一般国道 39 号 一般国道 40 号 一般国道 231 号 一般国道 232 号 一般国道 233 号 一般国道 237 号 一般国道 238 号 一般国道 239 号 一般国道 273 号 一般国道 274 号 一般国道 275 号 一般国道 333 号 一般国道 451 号 一般国道 452 号 <u>道道 旭川芦別線</u> 道道 枝幸音威子府線 <u>道道 鷹栖東神楽線</u> 道道 深川雨竜線 道道 和寒幌加内線 道道 旭川深川線 <u>道道 士別滝の上線</u> (新設) <u>道道 旭川空港線</u> <u>道道 旭川幌加内線</u> 道道 旭川環状線 <u>道道 和寒鷹栖線</u> <u>道道 下川愛別線</u> <u>道道 杓形仙法志鷺泊線</u> <u>道道 小平幌加内線</u> <u>道道 美唄富良野線</u> (新設) (新設)	旭川方面に所在する警察署が管轄する地域
路線名	区 域				
一般国道 12 号 一般国道 38 号 一般国道 39 号 一般国道 40 号 一般国道 231 号 一般国道 232 号 一般国道 233 号 一般国道 237 号 一般国道 238 号 一般国道 239 号 一般国道 273 号 一般国道 274 号 一般国道 275 号 一般国道 333 号 一般国道 451 号 一般国道 452 号 <u>道道 旭川芦別線</u> 道道 枝幸音威子府線 <u>道道 鷹栖東神楽線</u> 道道 深川雨竜線 道道 和寒幌加内線 道道 旭川深川線 <u>道道 士別滝の上線</u> (新設) <u>道道 旭川空港線</u> <u>道道 旭川幌加内線</u> 道道 旭川環状線 <u>道道 和寒鷹栖線</u> <u>道道 下川愛別線</u> <u>道道 杓形仙法志鷺泊線</u> <u>道道 小平幌加内線</u> <u>道道 美唄富良野線</u> (新設) (新設)	旭川方面に所在する警察署が管轄する地域				

道道　愛別当麻旭川線 道道　歌登咲来停車場線 道道　吹上上富良野線 (削る) (削る) (削る) 道道　占冠穂別線 (削る) (削る)				(新設) (新設) (新設) 道道　深川多度志線 道道　金山幾寅停車場線 道道　旭士別線 道道　占冠穂別線 道道　忠別清水線 道道　落合停車場線															
北海道北見方面公安委員会告示第 50 号 平成 18 年北海道北見方面公安委員会告示第 31 号（警備員等の検定等に関する規則の規定による北海道北見方面公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務）の一部を次のように改正し、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。 表を次のように改める。 <table><tr><th>路　　線　　名</th><th>区　　　　　域</th></tr><tr><td>一般国道 39 号 一般国道 238 号 一般国道 239 号 一般国道 240 号 一般国道 242 号 一般国道 243 号 一般国道 244 号 一般国道 273 号 一般国道 333 号 一般国道 334 号 一般国道 391 号 道道　北見津別線 (削る) 道道　本別留辺蘂線 (削る) (削る) 道道　北見美幌線 (削る) (削る) (削る)</td><td>北見方面に所在する警察署が管轄する地域</td></tr></table>						路　　線　　名	区　　　　　域	一般国道 39 号 一般国道 238 号 一般国道 239 号 一般国道 240 号 一般国道 242 号 一般国道 243 号 一般国道 244 号 一般国道 273 号 一般国道 333 号 一般国道 334 号 一般国道 391 号 道道　北見津別線 (削る) 道道　本別留辺蘂線 (削る) (削る) 道道　北見美幌線 (削る) (削る) (削る)	北見方面に所在する警察署が管轄する地域	北海道北見方面公安委員会告示第 31 号 平成 18 年北海道北見方面公安委員会告示第 31 号（警備員等の検定等に関する規則の規定による北海道北見方面公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務）の一部を次のように改正し、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。 表を次のように改める。 <table><tr><th>路　　線　　名</th><th>区　　　　　域</th></tr><tr><td>一般国道 39 号 一般国道 238 号 一般国道 239 号 一般国道 240 号 一般国道 242 号 一般国道 243 号 一般国道 244 号 一般国道 273 号 一般国道 333 号 一般国道 334 号 一般国道 391 号 (新設) 道道　土別滝の上線 道道　本別留辺蘂線 道道　網走川湯線 道道　留辺蘂浜佐呂間線 (新設) 道道　網走端野線 道道　紋別丸瀬布線 道道　摩周湖斜里線</td><td>北見方面に所在する警察署が管轄する地域</td></tr></table>						路　　線　　名	区　　　　　域	一般国道 39 号 一般国道 238 号 一般国道 239 号 一般国道 240 号 一般国道 242 号 一般国道 243 号 一般国道 244 号 一般国道 273 号 一般国道 333 号 一般国道 334 号 一般国道 391 号 (新設) 道道　土別滝の上線 道道　本別留辺蘂線 道道　網走川湯線 道道　留辺蘂浜佐呂間線 (新設) 道道　網走端野線 道道　紋別丸瀬布線 道道　摩周湖斜里線	北見方面に所在する警察署が管轄する地域
路　　線　　名	区　　　　　域																		
一般国道 39 号 一般国道 238 号 一般国道 239 号 一般国道 240 号 一般国道 242 号 一般国道 243 号 一般国道 244 号 一般国道 273 号 一般国道 333 号 一般国道 334 号 一般国道 391 号 道道　北見津別線 (削る) 道道　本別留辺蘂線 (削る) (削る) 道道　北見美幌線 (削る) (削る) (削る)	北見方面に所在する警察署が管轄する地域																		
路　　線　　名	区　　　　　域																		
一般国道 39 号 一般国道 238 号 一般国道 239 号 一般国道 240 号 一般国道 242 号 一般国道 243 号 一般国道 244 号 一般国道 273 号 一般国道 333 号 一般国道 334 号 一般国道 391 号 (新設) 道道　土別滝の上線 道道　本別留辺蘂線 道道　網走川湯線 道道　留辺蘂浜佐呂間線 (新設) 道道　網走端野線 道道　紋別丸瀬布線 道道　摩周湖斜里線	北見方面に所在する警察署が管轄する地域																		
北海道釧路方面公安委員会告示第 56 号 平成 18 年北海道釧路方面公安委員会告示第 35 号（警備員等の検定等に関する規則の規定による北海道釧路方面公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務）の一部を次のように改正し、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。						北海道釧路方面公安委員会告示第 75 号 平成 18 年北海道釧路方面公安委員会告示第 35 号（警備員等の検定等に関する規則の規定による北海道釧路方面公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務）の一部を次のように改正し、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。													

表を次のように改める。		表を次のように改める。	
路線名	区 域	路線名	区 域
一般国道 38 号	釧路方面に所在する警察署が管轄する地域	一般国道 38 号	釧路方面に所在する警察署が管轄する地域
一般国道 44 号		一般国道 44 号	
一般国道 236 号		一般国道 236 号	
一般国道 240 号		一般国道 240 号	
<u>一般国道 241 号</u>		(新設)	
一般国道 242 号		一般国道 242 号	
一般国道 243 号		一般国道 243 号	
一般国道 244 号		一般国道 244 号	
一般国道 272 号		一般国道 272 号	
一般国道 273 号		一般国道 273 号	
一般国道 274 号		一般国道 274 号	
一般国道 334 号		一般国道 334 号	
一般国道 335 号		一般国道 335 号	
一般国道 336 号		一般国道 336 号	
一般国道 391 号		一般国道 391 号	
道道 中標津標茶線		道道 中標津標茶線	
(削る)		<u>道道 厚岸標茶線</u>	
(削る)		<u>道道 釧路鶴居弟子屈線</u>	
(削る)		<u>道道 清水大樹線</u>	
(削る)		<u>道道 本別浦幌線</u>	
(削る)		<u>道道 豊頃糠内芽室線</u>	
<u>道道 帯広浦幌線</u>		(新設)	
(削る)		<u>道道 釧路空港線</u>	
道道 鹿追糠平線		道道 鹿追糠平線	
道道 本別留辺蘂線		道道 本別留辺蘂線	
(削る)		<u>道道 網走川湯線</u>	
道道 別海厚岸線		道道 別海厚岸線	
<u>道道 釧路環状線</u>		(新設)	
(削る)		<u>道道 根室浜中釧路線</u>	
道道 八千代帯広線		道道 八千代帯広線	
(削る)		<u>道道 花咲港線</u>	
(削る)		<u>道道 旅来豊頃停車場線</u>	
(削る)		<u>道道 上士幌土幌音更線</u>	
(削る)		<u>道道 勇足本別停車場線</u>	
<u>道道 生花大樹線</u>		(新設)	
道道 芽室東 4 条帯広線		道道 芽室東 4 条帯広線	
(削る)		<u>道道 忠別清水線</u>	
道道 川北中標津線		道道 川北中標津線	
<u>道道 貫人姉別原野線</u>		(新設)	

北海道函館方面公安委員会告示第 51 号

平成 18 年北海道函館方面公安委員会告示第 35 号（警備員等の検定等に関する規則の規定による北海道函館方面公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

表を次のように改める。

路 線 名	区 域
一般国道 5 号 <u>一般国道 37 号</u> <u>一般国道 227 号</u> 一般国道 228 号 一般国道 229 号 一般国道 230 号 一般国道 276 号 一般国道 278 号 (削る) <u>道道 江差木古内線</u> <u>道道 寿都黒松内線</u> <u>道道 奥尻島線</u> (削る) 道道 大沼公園鹿部線 (削る) <u>道道 函館南茅部線</u> 道道 函館上磯線 <u>道道 江差停車場線</u> <u>道道 大沼公園線</u> <u>道道 函館漁港線</u> <u>道道 大野上磯線</u>	函館方面に所在する警察署が管轄する地域

2 土 工

掘削積込み作業等の適用土質及び機械損料の補正について

適用土質は、必携 第 1 編共通工 第 1 土工 1-1-2 土量変化率 3 適用土質及び機械損料補正
機械損料の補正は、必携 第 1 編共通工 第 1 土工 1-4機械土工（岩石）5 機械損料の補正表 5. 1 補正係数による。

1 除根等

(1) (略)

北海道函館方面公安委員会告示第 36 号

平成 18 年北海道函館方面公安委員会告示第 35 号（警備員等の検定等に関する規則の規定による北海道函館方面公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

表を次のように改める。

路 線 名	区 域
一般国道 5 号 (新設) (新設) 一般国道 228 号 一般国道 229 号 一般国道 230 号 一般国道 276 号 一般国道 278 号 <u>一般国道 279 号</u> (新設) (新設) (新設) <u>道道 函館恵山線</u> 道道 大沼公園鹿部線 <u>道道 上磯峠下線</u> (新設) 道道 函館上磯線 (新設) (新設) (新設) (新設)	函館方面に所在する警察署が管轄する地域

2 土 工

掘削積込み作業等の適用土質及び機械損料の補正について

適用土質は、必携 第 1 編共通工 第 1 土工 1-1-2 土量変化率 3 適用土質及び機械損料補正
機械損料の補正は、必携 第 1 編共通工 第 1 土工 1-5機械土工（岩石）5 補正係数による。

1 除根等

(1) (略)

(2) 枝条片付

必携 第1編共通工 第1土工 1-2-1-(2) 枝条片付歩掛を適用する。

(削る)

備考1～2 (略)

(3) (略)

2 人力土工 (土砂)

(削る)

機械施工ができない箇所の人力土工に適用する。

(1) 人力掘削 (床掘)

必携「森林整備保全事業施工パッケージ型積算方式の基準」1章土工④作業土工 (床掘工) 施工方法「現場制約あり」を適用する。

(削る)

備考1 床掘した土砂を運搬する場合は、運搬費を別途加算すること。ただし、床掘と一連動作で積込する場合は、運搬費のみを加算する。(本表には積込作業が含まれている)

2 床掘土砂を段ばねする場合 (3 m以上) は、人力積込を加算する。
ただし、ほかの運搬方法と経済比較する。(バックホウ、ベルコン等)

3 水替が必要な場合は、別途計上する。

(削る)

(2) 人力盛土 (埋戻し)

必携「森林整備保全事業施工パッケージ型積算方式の基準」1章土工⑥作業土工 (埋戻工) 施工方法「現場制約あり」を適用する。

(削る)

(2) 枝条片付

(新設)

枝条片付歩掛

(100m2 当たり)

名 称		単 位	1 種	2 種
普通作業員		人	0.42	0.71

備考1～2 (略)

(3) (略)

2 人力土工 (土砂)

森林土木 H30

機械施工ができない箇所の人力土工に適用する。

(1) 人力掘削 (床掘)

人力により掘り起こした土砂を3 m程度の範囲で投棄し、仮置又は積込を含む一連作業に適用する。
(10m3 当たり)

名 称	単 位	土 質 区 分	
		砂・砂質土、粘性土、礫質土	岩塊・玉石、軟岩 (I) A
普通作業員	人	4.2	6.0

備考1 基面整正を含む。

2 床掘した土砂を運搬する場合は、運搬費を別途加算すること。ただし、床掘と一連動作で積込する場合は、運搬費のみを加算する。(本表には積込作業が含まれている)

3 床掘土砂を段ばねする場合 (3 m以上) は、人力積込を加算する。
ただし、ほかの運搬方法と経済比較する。(バックホウ、ベルコン等)

4 水替が必要な場合は、別途計上する。

2) 人力盛土 (埋戻し)

仮置きされた土砂を人力により3 m程度までの範囲で投棄し、さらに敷きならしするまでの一連の作業に適用する。

(10m3 当たり)

名 称	単 位	土 質 区 分	
		砂・砂質土、粘性土、礫質土	岩塊・玉石、軟岩 (I) A
普通作業員	人	2.4	2.6

備考1 小運搬が必要な場合は、別途計上する。

2 盛土法面整形は、別途計上する
(削る)

3 岩石機械施工

掘削法の選定については、必携 第1編共通工 第1土工 1-4機械土工（岩石）3 掘削法の選定 掘削法の選定フローを標準とする。

(1) 機械損料の補正

岩石工に使用されるショベル系掘削機、ブルドーザ、ダンプトラックについては、作業条件が苛酷で機械の損耗がはげしいので、運転1時間当たり損料を、必携 第1編共通工 第1土工 1-4機械土工（岩石）5機械損料の補正により補正する。
なお、軟岩の掘削後の押土、積込及び運搬機械は補正しない。

(2) 岩石類の切土

ア. オープンカット

(ア) 軟岩（I）Bの掘削は次による。

- ① 大型ブレーカ油圧式 600～800 kg級、1300kg 級による施工を標準とする。
- ② リッパ付ブルドーザによる施工が可能な場合は、リッパ装置付ブルドーザ 18 t 級による施工とする。

(イ) 軟岩（I）B 以上の掘削は次による。

大型ブレーカ油圧式 600～800 kg級、1300kg 級と火薬掘削の組合せで施工する。

イ. 片切

(ア) 切土高が5m以下であれば、大型ブレーカ 600～800 kg級、1300kg 級で施工する。

(イ) (略)

ウ. 施工歩掛

(ア) リッパ掘削

必携 第1編共通工 第1土工 1-4機械土工（岩石）（参考）1(1)リッパ掘削施工歩掛を適用する。

[計算例]

押土を実施する際の、18 t 級ブルのq 値は必携 第1編共通工 第1土工 1-3 機械土工(土砂)(参考)ブルドーザ作業能力より下記のとおりとする。

q：1 サイクル当たり地山掘削押土量 (m³)

B：土工版の幅 (m)

H：土工版の高さ (m)

q=0.457 B H²

q=0.457×4.00×1.10²=2.21

(イ) 大型ブレーカ掘削

必携 第1編共通工 第1土工 1-4機械土工（岩石）6（1）大型ブレーカ掘削を適用する。

備考1 小運搬が必要な場合は、別途計上する。

2 締固めを必要とする場合は次による。

ア) 盛土の場合は、必携 第1編共通工 第1土工 1-9-2 振動ローラ締固め（狭幅）による歩掛を別途計上する。

イ) 埋戻しの場合は、必携 第1編共通工 第1土工 1-4 埋戻工によるタンパ締固め歩掛を別途計上する。

3 盛土法面整形は、別途計上する。

3 岩石機械施工

掘削法の選定については、必携 第1編共通工 第1土工 1-5機械土工（岩石）3 掘削法の選定 掘削法の選定フローを標準とする。

(1) 機械損料の補正

岩石工に使用されるショベル系掘削機、ブルドーザ、ダンプトラックについては、作業条件が苛酷で機械の損耗がはげしいので、運転1時間当たり損料を、必携 第1編共通工 第1土工 1-5機械土工（岩石）5機械損料の補正により補正する。
なお、軟岩の掘削後の押土、積込及び運搬機械は補正しない。

(2) 岩石類の切土

ア. オープンカット

(ア) 軟岩（I）Bの掘削は次による。

- ① 原則的には、リッパ装置付ブルドーザ 18 t 級で施工する。
- ② 上記施工が困難な場合や法制限がある場合は、大型ブレーカ 1300kg 級で施工する。

(イ) 軟岩（I）B 以外の掘削は次による。

大型ブレーカ油圧式 1300kg 級と火薬掘削の組合せで施工する。

イ. 片切

(ア) 切土高が5m以下であれば、大型ブレーカ 1300kg 級で施工する。

(イ) (略)

ウ. 施工歩掛

(ア) リッパ掘削

必携 第1編共通工 第1土工 1-5 機械土工（岩石）（参考）1(1)リッパ掘削施工歩掛を適用する。

[計算例]

18 t 級ブルはq の値を計算しなければならない。

(新設)

q=0.457×4.00×1.10³ =2.21 となるので式に当てはめる。

(イ) 大型ブレーカ掘削

必携 第1編共通工 第1土工 1-5機械土工（岩石）6（1）大型ブレーカ掘削を適用する。

① <u>破砕片除去を見込む場合は、必携第1編共通工 第1土工 1-3 機械土工（土砂）3（1）バックホウ掘削積込み（土砂）歩掛を別途計上する。</u> <u>（削る）</u> （ウ）大型ブレーカ床掘 必携 第1編共通工 第1土工 1-<u>4</u>機械土工（岩石）6（2）大型ブレーカ床掘を適用する。 ① <u>破砕片除去を見込む場合は、必携第1編共通工 第1土工 1-3 機械土工（土砂）3（3）作業土工（床掘工）歩掛を別途計上する。</u> <u>（削る）</u> （エ）火薬併用機械掘削 必携 第1編共通工 第1土工 1-<u>4</u>機械土工（岩石）（参考）1（2）火薬併用機械掘削を適用する。 <u>（削る）</u> （オ）人力併用機械掘削 必携 第1編共通工 第1土工 1-<u>4</u>機械土工（岩石）6（3）人力併用機械掘削を適用する。 <u>（削る）</u> （カ）大型ブレーカ転石破砕 必携 第1編共通工 第1土工 1-<u>5</u>転石破砕工 1大型ブレーカ転石破砕を適用する。 （キ）火薬転石破砕 必携 第1編共通工 第1土工 1-<u>5</u>転石破砕工 参考1火薬転石破砕を適用する。 <u>（削る）</u> 4～6（略） 7 盛 土 （1）人力盛土（埋戻し）歩掛 設計積算要領 2土工-2人力土工（土砂）(2)人力盛土（埋戻し）の歩掛を適用する。 （2）機械盛土 必携 第1編共通工 第1土工 1-<u>7</u>盛土工 1-<u>7</u>-1林道工事における盛土を適用する。ただし、林道工事における施工土量 5,000m³ 以上<u>で施工幅員 2.5m以上 4.0m未満の場合</u>、必携「森林整備保全事業施工パッケージ型積算方式の基準」1章 ②土工 路体（築堤）<u>盛土を適用し、施工幅員 4.0m以上の場合、必携第1編共通工 第1土工 1-7-2 盛土を適用する。</u> （3）残土敷均し・締固め ア、残土の処理については、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 13 条及び第 31 条に規定する技術的基準（同法施行令及び同法施行規則の関係条項を含む。）、同法施行令第 20 条	① <u>大型ブレーカの1時間当たり運転経費の単価表を作成する。</u> ② <u>大型ブレーカ掘削歩掛より掘削する岩の種類により、大型ブレーカの運転時間（h）やチゼル損耗費（本）を選択して単価表を作成する。</u> （ウ）大型ブレーカ床掘 必携 第1編共通工 第1土工 1-<u>5</u>機械土工（岩石）6（2）大型ブレーカ床掘を適用する。 ① <u>大型ブレーカの1時間当たりの運転経費の単価表を作成する。</u> ② <u>大型ブレーカ床掘歩掛より床掘の種類（Ⅰ、Ⅱ）と岩の種類により、大型ブレーカの運転時間（h）やチゼル損耗費（本）を選択して単価表を作成する。</u> （エ）火薬併用機械掘削 必携 第1編共通工 第1土工 1-<u>5</u>機械土工（岩石）（参考）1（2）火薬併用機械掘削を適用する。 ① <u>レッグハマ（日）、空気圧縮（日）や大型ブレーカ（h）バックホウ運転経費（h）の単価表をそれぞれ作成する。</u> ② <u>火薬併用機械掘削歩掛の数値に合わせて単価表を作成する。</u> （オ）人力併用機械掘削 必携 第1編共通工 第1土工 1-<u>5</u>機械土工（岩石）6（3）人力併用機械掘削を適用する。 ① <u>空気圧縮機運転経費（日）とバックホウ運転経費（h）の単価表を作成する。</u> ② <u>人力併用機械掘削歩掛の数値に合わせて単価表を作成する。</u> （カ）大型ブレーカ転石破砕 必携 第1編共通工 第1土工 1-<u>6</u>転石破砕工 1大型ブレーカ転石破砕を適用する。 （キ）火薬転石破砕 必携 第1編共通工 第1土工 1-<u>6</u>転石破砕工 参考1火薬転石破砕を適用する。 ① <u>空気圧縮機、リッパ装置付ブルドーザや大型ブレーカとバックホウの単価表を作成する。</u> ② <u>火薬転石破砕歩掛の数値に合わせて単価表を作成する。</u> 4～6（略） 7 盛 土 （1）人力盛土（埋戻し）歩掛 設計積算要領 2土工-2人力土工（土砂）<u>（2）</u>人力盛土（埋戻し）の歩掛を適用する。 （2）機械盛土 必携 第1編共通工 第1土工 1-<u>8</u>盛土工 1-<u>8</u>-1林道工事における盛土を適用する。ただし、林道工事における施工土量 5,000m³ 以上<u>の場合</u>、必携「森林整備保全事業施工パッケージ型積算方式の基準」1章 ②土工 路体（築堤）<u>盛土を適用する。</u> （3）残土敷均し・締固め ア、残土の処理については、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 13 条及び第 31 条に規定する技術的基準（同法施行令及び同法施行規則の関係条項を含む。）、同法施行令第 20 条
--	---

に規定する都道府県等の規則、盛土規制法の関連通知並びに盛土等防災マニュアルによることとし、通常ブルドーザにより必携 第1編共通工第1土工 1-7盛土工 1-7-2盛土を適用する。		に規定する都道府県等の規則、盛土規制法の関連通知並びに盛土等防災マニュアルによることとし、通常ブルドーザにより必携 第1編共通工第1土工 1-8盛土工 1-8-2盛土を適用する。	
なお、機械補助労務は見込まない。		なお、機械補助労務は見込まない。	
イ. 路体に腹付けして盛土と同様に扱う場合は次による。		イ. 路体に腹付けして盛土と同様に扱う場合は次による。	
機械盛土と同様に扱う。		機械盛土と同様に扱う。	
ウ. 標準機種では困難な場合の施工歩掛は次による。		ウ. 標準機種では困難な場合の施工歩掛は次による。	
必携 第2編治山 第1山地治山土工 1-4盛土工 1-4-1盛土（ブルドーザ敷均し）（狭幅）・1-4-2振動ローラ締固め（狭幅）を適用する。		必携 第1編共通工 第1土工 1-8-3盛土（ブルドーザ敷均し）（狭幅）・1-8-4振動ローラ締固め（狭幅）を適用する。	
8 小規模土工		8 小規模土工	
森林土木 R06		森林土木 R06	
(1) 適用範囲		(1) 適用範囲	
本歩掛は、バックホウを用いて行う下記のいずれかに該当する小規模な土工に適用する。		本歩掛は、バックホウを用いて行う下記のいずれかに該当する小規模な土工に適用する。	
・ 1箇所当たりの施工土量が 100m3 程度までの掘削、積込。		・ 1箇所当たりの施工土量が 100m3 程度までの掘削、積込。	
・ 1箇所当たりの施工土量が 100m3 程度まで、または平均施工幅 1 m未満の床掘及びそれに伴う埋戻し。		・ 1箇所当たりの施工土量が 100m3 程度まで、または平均施工幅 1 m未満の床掘及びそれに伴う埋戻し。	
適用土質は、土砂（砂質土及び砂、粘性土、礫質土）とする。		適用土質は、土砂（砂質土及び砂、粘性土、礫質土）とする。	
「1箇所当たり」とは目的物（構造物・掘削等）1箇所当たりのことであり、目的物が連続している場合は、連続している区間を1箇所とする。		「1箇所当たり」とは目的物（構造物・掘削等）1箇所当たりのことであり、目的物が連続している場合は、連続している区間を1箇所とする。	
なお、小規模土工の施工数量及び作業内容については「標準」を基本とする。		(新設)	
(2) 掘削積込作業		(2) 床掘作業	
掘削作業は、必携「森林整備保全事業施工パッケージ型積算方式の基準」1章 土工②土工 3-1 掘削 施工方法「上記以外（小規模）」を適用する。		土質区分「土砂」の場合は、必携「森林整備保全事業施工パッケージ型積算方式の基準」1章 土工④作業土工（床掘工）施工方法「左記以外（小規模土工）」を適用する。	
積込作業が必要な場合は、必携「森林整備保全事業施工パッケージ型積算方式の基準」1章 土工②土工 3-7 積込（ルーズ） 施工方法「上記以外（小規模）」を適用する。		上記以外の場合のバックホウによる床掘作業の施工歩掛については、次表とする。	
(削る)		なお、小規模土工の施工数量は「標準」を標準とする。	
		(10m3 当たり)	
</			

名 称	規 格	単 位	数 量
普通作業員		人	0.3
バックホウ （クローラ型）運転	後方超小型旋回型・排出ガス対策型（第2次基準値）山積0.28m ³ （平積0.20m ³ ）	日	1/3.2
諸雑費		式	1
計			

（4）埋戻し作業

必携「森林整備保全事業施工パッケージ型積算方式の基準」1章 土工⑥作業土工（埋戻工）施工方法「左記以外（小規模土工）」を適用する。

（削る）

（5）機械運転単価表

名 称	規 格	適用単価表	指定事項
バックホウ （クローラ型）運転	後方超小型旋回型・排出ガス対策型（第2次基準値）山積0.28m ³ （平積0.20m ³ ）	機－18	運転労務数量→1.00 燃料消費量→40 機械損料数量→1.57

9 側溝歩掛

本局H7

（1）人力歩掛

ア．土石類

人力掘削（床掘）歩掛（設計積算要領 2土工-2人力土工（土砂）-（1）人力掘削（床掘））＋人力による切土法面整形歩掛（必携 第1編共通工 第1土工 1-9-1）を準用する。

本表の断面積は、土石類 0.18m²、岩塊・玉石・軟岩（Ⅰ）A 0.15m²、その他 0.12m² であり、他の場合は別途計算すること。

【計算例】土石類は掘削土量 1.8m³、面積は 4.24m² となる。

掘削土量：(0.90m＋0.30m) × 0.30m ÷ 2 × 10m ≒ 1.80m³ となる。

掘削面積：√ (0.3m²＋0.3m²) × 2(両法) × 50% × 10m ≒ 4.24m² となる。

(10m当たり)

（4）機械運転単価表

（新設）

名 称	規 格	適用単価表	指定事項
バックホウ （クローラ型）運転	後方超小型旋回型・排出ガス対策型（第2次基準値）山積0.28m ³ （平積0.20m ³ ）	機－18	運転労務数量→1.00 燃料消費量→40 機械損料数量→1.57

（新設）

9 側溝歩掛

本局H7

（1）人力歩掛

ア．土石類

人力掘削（床掘）歩掛（設計積算要領 2土工-2人力土工（土砂）-（1）人力掘削（床掘））＋人力による切土法面整形歩掛（必携 第1編共通工 第1土工 1-10-1）を採用する。

本表の断面積は、土石類 0.18m²、軟岩（Ⅰ）A 0.15m²、その他 0.12m² であり、他の場合は別途計算すること。

【計算例】土石類は掘削土量 1.8m³、面積は 4.24m² となる。

掘削土量：(0.90m＋0.30m) × 0.30m ÷ 2 × 10m ≒ 1.80m³ となる。

掘削面積：√ (0.3m²＋0.3m²) × 2(両法) × 50% × 10m ≒ 4.24m² となる。

(10m当たり)

名称	単位	砂・砂質土・粘性土・礫質土（削る）	<u>岩塊・玉石</u> ・軟岩（Ⅰ）A
人力掘削（床掘）	m3	1.80	1.50
人力による切土法面整形	m2	4.24	3.61

※人力による切土法面整形歩掛に含まれる諸雑費率2%については、仮設ロープ損料等の費用であることから側溝歩掛に使用する際は控除する。

（2）機械（バックホウ）歩掛

ア．土石類

必携「森林整備保全事業施工パッケージ型積算方式の基準」1章 土工④作業土工（床掘工）施工方法「上記以外（小規模土工）」＋人力による切土法面整形歩掛（必携 第1編共通工 第1土工 1-9-1）を準用する。
本表は、断面積を土石類 0.18m2 の場合であり、他の場合は別途計算すること。

（10m当たり）

名称	規格	単位	砂 砂質土	粘性土 礫質土
バックホウ （クローラ型）運転 （床掘）	後方超小旋回型 排出ガス対策型 （第2次基準値） 山積0.28m3	m3	1.80	1.80
人力による 切土法面整形		m2	4.24	4.24

※人力による切土法面整形歩掛に含まれる諸雑費率2%については、仮設ロープ損料等の費用であることから側溝歩掛に使用する際は控除する。

イ．岩石類

小規模土工（床掘作業）（設計積算要領 2土工-8小規模土工-（3）床掘作業）＋大型ブレーカ床掘（必携 第1編共通工、第1土工1-4・6（2））＋人力による切土法面整形歩掛（必携 第1編共通工 第1土工 1-9-1）を準用する。
本表は、断面積を岩塊類 0.18m2、軟岩（Ⅰ）A 0.15m2、その他 0.12m2 の場合であり、他の場合は別途計算すること。

（10m当たり）

名称	規格	単位	岩塊 玉石	軟岩 （Ⅰ）A	軟岩 （Ⅰ）B	軟岩 （Ⅱ）	中硬岩	硬岩 （Ⅰ）
バックホウ （クローラ型）運転 （床掘）	後方超小旋回型 排出ガス対策型 （第2次基準値） 山積 0.28 m³	m3	1.80	1.50	1.20	1.20	1.20	1.20
大型ブレーカ 床掘	超低騒音型・排出 ガス対策型（3次 基準値）クローラ 型山積 0.80 m³ 油圧式 1,300 kg級 <u>超低騒音型・後方</u>	m3	—	—	1.20	1.20	1.20	1.20

名称	単位	砂・砂質土・粘性土・礫質土・ <u>岩塊・玉石</u>	（新設）軟岩（Ⅰ）A
人力掘削（床掘）	m3	1.80	1.50
人力による切土法面整形	m2	4.24	3.61

（新設）

（2）機械（バックホウ）歩掛

ア．土石類

必携「森林整備保全事業施工パッケージ型積算方式の基準」1章 土工④作業土工（床掘工）施工方法「左記以外（小規模土工）」＋人力による切土法面整形歩掛（必携 第1編共通工 第1土工 1-10-1）（新設）
本表は、断面積を土石類 0.18m2 の場合であり、他の場合は別途計算すること。

（10m当たり）

名称	規格	単位	砂 砂質土	粘性土 礫質土
バックホウ （クローラ型）運転 （床掘）	後方超小旋回型 排出ガス対策型 （第2次基準値） 山積0.28m3	m3	1.80	1.80
人力による 切土法面整形		m2	4.24	4.24

（新設）

イ．岩石類

小規模土工（床掘作業）（設計積算要領 2土工-8小規模土工-（2）床掘作業）＋大型ブレーカ掘削（必携第1編共通工、第1土工1-5・6（1））（新設）を採用する。

本表は、断面積を岩塊類 0.18m2、軟岩（Ⅰ）A 0.15m2、その他 0.12m2 の場合であり、他の場合は別途計算すること。

（10m当たり）

名称	規格	単位	岩塊 玉石	軟岩 （Ⅰ）A	軟岩 （B）	軟岩 （Ⅱ）	中硬岩	硬岩 （Ⅰ）
バックホウ （クローラ型）運転 （床掘）	後方超小旋回型 排出ガス対策型 （第2次基準値） 山積 0.28 m³	m3	1.80	1.50	1.20	1.20	1.20	1.20
大型ブレーカ 床掘	超低騒音型・排出 ガス対策型（3次 基準値）クローラ 型山積 0.80 m³ 油圧式 1,300 kg級 （新設）	m3	—	—	1.20	1.20	1.20	1.20

	<u>超小旋回型・排出ガス対策型（2014年規制）クローラ型山積 0.45 m³油圧式 600～800 kg級</u>							
人力による切土法面整形		m2	4.24	3.61	3.16	3.16	3.16	3.16

※人力による切土法面整形歩掛に含まれる諸雑費率 2%については、仮設ロープ損料等の費用であることから側溝歩掛に使用する際は控除する。

ただし、軟岩（Ⅰ）B以上の人力による切土法面整形歩掛に含まれる諸雑費率 9%については、空気圧縮機賃料、ピックハンマ賃料及びノミの損耗費を含むことから、仮設ロープ損料等に相当する諸雑費率 2%を控除した 7%を諸雑費率として計上する

1 0 大側溝（バックホウ）歩掛

本歩掛は、水路工事にも適用する。

（1）土石類

作業土工（床掘工）（必携 第1編共通工 第1土工 1-3・3（3））+人力による切土法面整形歩掛（必携 第1編共通工 第1土工 1-9-1）を採用する。

なお、作業土工（床掘）の現場条件は障害なしを標準とし、これにより難い場合は障害ありを適用することとする。

また、補助労務が必要な場合においては、作業土工（床掘工）補助労務（必携 第1編共通工第1土工 1-3・3（3）②）を計上することができる。

【計算例】土石類の人力による切土整形は、

世話役 0.7 人/100m2 × 10m = 0.07 人 となる。

普通作業員 5.9 人/100m2 × 10m = 0.59 人 となる。

(10m3 当たり)

名称	規格	単位	砂・砂質土・粘性土・礫質土	岩塊・玉石・軟岩（Ⅰ）A
バックホウ（クローラ型）運転（床掘）	標準型・超低騒音型・排出ガス対策型（3次基準値）山積 0.8 m ³ （平積 0.6 m ³ ） <u>後方超小旋回型・超低騒音型・排出ガス対策型（2014年規制）山積 0.45 m³（平積 0.35 m³）</u>	m3	10.0	10.0
世話役		人	0.07	0.07

人力による切土法面整形		m2	4.24	3.61	3.16	3.16	3.16	3.16	

(新設)

1 0 大側溝（バックホウ）歩掛

本歩掛は、水路工事にも適用する。

（1）土石類

作業土工（床掘工）（必携 第1編共通工 第1土工 1-3・3（3））+人力による切土法面整形歩掛（必携 第1編共通工 第1土工 1-10-1）を採用する。

なお、作業土工（床掘）の現場条件は障害なしを標準とし、これにより難い場合は障害ありを適用することとする。

また、補助労務が必要な場合においては、作業土工（床掘工）補助労務（必携 第1編共通工第1土工 1-3・3（3）②）を計上することができる。

【計算例】土石類の人力による切土整形は、

世話役 0.7 人/100m2 × 10m = 0.07 人 となる。

普通作業員 5.9 人/100m2 × 10m = 0.59 人 となる。

(10m3 当たり)

名称	規格	単位	砂・砂質土・粘性土・礫質土	岩塊・玉石・軟岩（Ⅰ）A
バックホウ（クローラ型）運転（床掘）	標準型・超低騒音型・排出ガス対策型（3次基準値）山積 0.8 m ³ （平積 0.6 m ³ ） （新設）	m3	10.0	10.0
世話役		人	0.07	0.07

普通作業員		〃	0.59	0.59
-------	--	---	------	------

備考1 本歩掛については、バックホウ（標準型・超低騒音型・排出ガス対策型(第3次基準値)山積 0.8m3(平積 0.6m3))、(後方超小旋回型・超低騒音型・排出ガス対策型〔2014年規制〕山積 0.45m3（平積 0.35m3））を標準とする。

2 岩塊・玉石で破碎を要する場合は、破碎経費を別途経常すること。

(2) 岩石類

バックホウ床掘（土砂）（必携 第1編共通工 第1土工 1-3-3(2)）+人力による切土法面整形歩掛（必携 第1編共通工 第1土工 1-9-1）+大型ブレーカ床掘（必携 第1編共通工 第1土工 1-4・6（2））を採用する。

諸雑費率は、空気圧縮機賃料、ピックハンマ賃料及びノミの損耗費であり、労務費の合計に下表の率を乗じた金額として計上する。

(10m3 当たり)						
名称	規格	単位	軟岩 (Ⅰ)B	軟岩 (Ⅱ)	中硬岩	硬岩 (Ⅰ)
バックホウ (クローラ型) 運転 (床掘)	後方超小旋回型 排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積 0.28 m³	m3	10.0	10.0	10.0	10.0
大型ブレーカ床掘	超低騒音型・排出ガス対策 型(3次基準値) クローラ型 山積 0.80 m³ 油圧式 1,300 kg級 <u>超低騒音型・後方超小旋回 型・排出ガス対策型(2014年 規制) クローラ型</u> <u>山積 0.45 m³</u> <u>油圧式 600～800 kg級</u>	m3	10.0	10.0	10.0	10.0
世話役		人	0.19	0.19	0.19	0.19
特殊作業員		人	0.51	0.51	0.51	0.51
普通作業員		人	0.65	0.65	0.65	0.65
諸雑費率		%	<u>0.7</u>	<u>0.7</u>	<u>0.7</u>	<u>0.7</u>

1 1 ～ 1 2 (略)

1 3 人 力 法 面 整 形

必携 第1編共通工 第1土工 1-9 人力法面整形 1-9-1 人力による切土整形歩掛・1-9-2 人力による築立（土羽）整形歩掛を適用する。

1 4 機 械 法 面 整 形

普通作業員		〃	0.59	0.59
-------	--	---	------	------

備考1 本歩掛については、バックホウ（標準型・超低騒音型・排出ガス対策型(第3次基準値)山積 0.8m3(平積 0.6m3))、（新設）を標準とする。

2 岩塊・玉石で破碎を要する場合は、破碎経費を別途経常すること。

(2) 岩石類

バックホウ掘削（土砂）（必携 第1編共通工 第1土工 1-3-3(2)）+人力による切土法面整形歩掛（必携 第1編共通工 第1土工 1-10-1）+大型ブレーカ掘削（必携 第1編共通工 第1土工 1-5・6（1））を採用する。

諸雑費率は、コンクリートブレーカ用ノミの損耗費であり、労務費の合計に下表の率を乗じた金額として計上する。

(10m3 当たり)						
名称	規格	単位	軟岩 (Ⅰ)B	軟岩 (Ⅱ)	中硬岩	硬岩
バックホウ (クローラ型) 運転 (床掘)	後方超小旋回型 排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積 0.28 m³	m3	10.0	10.0	10.0	10.0
大型ブレーカ床掘	超低騒音型・排出ガス対策 型(3次基準値) クローラ型 山積 0.80 m³ 油圧式 1,300 kg級 (新設)	m3	10.0	10.0	10.0	10.0
世話役		人	0.19	0.19	0.19	0.19
特殊作業員		人	0.51	0.51	0.51	0.51
普通作業員		人	0.65	0.65	0.65	0.65
諸雑費率		%	<u>0.9</u>	<u>0.9</u>	<u>0.9</u>	<u>0.9</u>

1 1 ～ 1 2 (略)

1 3 人 力 法 面 整 形

必携 第1編共通工 第1土工 1-10 人力法面整形 1-10-1 人力による切土整形歩掛・1-10-2 人力による築立（土羽）整形歩掛を適用する。

1 4 機 械 法 面 整 形

(1) 切土法面整形歩掛

切土法面整形は、機械による粗面仕上げを基本とする。

粗面仕上げ以外を施工する場合は、必携 第1編共通工 第1土工1-8機械法面整形1-8-1切土法面整形歩掛を適用する。

機械による切土整形（粗面仕上げ）歩掛表

(100m2 当たり)

名 称	規 格	単位	砂・砂質土 粘性土	礫質土	岩塊・玉石 軟岩(Ⅰ)A
世話役		人	0.05	0.08	0.09
普通作業員		〃	0.30	0.32	0.47
バックホウ運転	排出ガス対策型（第2次基準値）クローラ型山 0.28 m ³	h	5.30	7.00	9.60
〃	排出ガス対策型（第2次基準値）クローラ型山 0.45 m ³	h	4.30	5.60	8.20
〃	排出ガス対策型（第2次基準値）クローラ型山 0.8 m ³	h	3.20	4.20	6.80

備考 1 本歩掛には、残土の積込み及び法面の保護は含まない。

2 本歩掛は、バックホウによる法面整形歩掛であり、仕上げの程度はバックホウの爪痕が残る程度に仕上げる場合の歩掛である。

〔参考〕本歩掛は、土石の平均法長4mとし、法頭0.3m（根切り等には人力が必要）及び法尻0.3m程度は角付け等のため人力が必要であり、 $0.6 \div 4 = 15\%$ 程度の人力を見込む必要がある。上表の世話役及び普通作業員は機械法面整形の人力歩掛の15%を見込んだものである。

（平成6年10月林野庁業務第一課指示による。）

(削る)

(2) 盛土法面整形歩掛（削取り整形）

(1) 切土法面整形歩掛

切土法面整形は、機械による粗面仕上げを基本とする。

粗面仕上げ以外を施工する場合は、必携 第1編共通工 第1土工1-9機械法面整形1-9-1切土法面整形歩掛を適用する。

機械による切土整形（粗面仕上げ）歩掛表

(100m2 当たり)

名 称	規 格	単位	砂・砂質土 粘性土	礫質土	岩塊・玉石 軟岩(Ⅰ)A
世話役		人	0.05	0.08	0.09
普通作業員		〃	0.30	0.32	0.47
バックホウ運転	排出ガス対策型（第2次基準値）クローラ型山 0.28 m ³	h	5.30	7.00	9.60
〃	排出ガス対策型（第2次基準値）クローラ型山 0.45 m ³	h	4.30	5.60	8.20
〃	排出ガス対策型（第2次基準値）クローラ型山 0.8 m ³	h	3.20	4.20	6.80

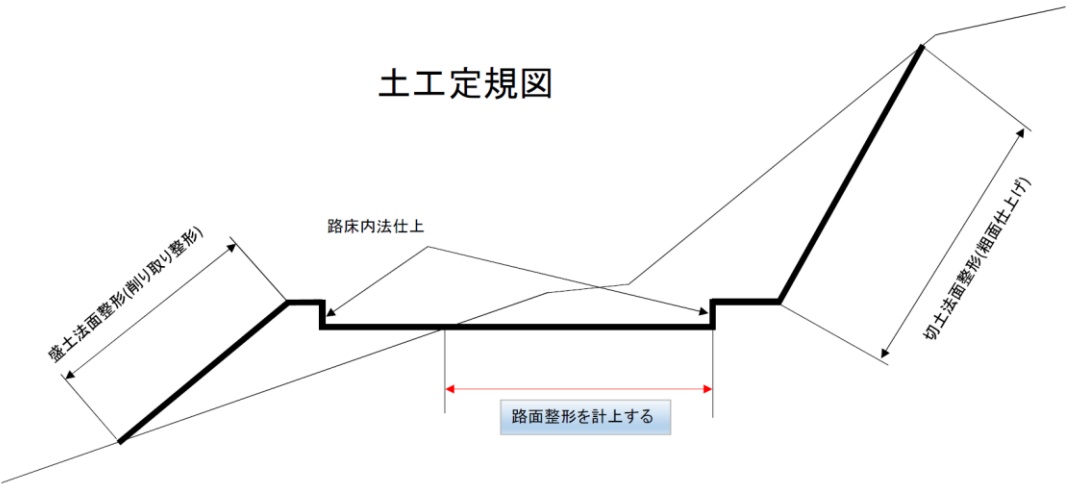
備考 1 本歩掛には、残土の積込み及び法面の保護は含まない。

2 本歩掛は、バックホウによる法面整形歩掛であり、仕上げの程度はバックホウの爪痕が残る程度に仕上げる場合の歩掛である。

〔参考〕本歩掛は、土石の平均法長4mとし、法頭0.3m（根切り等には人力が必要）及び法尻0.3m程度は角付け等のため人力が必要であり、 $0.6 \div 4 = 15\%$ 程度の人力を見込む必要がある。上表の世話役及び普通作業員は機械法面整形の人力歩掛の15%を見込んだものである。

（平成6年10月林野庁業務第一課指示による。）

3 路床内の切土面（盛土箇所は除く）については、路面整形として切土法面整形を行う。



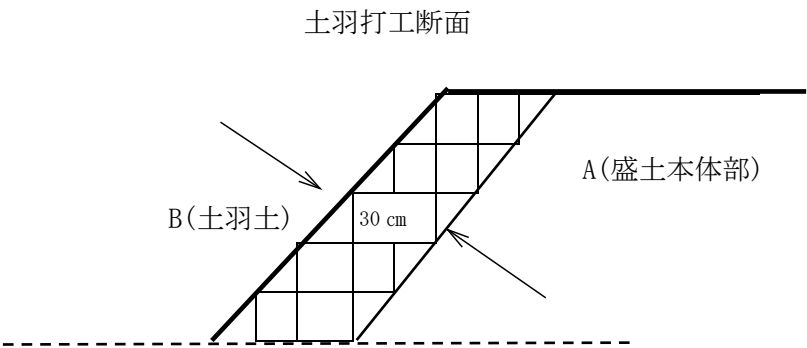
(2) 盛土法面整形歩掛（削取り整形）

盛土法面整形は、必携 第1編共通工 第1土工1-8機械法面整形1-8-2盛土法面整形歩掛（削取り整形）を適用する。

(3) 機械による築立（土羽）整形歩掛

築立（土羽）整形歩掛は、必携 第1編共通工 第1土工1-8機械法面整形1-8-3機械による築立（土羽）整形歩掛を適用する。

盛土量の総計は、下図に示すA（盛土本体部）とB（土羽土）の合計であるが、Bの部分に係る敷均し及び締固めについては盛土法面整形歩掛が適用されるため、Aの部分に係る敷均し、締固めのみ盛土歩掛を適用する。



(4) 残土法面整形（機械施工）歩掛

残土法面整形については次により、盛土法面整形の60%とする。
なお、緑化を必要とする場合は播種工等について別途計上する。

残土法面整形工（機械施工）歩掛

(100m2 当たり)

名 称	規 格	単位	砂・砂質土・粘性土	礫質土
世話役		人	0.06	0.06
普通作業員		〃	0.42	0.30
バックホウ運転	排出ガス対策型（第2次基準値） クローラ型山積 0.28m ³ (平積 0.2m ³)	h	2.64	2.34
	排出ガス対策型（第2次基準値） クローラ型山積 0.45m ³ (平積 0.35m ³)	h	2.10	1.86
〃	排出ガス対策型（第2次基準値） クローラ型山積 0.8m ³ (平積 0.6m ³)	h	1.56	1.38

備考 1 緑化を必要とする場合は別途計上する。

2 本歩掛は、平成7年度道内五局林道設計積算担当者会議で、盛土法面整形歩掛の60%とするに
したものである。

(5) (略)

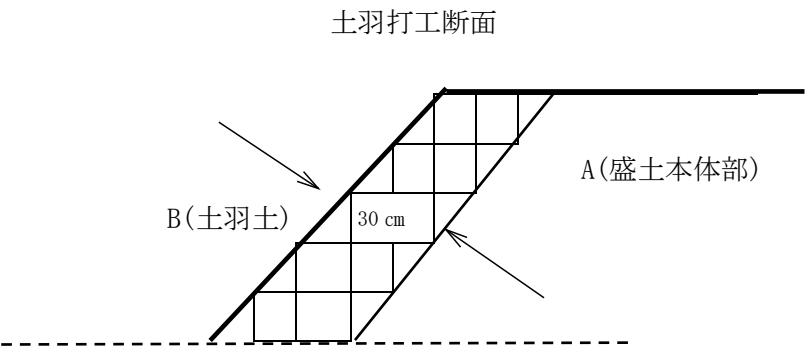
(削る)

盛土法面整形は、必携 第1編共通工 第1土工1-9機械法面整形1-9-2盛土法面整形歩掛（削取り整形）を適用する。

(3) 機械による築立（土羽）整形歩掛

築立（土羽）整形歩掛は、必携 第1編共通工 第1土工1-9機械法面整形1-9-3機械による築立（土羽）整形歩掛を適用する。

盛土量の総計は、下図に示すA（盛土本体部）とB（土羽土）の合計であるが、Bの部分に係る敷均し及び締固めについては盛土法面整形歩掛が適用されるため、Aの部分に係る敷均し、締固めのみ盛土歩掛を適用する。



(4) 残土法面整形（機械施工）歩掛

残土法面整形については次により、盛土法面整形の60%とする。
なお、緑化を必要とする場合は(5) 残土法面仕上工を用いて別途計上する。

残土法面整形工（機械施工）歩掛

(100m2 当たり)

名 称	規 格	単位	砂・砂質土・粘性土	礫質土
世話役		人	0.06	0.06
普通作業員		〃	0.42	0.30
バックホウ運転	排出ガス対策型（第2次基準値） クローラ型山積 0.28m ³ (平積 0.2m ³)	h	2.64	2.34
	排出ガス対策型（第2次基準値） クローラ型山積 0.45m ³ (平積 0.35m ³)	h	2.10	1.86
〃	排出ガス対策型（第2次基準値） クローラ型山積 0.8m ³ (平積 0.6m ³)	h	1.56	1.38

備考 1 緑化を必要とする場合は別途計上する。

2 本歩掛は、平成7年度道内五局林道設計積算担当者会議で、盛土法面整形歩掛の60%とするに
したものである。

(5) (略)

(6) 盛土法面仕上工及び残土法面仕上工の積算について

盛土法面仕上工及び残土法面仕上工の単価の算出及び本工事内訳書への計上はそれぞれ別々

15 機械床掘歩掛

(1) (略)

(2) 岩石類

必携 第1編共通工 第1土工 1-4-6(2)大型ブレーカ床掘+作業土工(床掘工)(必携 第1編共通工 第1土工 1-3-3(3))を適用する。

また、補助労務として必携 第1編共通工 第1土工 1-3-3(3)②作業土工(床掘工)補助労務を適用する。

なお、バックホウ掘削積込み(土砂)の現場条件は「障害なし」を標準とし、これにより難しい場合は「障害あり」を適用することとする。

(削る)

(3) (略)

16 埋戻工歩掛

人力による埋戻しは必携「森林整備保全事業施工パッケージ型積算方式の基準」1章土工⑥作業土工(埋戻工)施工方法「現場制約あり」を適用する。

上記以外については、必携「森林整備保全事業施工パッケージ型積算方式の基準」1章 土工⑥作業土工(埋戻工)を適用する。

17 裏込工

裏込工は、必携「森林整備保全事業施工パッケージ型積算方式の基準」1章 土工⑥作業土工(埋戻工)を裏

に行うこととする。

15 機械床掘歩掛

(1) (略)

(2) 岩石類

必携 第1編共通工 第1土工 1-5-6(2)大型ブレーカ床掘+バックホウ掘削積込み(土砂)(必携 第1編共通工 第1土工 1-3-3(1))の作業種別「ルーズな状態の積込み」を適用する。

また、補助労務として必携 第1編共通工 第1土工 1-3-3(3)②作業土工(床掘工)補助労務を適用する。

なお、バックホウ掘削積込み(土砂)の現場条件は「障害なし」を標準とし、これにより難しい場合は「障害あり」を適用することとする。

(10m3 当たり)

名称	規格	単位	床掘 (I)				床掘 (II)			
			軟岩 (I) B	軟岩 (II)	中硬岩	硬岩 (I)	軟岩 (I) B	軟岩 (II)	中硬岩	硬岩 (I)
普通作業員		人	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
バックホウ運転	超低騒音型・排出ガス対策型(第3次基準値)クローラ型山積 0.8m ³ 級	m3	10	10	10	10	10	10	10	10
大型ブレーカ運転	超低騒音型・排出ガス対策型(第3次基準値)クローラ型山積 0.8m ³ 級 1,300 kg級	h	0.82	1.02	1.35	1.75	1.59	1.96	2.56	3.45

(3) (略)

16 埋戻工歩掛

人力による埋戻しは、必携 第1編共通工 第1土工 1-4埋戻工を適用する。

上記以外については、必携「森林整備保全事業施工パッケージ型積算方式の基準」1章 土工⑥作業土工(埋戻工)を適用する。

17 裏込工

裏込工は、必携 第1編共通工 第1土工 1-4埋戻工及び必携「森林整備保全事業施工パッケージ型積算方

込工と読み替えて適用する。

1 8 路盤工

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) 路床内法仕上工歩掛 (参考歩掛)

路床内法仕上工は次の歩掛による。

(100m2 当たり)

名 称	規 格	単位	路床内法仕上工
世話人		人	0.2
普通作業員		〃	0.6
バックホウ 運転	排出ガス対策型 (第2基準値) クローラ型山積 0.8m³(法面バケ ット付き)	h	2.6

備考 1 バックホウ(法面バケット付)損料は、バックホウ(クローラ型)損料と同額とする。

- 2 本歩掛には、残土の積込、運搬並びに法面保護は含まない。
- 3 人力切盛土及び人力機械の併用施工の場合は計上しないこと。
- 4 岩石類については、路床内法仕上工は設けないこと。
- 5 作成単位を m 当たりで計上する場合は次のとおり計算し設定すること。

(例) 路床厚さ H=20cm の場合 100m2 ÷ (0.2×2) =250m

(例) 路床厚さ H=30cm の場合 100m2 ÷ (0.3×2) =166.6≒167m

(4) 路床暗渠工

路床暗渠工の設計については、「森林整備保全事業設計要領 第3章路盤工ー5路床暗渠工」によることとする。

路床暗渠工の積算については、路床暗渠工として次の歩掛を適用する

- ① (略)
- ② (略)
- ③植生土のう

路床排水工及び木製路面排水工にて盛土法面へ排水する場合に、植生土のうは6袋/m、アンカーピンは4本/袋を設計する。

植生土のう歩掛は、必携 第2編治山 3-15-2植生土のう水路工を準用(5列から3列に換算)し、床拵えは、森林整備保全事業設計積算要領 6土留工・擁壁工等ー11かご工 (5) 二重ふとんかご工の 0.2人/10m2を準用する。

1 9 構造物取りこわし工

必携 第1編共通工 第1土工 1-10コンクリート構造物取りこわし工を適用する。

これにより難い場合においては、必携 森林整備保全事業施工パッケージ型積算方式の基準 2章共通工 ①9 構造物とりこわし工を適用する。

2 0 流木除去工

式の基準」1章 土工⑤作業土工(埋戻工)を裏込工と読み替えて適用する。

1 8 路盤工

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) 路床内法仕上工歩掛

路床内法仕上工は次の歩掛による。

(100m2 当たり)

名 称	規 格	単位	路床内法仕上工
世話人		人	0.2
普通作業員		〃	0.6
バックホウ 運転	排出ガス対策型 (第2基準値) クローラ型山積 0.8m³(法面バケ ット付き)	h	2.6

備考 1 バックホウ(法面バケット付)損料は、バックホウ(クローラ型)損料と同額とする。

- 2 本歩掛には、残土の積込、運搬並びに法面保護は含まない。
- 3 人力切盛土及び人力機械の併用施工の場合は計上しないこと。
- 4 岩石類については、路床内法仕上工は設けないこと。
- 5 作成単位を m 当たりで計上する場合は次のとおり計算し設定すること。

(例) 路床厚さ H=20cm の場合 100m2 ÷ (0.2×2) =250m

(例) 路床厚さ H=30cm の場合 100m2 ÷ (0.3×2) =166.6≒167m

(4) 路床暗渠工

路床暗渠工の設計については、「森林整備保全事業設計要領 第3章路盤工ー5路床暗渠工」によることとする。

路床暗渠工の積算については、路床暗渠工として次の歩掛を適用する

- ① (略)
- ② (略)
- ③植生土のう

路床排水工及び木製路面排水工にて盛土法面へ排水する場合に、植生土のうは6袋/m、アンカーピンは4本/袋を設計する。

植生土のう歩掛は、必携 第2編治山 3-15-2植生土のう水路工を準用(5列から3列に換算)し、床拵えは、森林整備保全事業設計積算要領 6土留工・擁壁工等ー11かご工二 (6) 二重ふとんかご工の 0.2人/10m2を準用する。

1 9 構造物取りこわし工

必携 第1編共通工 第1土工 1-12構造物取りこわし工を適用する。

これにより難い場合においては、必携 森林整備保全事業施工パッケージ型積算方式の基準 2章共通工 構造物とりこわし工を適用する。

2 0 流木除去工

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) 施工歩掛

ア. (略)

イ. 流木積込

集積した流木を機械により、積込する場合の歩掛は、次表を標準とする。

流木積込歩掛 (10m3 当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量
掴み装置付バックホウ運転	排出ガス対策型 (第2次基準値) クローラ型山積 0.8m3・掴み装置 1.0m 級	h	0.2
諸雑費		%	12.0

- 注) 1 上表は実体積である。
- 2 諸雑費は、運搬や発生材の受入条件等のために流木を切断する費用であり、機械損料及び運転経費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。
- なお、切断を必要としない場合、諸雑費は計上しない。
- 3 集積を行う場合は、「ア. 流木集積・積込」による

ウ (略)

エ. 単価表

1) 流木集積・積込 10m3 当り単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
土木一般世話役		人	0.06	(3)ア
普通作業員		〃	0.19	〃
軽作業員		〃	0.01	〃
掴み装置付 バックホウ運転	排出ガス対策型 (第2次基準値) クローラ型山積 0.8m3・掴み装置 1.0m 級	h	0.6	〃
諸雑費		%	4.0	〃
計				

2) 流木積込 10m3 当たり単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
掴み装置付バックホウ運転	排出ガス対策型 (第2次基準値) クローラ型山積 0.8m3・掴み装置 1.0m 級	h	0.2	(3)イ
諸雑費		%	12.0	〃
計				

3)～4) (略)

5) 掴み装置付バックホウ運転費単価表 (1 h 当り)

名 称	単 位	クローラ型山積 0.8m3 (平積 0.6m3) 排出ガス対策型 (第2次基準値) 掴み装置 1.0m 級
運転手 (特殊)	人	<u>0.17</u>
軽油	ℓ	<u>15</u>
機械損料	h	1
掴み装置損料	〃	1

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) 施工歩掛

ア. (略)

イ. 流木積込

集積した流木を機械により、積込する場合の歩掛は、次表を標準とする。

流木積込歩掛 (10m3 当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量
掴み装置付バックホウ運転	排出ガス対策型 (第1次基準値) クローラ型山積 0.8m3・掴み装置 1.0m 級	h	0.2
諸雑費		%	12.0

- 注) 1 上表は実体積である。
- 2 諸雑費は、運搬や発生材の受入条件等のために流木を切断する費用であり、機械損料及び運転経費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。
- (新設)
- 3 集積を行う場合は、「ア. 流木集積・積込」による

ウ. (略)

エ. 単価表

1) 流木集積・積込 10m3 当り単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
土木一般世話役		人	0.06	(3)ア
普通作業員		〃	0.19	〃
軽作業員		〃	0.01	〃
掴み装置付 バックホウ運転	排出ガス対策型 (第1次基準値) クローラ型山積 0.8m3・掴み装置 1.0m 級	h	0.6	〃
諸雑費		%	4.0	〃
計				

2) 流木積込 10m3 当たり単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
掴み装置付バックホウ運転	排出ガス対策型 (第1次基準値) クローラ型山積 0.8m3・掴み装置 1.0m 級	h	0.2	(3)イ
諸雑費		%	12.0	〃
計				

3)～4) (略)

5) 掴み装置付バックホウ運転費単価表 (1 h 当り)

名 称	単 位	クローラ型山積 0.8m3 (平積 0.6m3) 排出ガス対策型 (第1次基準値) 掴み装置 1.0m 級
運転手 (特殊)	人	<u>0.16</u>
軽油	ℓ	<u>16</u>
機械損料	h	1
掴み装置損料	〃	1

6) ダンプトラック運転費（指定事項）（1 h 当り）

名 称	単 位	ダンプトラック		
		2 t 積級	4 t 積級	1 0 t 積級
軽油	ℓ	3.5	5.4	9.8
運転手（一般）	人	0.17	0.17	0.17
損 料	h	1	1	1
損耗費	〃	1	1	1

3～4（略）

5 溝渠工・法面工

1 溝渠工（水路工）

(1)～(6)（略）

(7) 集水桝

ア. ポリ集水桝据付歩掛

本歩掛は、小運搬、組立を含み、床掘には呑口の管底以下の部分を含む。

(1 個当たり)

名 称	作 業 種	単位	φ 20 cm用	φ 30 cm用	φ 40 cm用
普通作業員	組立据付	人	0.02	0.04	0.05
	床 掘	〃	0.01	0.02	0.04
	計	〃	0.03	0.06	0.09
ポリ集水桝		個	1.0	1.0	1.0

(8) コルゲートパイプ等

ア. コルゲートパイプ

必携 施工パ基準 2 章 排水構造物工 3-11 を適用する。

円形 1 型の管径 250～600mm の歩掛は次のとおりする。

(10m 当たり)

型式		円形
管径	mm	250～600
普通作業員	人	2.6

※撤去歩掛は、据付歩掛の 50%とする。

(削る)

6) ダンプトラック運転費（指定事項）（1 h 当り）

名 称	単 位	ダンプトラック		
		2 t 積級	4 t 積級	1 0 t 積級
軽油	ℓ	3.8	5.8	11.0
運転手（一般）	人	0.17	0.17	0.17
損 料	h	1	1	1
損耗費	〃	1	1	1

3～4（略）

5 溝渠工・法面工

1 溝渠工（水路工）

(1)～(6)（略）

(7) PC 管

必携 施工パ基準 2 章 排水構造物工 3-11 を適用する。

(8) 集水桝

ア. ポリ集水桝据付歩掛

本歩掛は、小運搬、組立を含み、床掘には呑口の管底以下の部分を含む。

(1 個当たり)

名 称	作 業 種	単位	φ 20 cm用	φ 30 cm用	φ 40 cm用
普通作業員	組立据付	人	0.02	0.04	0.05
	床 掘	〃	0.01	0.02	0.04
	計	〃	0.03	0.06	0.09
ポリ集水桝		個	1.0	1.0	1.0

(9) コルゲートパイプ等

ア. コルゲートパイプ

必携 施工パ基準 2 章 排水構造物工 3-12 を適用する。

円形 1 型の管径 250～600mm の歩掛は次のとおりする。

(10m 当たり)

型式		円形
管径	mm	250～600
普通作業員	人	2.6

※撤去歩掛は、据付歩掛の 50%とする。

イ～ウ（略）

(10) コルゲートフリューム

必携 施工パ基準 2 章 排水構造物工 3 -14 を適用する。

(11)（略）

2（略）

3 法枠工

プレキャスト法枠工・現場打法枠工・簡易法枠工については、必携第 1 編共通工 第 4 共通工（1）（法面工等）4-1 法面工を適用する。

現場吹付法枠工及び枠内吹付工については、必携 第 1 編共通工 第 9 市場単価 9 -11 吹付枠工を適用する。

なお、市場単価の適用については「設計積算要領 13 市場単価」によることとする。

4 モルタル・コンクリート吹付工

必携 第 1 編共通工 第 9 市場単価 9 -10 法面工（1）モルタル吹付工・（2）コンクリート吹付工を適用する。

なお、市場単価の適用については「設計積算要領 13 市場単価」によることとする。

5 植生基材吹付工

必携第 1 編共通工 第 9 市場単価 9 -10 法面工（3）植生基材吹付工を適用する。

なお、市場単価の適用については「設計積算要領 13 市場単価」によることとする。

6 種子吹付工

必携第 1 編共通工 第 9 市場単価 9 -10 法面工（5）種子散布工を採用できない場合は、必携 第 1 編共通工第 4 共通工（1）（法面工等）4-4 種子吹付工を適用する。

標準的な材料については、以下のとおりとする。ただし、種子の選定に関しては「必携 技術編 第 5 章 第 2 節植生工による法面保護工 2-5 種子の選定」に基づき施工することとする。

なお、市場単価の適用については「設計積算要領 13 市場単価」によることとする。

（100m2 当たり）

区 分	名 称	単位	数量	摘 要
種 子	よもぎ	Kg	0.1	
	クリーピングレッドフェスク	〃	0.4	
	ケンタッキーブルーグラス	〃	0.4	
肥 料	高度化成肥料	〃	16.0	N・P・K の合計 40%以上
養生剤	被 覆 材	〃	20.0	
	粘 着 材	〃	0.2	
	土壌改良剤（速効性）	リットル	0.04	

7～8（略）

9 斜面安定工

必携第 1 編共通工 第 4 共通工（1）（法面工等） 4-7 （参考歩掛） 斜面安定工を適用する。

10（略）

11 芝散水養生工

イ～ウ（略）

(10) コルゲートフリューム

必携 施工パ基準 2 章 排水構造物工 3 -12 を適用する。

(11)（略）

2（略）

3 法枠工

プレキャスト法枠工・現場打法枠工・簡易法枠工については、必携第 1 編共通工 第 4 共通工（1）（法面工等）4-1 法面工を適用する。

現場吹付法枠工及び枠内吹付工については、必携 第 1 編共通工 第 9 市場単価 9 -13 吹付枠工を適用する。

なお、市場単価の適用については「設計積算要領 13 市場単価」によることとする。

4 モルタル・コンクリート吹付工

必携 第 1 編共通工 第 9 市場単価 9 -12 法面工（1）モルタル吹付工・（2）コンクリート吹付工を適用する。

なお、市場単価の適用については「設計積算要領 13 市場単価」によることとする。

5 植生基材吹付工

必携第 1 編共通工 第 9 市場単価 9 -12 法面工（3）植生基材吹付工を適用する。

なお、市場単価の適用については「設計積算要領 13 市場単価」によることとする。

6 種子吹付工

必携第 1 編共通工 第 9 市場単価 9 -12 法面工（5）種子散布工を採用できない場合は、必携 第 1 編共通工第 4 共通工（1）（法面工等）4-4 種子吹付工を適用する。

標準的な材料については、以下のとおりとする。ただし、種子の選定に関しては「必携 技術編 第 5 章 第 2 節植生工による法面保護工 2-5 種子の選定」に基づき施工することとする。

なお、市場単価の適用については「設計積算要領 13 市場単価」によることとする。

（100m2 当たり）

区 分	名 称	単位	数量	摘 要
種 子	よもぎ	Kg	0.1	
	クリーピングレッドフェスク	〃	0.4	
	ケンタッキーブルーグラス	〃	0.4	
肥 料	高度化成肥料	〃	16.0	N・P・K の合計 40%以上
養生剤	被 覆 材	〃	20.0	
	粘 着 材	〃	0.2	
	土壌改良剤（速効性）	リットル	0.04	

7～8（略）

9 斜面安定工

必携第 1 編共通工 第 4 共通工（1）（法面工等） 4-7 斜面安定工を適用する。

10（略）

11 芝散水養生工

日照りが続き、乾燥して枯れることが予想される場合は、散水養生を計上することとし、歩掛は次を用いることとする。

芝散水養生工 (100m2 当たり)

名称	規格	単位	数量
特殊作業員		人	0.06
普通作業員		〃	0.06
渦巻きポンプ	50m/m	日	0.06

小型渦巻きポンプ運転 (日当たり)

名称	規格	単位	数量
ガソリン		リットル	7.70
機械損料	可搬時給式口径 50m/m	日	1.00

12 植生基材吹付工

必携第1編共通工 第9市場単価9-12法面工(3)植生基材吹付工を採用できない場合は、必携第1編共通工第4共通工(1)(法面工等)4-3植生基材吹付工4-3-1植生基材吹付工・特殊植生基材吹付工を適用する。標準的な材料については、以下のとおりとする。

施工対象箇所は、切土法長が 2.0m 以上あって、かつ8分以下の緩勾配法面において、法面の土質が浸食を受けやすい土石類、または風化が進行している軟岩である場合で早期に緑化する必要がある場合に適用することとする

厚さ 3 cm (100m2 当たり)

名称	規格	単位	数量	摘要
種子	よもぎ	kg	0.10	
	クリーピングレッドフェスク	〃	0.40	
	ケンタッキーブルーグラス	〃	0.40	
緑化基盤材	岩盤緑化用有機質系生育基盤材	m³	4.68	
肥料	高度化成肥料	kg	15.00	N・P・K の合計 40%以上
養生剤	粘着材 (液体)	〃	15.00	

厚さ 5 cm (100m2 当たり)

名称	規格	単位	数量	摘要
種子	よもぎ	kg	0.10	
	クリーピングレッドフェスク	〃	0.40	
	ケンタッキーブルーグラス	〃	0.40	
緑化基盤材	岩盤緑化用有機質系生育基盤材	m³	7.80	
肥料	高度化成肥料	kg	25.00	N・P・K の合計 40%以上
養生剤	粘着材 (液体)	〃	25.00	

13～16 (略)

6 土留工・擁壁工等

1 (略)

2 巨石、コンクリートブロック積 (張) 工

(1) 巨石積 (張) 工

必携 第1編共通工 第5共通工(2) (土留工・擁壁工等) 5-4 巨石積 (張) 工を適用する。

日照りが続き、乾燥して枯れることが予想される場合は、散水養生を計上することとし、歩掛は次を用いることとする。

芝散水養生工 (100m2 当たり)

名称	規格	単位	数量
特殊作業員		人	0.06
普通作業員		〃	0.06
渦巻きポンプ	50m/m	日	0.06

小型渦巻きポンプ運転 (日当たり)

名称	規格	単位	数量
ガソリン		リットル	7.60
機械損料	可搬時給式口径 50m/m	日	1.00

12 植生基材吹付工

必携第1編共通工 第9市場単価9-10法面工(3)植生基材吹付工を採用できない場合は、必携第1編共通工第4共通工(1)(法面工等)4-3植生基材吹付工4-3-1植生基材吹付工・特殊植生基材吹付工を適用する。標準的な材料については、以下のとおりとする。

施工対象箇所は、切土法長が 2.0m 以上あって、かつ8分以下の緩勾配法面において、法面の土質が浸食を受けやすい土石類、または風化が進行している軟岩である場合で早期に緑化する必要がある場合に適用することとする

厚さ 3 cm (100m2 当たり)

名称	規格	単位	数量	摘要
種子	よもぎ	kg	0.10	
	クリーピングレッドフェスク	〃	0.40	
	ケンタッキーブルーグラス	〃	0.40	
緑化基盤材	岩盤緑化用有機質系生育基盤材	m³	4.68	
肥料	高度化成肥料	kg	15.00	N・P・K の合計 40%以上
養生剤	粘着材 (液体)	〃	15.00	

厚さ 5 cm (100m2 当たり)

名称	規格	単位	数量	摘要
種子	よもぎ	kg	0.10	
	クリーピングレッドフェスク	〃	0.40	
	ケンタッキーブルーグラス	〃	0.40	
緑化基盤材	岩盤緑化用有機質系生育基盤材	m³	7.80	
肥料	高度化成肥料	kg	25.00	N・P・K の合計 40%以上
養生剤	粘着材 (液体)	〃	25.00	

13～16 (略)

6 土留工・擁壁工等

1 (略)

2 巨石、コンクリートブロック積 (張) 工

(1) 巨石積 (張) 工

必携 第1編共通工 第5共通工(2) (土留工・擁壁工等) 5-4 巨石積 (張) 工適用する。

(2) (略)

3 基礎・裏込工

(1) (略)

(2) 基礎・裏込栗石工（機械施工）

ア. 基礎・裏込栗石工（機械施工）の適用範囲は次による。

① 機械施工による無筋構造物、鉄筋構造物、小型構造物の基礎・裏込栗石工に適用する。

② 必携 第1編共通工 第5共通工(2)(土留工・擁壁工等)5-5基礎・裏込工5-5-2基礎・栗石工を適用する。

4 鋼製杵工歩掛

本歩掛は、鋼製の杵組みの中に石材等を詰める構造の治山ダム工及び土留工に適用する。

必携 第1編共通工 第5共通工(2)(土留工・擁壁工等)5-7鋼製杵工を適用する。

5～9 (略)

10 ジオテキスタイル工

ジオテキスタイル（ジオグリッド、ジオネット、織布、不織布）を用いた補強土壁工及び盛土補 強工に適用する。ただし、軟弱地盤における敷設材工法及び盛土の補強工法は適用除外とする。

必携 森林整備保全事業施工パッケージ型積算方式の基準 2章共通工⑫補強土壁工⑬補強盛土工を適用する。

11 かご工

(1) 適用範囲 森林土木 H30

じゃかご（径 45、60 cm） 及びふとんかご（パネルタイプ、高さ 40～60 cm、幅 120 cm）については、必携「森林整備保全事業施工パッケージ型積算方式の基準」 2章共通工㉔かご工を適用する。

なお、二重ふとんかごについては、設計積算要領 6土留工・擁壁工等-11 かご工-(㉕)二重ふとんかご工を適用する。

(2)～(4) (略)

(5) 二重ふとんかご工 森林土木 H30

①機械中詰歩掛

(1 枚当たり)

網目 (cm)	高さ (cm)	幅 (cm)	長さ (m)	詰石量 (m3)	普通作業員（人）			バックホウ運転（h）	
					組立据付	詰石	計	0.45m3	0.80m3
13	50	120	2	1.20	0.08	0.13	0.21	0.11	0.06
			3	1.80	0.11	0.20	0.31	0.16	0.09
			4	2.40	0.13	0.27	0.40	0.22	0.12
13	60	120	2	1.44	0.08	0.16	0.24	0.13	0.07
			3	2.16	0.11	0.24	0.35	0.19	0.11
			4	2.88	0.13	0.32	0.45	0.26	0.14

備考1 本表は、内籠として内張ネットを使用する場合に適用する。（ネット張手間半巻を含む）

2 床拵え（0.2人/10m2）は別途加算する。

②～③ (略)

(6) (略)

(7)大型ふとんかご工

大型ふとんかご工の歩掛の適用は次による。

(2) (略)

3 基礎・裏込工

(1) (略)

(2) 基礎・裏込栗石工（機械施工）

ア. 基礎・裏込栗石工（機械施工）の適用範囲は次による。

① 機械施工による無筋構造物、鉄筋構造物、小型構造物の基礎・裏込栗石工を適用する。

② 必携 第1編共通工 第5共通工(2)(土留工・擁壁工等)5-5基礎・裏込工5-5-2基礎・栗石工適用する。

4 鋼製杵工歩掛

本歩掛は、鋼製の杵組みの中に石材等を詰める構造の治山ダム工及び土留工の見立てに適用する。

必携 第1編共通工 第5共通工(2)(土留工・擁壁工等)5-7鋼製杵工を適用する

5～9 (略)

10 ジオテキスタイル工

ジオテキスタイル（ジオグリッド、ジオネット、織布、不織布）を用いた補強土壁工及び盛土補 強工に適用する。ただし、軟弱地盤における敷設材工法及び盛土の補強工法は適用除外とする。

必携 森林整備保全事業施工パッケージ型積算方式の基準 2章共通工⑬ジオテキスタイル工を適用する。

11 かご工

(1) 適用範囲 森林土木 H30

じゃかご（径 45、60 cm） 及びふとんかご（パネルタイプ、高さ 40～60 cm、幅 120 cm）については、必携「森林整備保全事業施工パッケージ型積算方式の基準」 2章共通工㉕かご工を適用する。

なお、二重ふとんかごについては、設計積算要領 6土留工・擁壁工等-11 かご工-(㉔)二重ふとんかご工を適用する。

(2)～(4) (略)

(5) 二重ふとんかご工 森林土木 H30

①機械中詰歩掛

(1 枚当たり)

網目 (cm)	高さ (cm)	幅 (cm)	長さ (m)	詰石量 (m2)	普通作業員（人）			バックホウ運転（h）	
					組立据付	詰石	計	0.45m3	0.80m3
13	50	120	2	1.20	0.08	0.13	0.21	0.11	0.06
			3	1.80	0.11	0.20	0.31	0.16	0.09
			4	2.40	0.13	0.27	0.40	0.22	0.12
13	60	120	2	1.44	0.08	0.16	0.24	0.13	0.07
			3	2.16	0.11	0.24	0.35	0.19	0.11
			4	2.88	0.13	0.32	0.45	0.26	0.14

備考1 本表は、内籠として内張ネットを使用する場合に適用する。（ネット張手間半巻を含む）

2 床拵え（0.2人/10m2）は別途加算する。

②～③ (略)

(6) (略)

(7)大型ふとんかご工

大型ふとんかご工の歩掛の適用は次による。

ア～キ（略）

①機械併用歩掛

（一本当たり）

網目 (cm)	高さ (cm)	幅 (cm)	長さ (m)	詰石量 (m3)	普通作業員(人) 組立、据付、詰石手間	バックホウ運転(h) クローラ型排出ガス対策型 (第2次基準値) 0.8m3(平積0.6m3)
13	100	200	2	3.80	0.60	0.38
			3	5.70	0.90	0.57

②（略）

(8)大型二重ふとんかご工

大型二重ふとんかご工の歩掛の適用は次による。

ア～オ（略）

①機械併用歩掛

（1本当たり）

網目 (cm)	高さ (cm)	幅 (cm)	長さ (m)	詰石量 (m3)	普通作業員(人) 組立、据付、詰石手 間	バックホウ運転(h) クローラ型排出ガス対策型 (第2次基準値) 0.8m3(平積0.6m3)	内張ネット 幅1.25m
13	100	200	2	4.00	0.72	0.20	8.0
			3	6.00	1.08	0.30	10.0

②（略）

(9)～(13)（略）

(14)外折特殊（大型）布団籠工

施工対象箇所は、外カーブにおいて法止め擁壁として布団籠工を用いる場合に調整用籠として適用することとする。

種 別	高さ (cm)	長さ (cm)	詰石量 (m3)	世話役 (人)	特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)	バックホウ 山0.8m3(h)
外折特殊布団籠工	60	50	0.17	0.01	0.01	0.04	0.06
外折特殊布団籠工	60	100	0.34	0.01	0.02	0.07	0.11
外折特殊大型布団籠工	100	50	0.48			0.08	0.05
外折特殊大型布団籠工	100	100	0.95			0.15	0.10

備考1）本表歩掛は、床拵え・かご組立・据付・詰石・背面埋戻し・運搬距離30m程度までの小運搬を含む。

2）バックホウはクローラ型排出ガス対策型（第2次基準値）0.8m3（平積0.6m3）とする。

ア～キ（略）

①機械併用歩掛

（一本当たり）

網目 (cm)	高さ (cm)	幅 (cm)	長さ (m)	詰石量 (m3)	普通作業員(人) 組立、据付、詰石手間	バックホウ運転(h) クローラ型排出ガス対策型 (第1次基準値) 0.8m3(平積0.6m3)
13	100	200	2	3.80	0.60	0.38
			3	5.70	0.90	0.57

②（略）

(8)大型二重ふとんかご工

大型二重ふとんかご工の歩掛の適用は次による。

ア～オ（略）

①機械併用歩掛

（1本当たり）

網目 (cm)	高さ (cm)	幅 (cm)	長さ (m)	詰石量 (m3)	普通作業員(人) 組立、据付、詰石手 間	バックホウ運転(h) クローラ型排出ガス対策型 (第1次基準値) 0.8m3(平積0.6m3)	内張ネット 幅1.25m
13	100	200	2	4.00	0.72	0.20	8.0
			3	6.00	1.08	0.30	10.0

②（略）

(9)～(13)（略）

(14)外折特殊（大型）布団籠工

施工対象箇所は、外カーブにおいて法止め擁壁として布団籠工を用いる場合に調整用籠として適用することとする。

種 別	高さ (cm)	長さ (cm)	詰石量 (m3)	世話役 (人)	特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)	バックホウ 山0.8m3(h)
外折特殊布団籠工	60	50	0.17	0.01	0.01	0.04	0.06
外折特殊布団籠工	60	100	0.34	0.01	0.02	0.07	0.11
外折特殊大型布団籠工	100	50	0.48			0.08	0.05
外折特殊大型布団籠工	100	100	0.95			0.15	0.10

備考1）本表歩掛は、床拵え・かご組立・据付・詰石・背面埋戻し・運搬距離30m程度までの小運搬を含む。

2）バックホウはクローラ型排出ガス対策型（第1次基準値）0.8m3（平積0.6m3）とする。

7（略）

8 道路付属施設

1 標識設置工

道路標識の建柱及び板取付に適用する。
必携 第1編共通工 第9市場単価 9-8 道路標識設置工を適用する。
なお、市場単価の適用については「1 3 市場単価」によることとする。

2（略）

3 ガードレール設置工歩掛

必携 第1編共通工 第9市場単価 9-3 防護柵設置工（ガードレール）を適用する。
なお、市場単価の適用については「1 3 市場単価」によることとする。

9 橋梁工

1 鋼橋架設工

（1）適用範囲

鋼橋の架設工事に適用する。なお、積上積算は、標準的な架設条件を前提としている。
橋梁形式による架設工事の補正は考慮しないことを標準とするが、ケーブルクレーン又はケーブルエレクトリシオンを使用した架設において斜橋で斜度の強い場合及び曲線は補正することができる。
必携 第3編林道 第3橋梁工 3-4 鋼橋架設工を適用する。

（2）～（4）（略）

2 P C桁架設工

（1）適用範囲

プレストレスコンクリート桁「A又はB活荷重桁」（プレテンション桁及びポストテンション桁）の架設及び横組に適用する。
必携 第3編林道 第3橋梁工 3-5 P C桁架設工を適用する。

3～4（略）

5 鋼橋高欄取付工歩掛

（削る）

（1） ガードケーブル設置歩掛

必携 第3編林道 第2道路付属施設 2-1-2 ガードケーブル設置工を適用する。
備考 1 撤去歩掛は、設置歩掛の50%とする。

（削る）

（2） ガードレール設置歩掛

必携 第3編林道 第2道路付属施設 2-1-3 ガードレール設置工を適用する。

7（略）

8 道路付属施設

1 標識設置工

道路標識の建柱及び板取付に適用する。
必携 第1編共通工 第9市場単価 9-9 道路標識設置工を適用する。
なお、市場単価の適用については「1 3 市場単価」によることとする。

2（略）

3 ガードレール設置工歩掛

必携 第1編共通工 第9市場単価 9-4 防護柵設置工（ガードレール）を適用する。
なお、市場単価の適用については「1 3 市場単価」によることとする。

9 橋梁工

1 鋼橋架設工

（1）適用範囲

鋼橋の架設工事に適用する。なお、積上積算は、標準的な架設条件を前提としている。
橋梁形式による架設工事の補正は考慮しないことを標準とするが、ケーブルクレーン又はケーブルエレクトリシオンを使用した架設において斜橋で斜度の強い場合及び曲線は補正することができる。
必携 第3編林道 第3橋梁工 3-2 鋼橋架設工を適用する。

（2）～（4）（略）

2 P C桁架設工

（1）適用範囲

プレストレスコンクリート桁「A又はB活荷重桁」（プレテンション桁及びポストテンション桁）の架設及び横組に適用する。
必携 第3編林道 第3橋梁工 3-3 P C桁架設工を適用する。

3～4（略）

5 鋼橋高欄取付工歩掛

（1） ガードケーブル設置歩掛
（新設）

S 57

（1 m、1 本当たり）

名 称	区 分	作業内容	単 位	数 量
ガードケーブル	普通作業員	ケーブル張小運搬	人／m	0. 03
		中間支柱	人／本	0. 23
		端末支柱	〃	0. 40

備考 1 本歩掛には、部材の組立、ボルト締付、橋名板取付等を含む。

（2） ガードケーブル撤去歩掛
（新設）

備考 1 撤去歩掛は、設置歩掛の 50%とする。

(削る)

(3) パイプ高欄設置・撤去歩掛
必携 第1編共通工 第8仮設工 8-15 (1) ③高欄設置撤去工を適用する。

(削る)

(削る)

6 鋼橋塗装工
必携 第1編共通工 第10 土木工事標準単価 10-5 橋梁塗装工 10-6 塗膜除去工を適用する。
【参考：土木施工単価（積算資料）、土木コスト情報（建設物価）】
(削る)

(1 m、1 本当たり)

名 称	区 分	作業内容	単位	再使用する場合	その他の場合
ガードケーブル	普通作業員	ケーブル撤去	人／m	0.03	0.02
		中間支柱撤去	人／本	0.20	0.09
		端末支柱撤去	〃	1.50	1.50

(3) ガードレール設置歩掛
(新設)

(1 m 当たり)

名 称	区 分	作業内容	単位	数 量
ガードレール	普通作業員	建込み、小運搬、レール取付、充填	人	(0.07)
				0.09

備考 1 () 内は、レール取付のみの歩掛である。
2 撤去歩掛は、本表の 50%とする。
3 在来コンクリートを取り壊して設置する場合又は接着剤を利用するなど特殊な設置を行う場合は、別途考慮する。

(4) パイプ高欄設置歩掛

(1 m 当たり)

名 称	区 分	作業内容	単 位	数 量	摘 要
パイプ高欄	ペイント	JIS K5516	kg／m	0.09	長油性フタル酸樹脂系塗料
	特殊作業員		人／m	0.03	
	普通作業員		人／m	0.21	

備考 本歩掛には、部材の組立、ボルト締付、橋名板取付等を含む。

6 鋼橋塗装工
(新設)

森林土木 H16

(1) 適用範囲

本資料は、市場単価方式による橋梁塗装工に適用する。

ア 市場単価が適用できる範囲

- ① 鋼橋の現場での新橋塗装・塗替塗装。
- ② 高欄部の単独施工の塗替塗装。
- ③ 鋼橋架設工における、新橋継手部現場塗装の素地調整、塗装。
- ④ 既設橋梁の床版補強工における新規補強鋼板現場塗装工の中塗り、上塗り塗装。

イ 市場単価が適用できない範囲

(削る)

(削る)

- ① 既存の道路橋の鋼材部を対象とした部分塗り替えの場合。
- ② 塗装部が点在する部分塗替え塗装の場合（タッチアップ除く）。
- ③ 科学反応を利用した素地調整等の場合。
- ④ 道路付属物（標識・防護柵等）への塗装の場合。
- ⑤ 静電気力を利用したスプレー塗装の場合。
- ⑥ 工場内における塗装前作業および塗装作業の場合。
- ⑦ その他、規格、仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。

(2) 市場単価の設定

ア 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。 市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。

工 種	市場単価			架 設	足 場 ・ 防 護 設 置	継 手 部 素 地 調 整	継 手 部 下 塗 塗 装	床 版 工	準 備 ・ 補 修 作 業	塗 装 作 業	足 場 ・ 防 護 撤 去
	機	労	材								
新橋現場塗装	○	○	○								

(注 1) 準備・補強は、清掃または水洗い作業およびタッチアップ作業等を対象とし、を計上する。

(注 2) 素地調整工で発生したケレンかす等の処理に要する費用

(注 3) 新橋現場塗装とは、工場内において継手部を除く部位への下塗り塗装が完了した新橋に対する架設現場での作業を示す。

工 種	市場単価			架 設	足 場 ・ 防 護 設 置	継 手 部 素 地 調 整	継 手 部 塗 装	床 版 工	足 場 ・ 防 護 撤 去
	機	労	材						
新橋継手部現場塗装	○	○	○				-		

(注 1) 継手部素地調整は、継手部面積を計上する。

(注 2) 素地調整工で発生したケレンかす等の処理に要する費用を含む。

(注 3) 新橋継手部現場塗装とは、工場内において継手部を除く部位への上塗りが完了した新橋に対する架設現場での作業を示す。

工 種	市場単価			足 場 ・ 防 護 設 置	清 掃 ・ 水 洗	素 地 調 整	塗 替 作 業	足 場 ・ 防 護 撤 去
	機	労	材					
塗替塗装	○	○	○					

(注 1) 清掃又は水洗い作業は、ウエスによる粉塵、ばい煙等の除去、または水洗い作業による塩分等の除去を対象とする。

(注 2) 素地調整は、塗装面積を計上する。

(注 3) 素地調整工で発生したケレンかす等の処理に要する費用を含む。

(3) 市場単価の規格・仕様

(削る)

	塗装 床版補強鋼板現場 塗装 (鋼板圧着工法)		なる規格・仕様の単価を係数で補正する。 既設橋梁の床版補強工(鋼板圧着)において、補強鋼板 現場塗装を行う場合は、対象となる規格・仕様の単価 を、係数で補正する。ただし、増桁は適用しない。	対象 面積
		K ₈		

イ 加算率・補正係数の数値

区 分		記号	新橋現場塗装・新橋継手 現場塗装			塗替塗装		
			継手部 素地調整	準備補修	塗装作業	清掃水洗い	素地調整	塗装作業
加 算 率	施工規模	S ₀	＝	(1,000㎡以上) 0%	(1,000㎡以上) 0%	(1,000㎡以上) 0%	(1,000㎡以上) 0%	(1,000㎡以上) 0%
		S ₁	＝	(500㎡～1,000㎡) 10%	(500㎡～1,000㎡) 10%	(500㎡～1,000㎡) 10%	(500㎡～1,000㎡) 15%	(500㎡～1,000㎡) 10%
		S ₂	＝	(500㎡未満) 20%	(500㎡未満) 20%	(500㎡未満) 20%	(500㎡未満) 25%	(500㎡未満) 20%
補 正 係 数	時間的制 約を受け る場合	K ₁	1.10	1.10	1.10	1.10	1.15	1.10
	夜間作業	K ₂	1.45	1.35	1.35	1.35	1.45	1.35
	箱桁構造 の密閉部	K ₃	1.40	1.40	1.40	1.40	1.80	1.40
	横断歩道 橋	K ₄	＝	1.20	1.20	1.20	1.2	1.20
	測道橋	K ₅	＝	1.20	1.20	1.20	1.20	1.20
	高欄部単 独施工	K ₆	＝	＝	＝	1.50	2.6	1.50
	新橋継手 部現場塗 装	K ₇	＝	＝	1.45	＝	＝	＝
	床版補強 鋼板現場 塗装		＝	＝	1.35	＝	＝	＝

- (注1) 施工規模は、新橋現場塗装、塗替塗装、それぞれの1工事における塗装対象面積(一層)で判断する。また、1工事中に複数の橋がある場合は、新橋現場塗装、塗替塗装別の塗装対象面積(複数橋の合計)で判断する。
- (注2) 施工規模加算率(S₁)または(S₂)と時間的制約を受ける場合の補正係数(K₁)が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。
- (注3) 新橋継手現場塗装の補正(K₇)と重複して適用できるのは、時間的制約を受ける場合(K₁)、夜間作業(K₂)の2項目である。他の加算率、補正係数は、重複して適用できない。
- (注4) 横断歩道橋、測道橋、新橋継手部現場塗装、補強鋼板現場塗装および高欄の単独施工の場合は、施工規模による加算率(S_{1～2})を重複して適用しない。
- (注5) 横断歩道橋、測道橋で箱桁構造の場合は、箱桁構造の密閉部の(K₃)のみを適用し、横断歩道橋の補正(K₄)および測道橋の(K₅)を重複して適用しない。
- (注6) 新橋現場塗装における継手部への中・上塗りには新橋継手部現場塗装の(K₇)は適用しない。

ウ 適用にあたっての留意事項

- 市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。
- (1) 鋼橋の現場でのハケ塗り塗装作業に適用する。

(2) 色調は、赤系・濃彩・淡彩の3種とする。

赤系

濃彩 ----- 青・緑色・オレンジ系

淡彩 ----- 赤系・濃彩以外

(3) 適用できる鋼橋形式は、次の通りとする。

鈑桁構造 ----プレートガーター、連続プレートガーター、ゲルバーガーター、合成桁等に類するもの。

箱桁構造 ----単純ボックスガーター、連続ボックスガーター、ゲルバーボックスガーター、合成ボックスガーターに類するもの。

弦材を有する構造 -----トラス、ゲルバートラス、ランガー桁、アーチ又はラーメン等に類するもの。

横断歩道橋 -----各種横断歩道橋。

測道橋 -----各種測道橋。

(4) 施工規模は、素地調整、塗装作業(下塗り、中塗り、上塗り)のいずれかの施工数量が1,000㎡以上の場合を標準とし、1工事における1層当たりの全体数量で判定する。

なお、施工規模が1,000㎡未満場合は、加算率により補正する。

ただし、横断歩道橋、側道橋、新橋継手部現場塗装、既設橋梁床版の補強鋼板現場塗装及び高欄の単独施工の場合は、施工規模による加算率は適用しない。

(5) 鋼桁構造・箱桁(密閉部を)、及び弦材(トラス)を有する構造を標準とするが箱桁構造の密閉部(内部照明、換気共)の場合は、係数で補正する。

(6) 横断歩道橋の場合は、形式にかかわらず係数で補正する。なお、横断歩道橋が箱桁構造の場合は箱桁構造の密閉部(K₃)のみを適用し、構造物補正(横断歩道)を重複して適用しない。

(7) 鋼橋架設における新橋継手部現場塗装の単価は、新橋む現場塗装の下塗りを基準として、係数で補正する。

(8) 鋼橋架設における新橋継手部現場塗装の下塗り補正と重複適用できるのは、時間的制約を受ける場合と夜間作業の2項目であり、他の加算率・補正係数は重複適用しない。

(9) 既設橋梁の床版補強工における補強鋼床現場塗装の単価は新橋現場塗装の中塗り、上塗りを基準として係数で補正する。ただし、増桁は適用しない。

(10) 高欄部の単独施工の単価は、素地調整及び塗装共塗替を基準として、それぞれの係数で補正する。

(11)素地調整(ケレン)工に伴う塗膜の劣化面積と素地調整種別は、次のとおりとする。

① さびが発生している場合

素地調整 種別	さびの状態	発錆面積 %	素地調整内容
2 種	点錆が進行し、板状錆に近い状態 やこぶ状錆となっている。	30 以上	旧塗膜、さびを除去し、 鋼材面を露出させる。
3 種 A	点錆がかなり点在している。	15～30	活膜は残すが、それ以外 の不良部(さび、われ・ふ くれ)は除去する。
3 種 B	点錆が少し点在している。	5～15	同 上
3 種 C	点錆がほんの少し点在している。	5 以下	同 上

② さびがなく、われ・ふくれ、はがれ、白亜化・変退色などの塗膜異常がある場合

素地調整種別	さびの状態	発錆面積％	素地調整内容
3 種 C	発錆はないが、われ・ふくれ・はがれの発生が多く認められる。	5 以上	活膜は残すが、不良部は除去する。
	発錆はないが、われ・ふくれ・はがれの発生が少し認められる。		
4 種	発錆はないが、われ・ふくれ・はがれの発生が少し認められる。	5 以下	同 上
	白亜化・変退色の著しい場合		粉化物・汚れ等を除去する。

(12) 鋼橋架設の新橋継手部の素地調整は動力工具処理により行う作業をいう。

(13) 3 種ケレンについては、タッチアップ作業を含むものとする。なお、2 種及び 4 種ケレンについては、タッチアップ作業を含まないものとする。

(14) 準備・補修におけるタッチアップ作業とは、橋梁架設時に行う下塗り塗膜損傷箇所の補修作業である。

(15) ふっ素樹脂塗料とシリコン系樹脂塗料は、高耐久性塗料にも適用できる。

＜参考資料＞

新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装

塗料系	工 程	塗料	塗料系	一般部塗料系	工 程	塗料名
A－1 A－2	準備・補修 中 塗 上 塗	清掃、タッチアップ等 長油性フタル酸樹脂中塗 長油性フタル酸樹脂上塗	F－1	(A－1) —	素地調整 下 塗 (1) 下 塗 (2) 下 塗 (3) 中 塗 上 塗	動力工具処理 SISSt3SPSSPt3 鉛系さび止め 1 種 鉛系さび止め 1 種 鉛系さび止め 1 種 長油性フタル酸樹脂中塗 長油性フタル酸樹脂上塗
A－3 A－4	準備・補修 中 塗 上 塗	清掃、タッチアップ等 シリコンアルキド樹脂中塗 シリコンアルキド樹脂上塗			素地調整 下 塗 (1) 下 塗 (2) 下 塗 (3) 中 塗 上 塗	動力工具処理 SISSt3SPSSPt3 鉛系さび止め 1 種 鉛系さび止め 1 種 鉛系さび止め 1 種 シリコンアルキド樹脂中塗 シリコンアルキド樹脂上塗
B－1	準備・補修 中 塗 上 塗	清掃、タッチアップ等 塩化ゴム系中塗 塩化ゴム系上塗			素地調整 下 塗 (1) 下 塗 (2) 下 塗 (3) 中 塗 上 塗	動力工具処理 SISSt3SPSSPt3 鉛系さび止め 1 種 鉛系さび止め 1 種 鉛系さび止め 1 種 シリコンアルキド樹脂中塗 シリコンアルキド樹脂上塗
C－1	準備・補修 中 塗 上 塗	清掃、タッチアップ等 ポリウレタン樹脂中塗 ポリウレタン樹脂上塗	F－2	(A－2)	素地調整 下 塗 (1) 下 塗 (2) 下 塗 (3) 下 塗 (4) 中 塗 上 塗	動力工具処理 SISSt3SPSSPt3 鉛系さび止め 1 種 鉛系さび止め 1 種 鉛系さび止め 1 種 フェノール樹脂 MIO 塗料 長油性フタル酸樹脂中塗 長油性フタル酸樹脂上塗
C－3	準備・補修 中 塗 上 塗	清掃、タッチアップ等 ふっ素樹脂中塗 ふっ素樹脂上塗			素地調整 下 塗 (1) 下 塗 (2) 下 塗 (3) 下 塗 (4) 中 塗 上 塗	動力工具処理 SISSt3SPSSPt3 鉛系さび止め 1 種 鉛系さび止め 1 種 鉛系さび止め 1 種 フェノール樹脂 MIO 塗料 シリコンアルキド樹脂中塗 シリコンアルキド樹脂上塗
					素地調整 下 塗 (1) 下 塗 (2) 下 塗 (3) 下 塗 (4) 中 塗	動力工具処理 SISSt3SPSSPt3 鉛系さび止め 1 種 鉛系さび止め 1 種 鉛系さび止め 1 種 フェノール樹脂 MIO 塗料 塩化ゴム系中塗

			上塗	塩化ゴム系上塗
F－3	(C－1)	素地調整 下塗 (1) 下塗 (2) 下塗 (3) 下塗 (4) 中塗 上塗	動力工具処理 SISSt3SPSSPt3 変性エポキシ樹脂下塗 変性エポキシ樹脂下塗 変性エポキシ樹脂下塗 変性エポキシ樹脂下塗 エポキシ樹脂 M10 ポリウレタン樹脂中塗 ポリウレタン樹脂上塗	
F－3	(C－3)	素地調整 下塗 (1) 下塗 (2) 下塗 (3) 下塗 (4) 中塗 上塗	動力工具処理 SISSt3SPSSPt3 変性エポキシ樹脂下塗 変性エポキシ樹脂下塗 変性エポキシ樹脂下塗 変性エポキシ樹脂下塗 エポキシ樹脂 M10 フッ素樹脂中塗 フッ素樹脂上塗	
F－4	(C－2)	素地調整 下塗 (1) 下塗 (2) 下塗 (3) 下塗 (4) 中塗 上塗	動力工具処理 SISSt3SPSSPt3 変性エポキシ樹脂下塗 変性エポキシ樹脂下塗 変性エポキシ樹脂下塗 変性エポキシ樹脂下塗 ポリウレタン樹脂中塗 ポリウレタン樹脂上塗	

塗料系	一般部 塗料系	工 程	塗料名
F－4	(C－4)	素地調整 下塗 (1) 下塗 (2) 下塗 (3) 下塗 (4) 中塗 上塗	動力工具処理 SISSt3SPSSPt3 変性エポキシ樹脂下塗 変性エポキシ樹脂下塗 変性エポキシ樹脂下塗 変性エポキシ樹脂下塗 フッ素樹脂中塗 フッ素樹脂上塗
F－5	(C－1) (C －3)	素地調整 下塗 (1) 下塗 (2) 下塗 (3) 下塗 (4)	動力工具処理 SISSt3SPSSPt3 タールエポキシ樹脂 (内面用) タールエポキシ樹脂 (内面用) タールエポキシ樹脂 (内面用) タールエポキシ樹脂 (内面用)
F－6	(D－2) (D －4)	素地調整 下塗 (1) 下塗 (2) 下塗 (3) 下塗 (4)	動力工具処理 SISSt3SPSSPt3 変性エポキシ樹脂 (内面用) 変性エポキシ樹脂 (内面用) 変性エポキシ樹脂 (内面用) 変性エポキシ樹脂 (内面用)

(注) F－5・F－6 の中塗・上塗は、一般部と同じとし必要により別途計上のこと。

<参考資料>

塗 替 塗 装							
塗替塗 装系	旧塗装系 の例	塗装種別	工 程				
			清浄度 2 種	清浄度 3 種			清浄度 2 種
a－1	(A－1)	(素地調査)	○	○	○	○	
	(A－2)	鉛系さび止め 1 種	○	※	※	※	－
		鉛系さび止め 1 種	○	○	○	○	○
		長油性フタル酸樹脂中塗	○	○	○	○	○
		長油性フタル酸樹脂上塗	○	○	○	○	○
a－3	(A－1)	(素地調査)	○	○	○	○	○
	(A－2)	鉛系さび止め 1 種	○	※	※	※	－
	(A－3)	鉛系さび止め 1 種	○	○	○	○	○
			○	○	○	○	○

		(A-4)	シリコンアルキド樹脂中塗	○	○	○	○	○
			シリコンアルキド樹脂上塗	○	○	○	○	○
b-1	(A-1)	(素地調査)		○	○	○	○	—
	(A-2)	鉛系さび止め1種		○	※	※	※	※
	(B-1)	鉛系さび止め1種		○	○	○	○	○
		フェノール樹脂 MIO 塗料		○	○	○	○	—
		塩化ゴム系中塗		○	○	○	○	○
		塩化ゴム系上塗		○	○	○	○	○
C-1	(A-1)	(素地調整)		○	○	○	○	○
	(A-2)	有機ジンクリッチプライマー		○	—	—	—	—
	(A-3)	変性エポキシ樹脂下塗		—	※	※	※	—
	(A-4)	変性エポキシ樹脂下塗		○	○	○	○	—
	(B-1)	変性エポキシ樹脂下塗		○	○	○	○	○
	(C-1)	ポリウレタン樹脂中塗		○	○	○	○	○
	(C-2)	ポリウレタン樹脂上塗		○	○	○	○	○
C-3	(A-1)	(素地調査)		○	○	○	○	○
	(A-2)	有機ジンクリッチプライマー		○	—	—	—	—
	(A-3)	変性エポキシ樹脂下塗		—	※	※	※	—
	(A-4)	変性エポキシ樹脂下塗		○	○	○	○	—
	(B-1)	変性エポキシ樹脂下塗		○	○	○	○	○
	(C-1)	フッ素樹脂中塗		○	○	○	○	○
	(C-2)	フッ素樹脂上塗		○	○	○	○	○
	(C-3)							
	(C-4)							
d-1	(D-1)	(素地調整)		—	○	—	—	—
	(D-3)	無溶剤系タールエポキシ樹脂		—	○	—	—	—
		無溶剤系タールエポキシ樹脂		—	○	—	—	—
d-2	(D-1)	(素地調整)		—	○	—	—	—
	(D-2)	無溶剤系変性エポキシ樹脂		—	○	—	—	—
	(D-3)	無溶剤系変性エポキシ樹脂		—	○	—	—	—
	(D-4)							
(注) 1 素地調整は旧塗膜の劣化程度等により選択する。								
2 d-1・d-2の中塗・上塗は、一般部と同じとし別途計上のこと。								
3 適用にあたっては、森林土木工事共通仕様書参照のこと。								
4 c-5・c-6については、別途積算のこと。								
5 ※印は、鋼材面積露出部のみ塗装する。								
＜参考資料＞								
塗料の標準使用量は下記によるものとする。								
標準使用量(g／㎡)								
下塗り塗料			標準使用量					
ミスコート			130					
鉛系さび止めペイント(1種)			140					
鉛系さび止めペイント(2種)			140					
変性エポキシ樹脂塗料			240					
フェノール樹脂 MIO 塗料			250					
エポキシ樹脂 MIO 塗料			240					
タールエポキシ樹脂塗料			180					
変性エポキシ樹脂塗料内面用			240					
エポキシ樹脂プライマー			120					
有機ジンクリッチペイント			300					
無溶剤系タールエポキシ樹脂塗料			300					
無溶剤変性エポキシ樹脂塗料			300					
中塗り塗料			標準使用量					
長油性フタル酸樹脂塗料			120					
シリコンアルキド樹脂塗料			120					
塩化ゴム系塗料			170					
ポリウレタン樹脂塗料			140					
フッ素樹脂塗料			140					
上塗り塗料			標準使用量					
長油性フタル酸樹脂塗料			110					
シリコンアルキド樹脂塗料			110					
塩化ゴム系塗料			150					
ポリウレタン樹脂塗料			120					
フッ素樹脂塗料			120					

1 0 仮設工・共通仮設費・その他	1 0 仮設工・共通仮設費・その他
1 ～ 7 （略）	1 ～ 7 （略）
共 通 仮 設 費	共 通 仮 設 費
共通仮設費の算定については「 <u>必携森林整備保全事業設計積算要領 第6 請負工事費の積算基準 1－（2）－ア 共通仮設費</u> 」によることとし、積上げ計上するものについては以下によることとする。	共通仮設費の算定については「 <u>1 基本－第5－1－（2）－ア 共通仮設費</u> 」によることとし、積上げ計上するものについては以下によることとする。
1 運搬費 運搬費については「 <u>必携森林整備保全事業設計積算要領 第6 請負工事費の積算基準 1－（2）－ア 共通仮設費（ウ）運搬費</u> 」により算定し、そのうち積上げる項目については「3 運搬工－1－（5）重量物運搬工」により積算し、共通仮設費の「その他積上げ（定率仮設費対象外積上分）」へ計上することとする。	1 運搬費 運搬費については「 <u>1 基本－第5－1－（2）－ア 共通仮設費（ア）運搬費</u> 」により算定し、そのうち積上げる項目については「3 運搬工－1－（5）重量物運搬工」により積算し、共通仮設費の「その他積上げ（定率仮設費対象外積上分）」へ計上することとする。
2 準備費 準備費については「 <u>必携森林整備保全事業設計積算要領 第6 請負工事費の積算基準 1－（2）－ア 共通仮設費（エ）準備費</u> 」により算定し、そのうち積上げ計上する項目については以下によることとする。	2 準備費 準備費については「 <u>1 基本－第5－1－（2）－ア 共通仮設費（イ）準備費</u> 」により算定し、そのうち積上げ計上する項目については以下によることとする。
（1）（略）	（1）（略）
3 役務費 役務費については「 <u>必携森林整備保全事業設計積算要領 第6 請負工事費の積算基準 1－（2）－ア 共通仮設費（オ）役務費</u> 」により算定し、現場条件を的確に把握し必要額を適正に積上げるものとする。	3 役務費 役務費については「 <u>1 基本－第5－1－（2）－ア 共通仮設費（ウ）役務費</u> 」により算定し、現場条件を的確に把握し必要額を適正に積上げるものとする。
4 事業損失防止施設費 事業損失防止施設費については「 <u>必携森林整備保全事業設計積算要領 第6 請負工事費の積算基準 1－（2）－ア 共通仮設費（カ）事業損失防止施設費</u> 」により算定し、現場条件を的確に把握し必要額を適正に積上げるものとする。	4 事業損失防止施設費 事業損失防止施設費については「 <u>1 基本－第5－1－（2）－ア 共通仮設費（エ）事業損失防止施設費</u> 」により算定し、現場条件を的確に把握し必要額を適正に積上げるものとする。
5 技術管理費 技術管理費については「 <u>必携森林整備保全事業設計積算要領 第6 請負工事費の積算基準 1－（2）－ア 共通仮設費（キ）技術管理費</u> 」により算定し、現場条件を的確に把握し必要額を適正に積上げるものとする。	5 技術管理費 技術管理費については「 <u>1 基本－第5－1－（2）－ア 共通仮設費（オ）技術管理費</u> 」により算定し、現場条件を的確に把握し必要額を適正に積上げるものとする。
6 営繕費 営繕費については「 <u>必携森林整備保全事業設計積算要領 第6 請負工事費の積算基準 1－（2）－ア 共通仮設費（ク）営繕費</u> 」により算定し、現場条件を的確に把握し必要額を適正に積上げるものとする。	6 営繕費 営繕費については「 <u>1 基本－第5－1－（2）－ア 共通仮設費（カ）営繕費</u> 」により算定し、現場条件を的確に把握し必要額を適正に積上げるものとする。
7 安全費 安全費については「 <u>必携森林整備保全事業設計積算要領 第6 請負工事費の積算基準 1－（2）－ア 共通仮設費（ケ）安全費</u> 」により算定し、そのうち積上げ計上する項目については以下によることとする。	7 安全費 安全費については「 <u>1 基本－第5－1－（2）－ア 共通仮設費（キ）安全費</u> 」により算定し、そのうち積上げ計上する項目については以下によることとする。

(1) 土石流危険河川において工事を施工する場合の安全費 森林土木、道局H14 1) 適用範囲 次のいずれかに該当する河川の場合には、雨量計設置・撤去費用及び使用料を共通仮設費の「<u>安全費</u>（定率仮設費対象外積上分）」へ計上することとする。 作業場所の上流側（支川を含む）の流域面積が 20ha 以上であって、上流側（支川を含む）の 200mにおける平均河床勾配が 3°（5.24％）以上の河川。 市町村が「土石流危険溪流」として公表している河川。 都道府県又は市町村が、「崩壊土砂流出危険地区」として公表している地区内の河川。 2) ～ 5)（略） (2) エゾシカ対策にかかる幟等の安全費 北海道が定めるエゾシカ狩猟期間中に工事を実施する場合に設置する「発砲禁止」等の幟については、以下により積算し、共通仮設費の「<u>安全費</u>（定率仮設費対象外積上分）」へ計上することとする。 <u>単価については、北海道森林管理局見積策定単価を適用することとする。</u> 1) ～ 3)（略） <u>(3) ヒグマに関する安全対策の費用</u> <u>「クマ撃退スプレー」を安全対策費として、当初設計において計上することを原則とする。</u> <u>ただし、離島等ヒグマの生息が確認されていない区域については計上しないこととする。</u> <u>1 工事当り 1 本を標準とし、共通仮設費「安全費（定率仮設費対象外積上分）」へ計上することとする。</u> <u>クマ撃退スプレーの単価は、北海道森林管理局見積策定単価を適用するものとする。</u> <u>なお、受注者から設置本数等について協議を受けた場合には、現地状況や施工条件等に応じて柔軟に協議に応じる</u> <u>こと。</u> その他 1 伐倒処理費 1)（略） 2) 工事費の積算 伐倒費<u>については、</u>次のとおりとする。 (ア) ～ (カ)（略） 3) ～ 4)（略） 2 建設副産物処理費 1) 建設副産物の処理について 建設副産物の処理については、「北海道森林管理局森林整備保全事業設計要領（林道事業）第 10 章仮設工－	(1) 土石流危険河川において工事を施工する場合の安全費 森林土木、道局H14 1) 適用範囲 次のいずれかに該当する河川の場合には、雨量計設置・撤去費用及び使用料を共通仮設費の「<u>その他積み上げ</u>（定率仮設費対象外積上分）」へ計上することとする。 作業場所の上流側（支川を含む）の流域面積が 20ha 以上であって、上流側（支川を含む）の 200mにおける平均河床勾配が 3°（5.24％）以上の河川。 市町村が「土石流危険溪流」として公表している河川。 都道府県又は市町村が、「崩壊土砂流出危険地区」として公表している地区内の河川。 2) ～ 5)（略） (2) エゾシカ対策にかかる幟等の安全費 北海道が定めるエゾシカ狩猟期間中に工事を実施する場合に設置する「発砲禁止」等の幟については、以下により積算し、共通仮設費の「<u>その他積み上げ</u>（定率仮設費対象外積上分）」へ計上することとする。 (新設) 1) ～ 3)（略） (新設) その他 1 伐倒処理費 1)（略） 2) 工事費の積算 伐倒費は原則必携 第 1 編共通工 第 1 土工 1-2-3 (参考歩掛)伐倒処理を適用することとし、これにより難い場合は次のとおりとする。 (ア) ～ (カ)（略） 3) ～ 4)（略） 2 建設副産物処理費 1) 建設副産物の処理について 建設副産物の処理については、「北海道森林管理局森林整備保全事業設計要領（林道事業）第 10 章仮設工－
---	--

Ⅳその他－1 建設副産物の処理について」を参照のこと。

2) 建設副産物処理費の積算

ア (略)

イ 運搬費

運搬費については、以下のとおり廃棄物の種類に応じた運搬手段により積算し、運搬距離は処分場までの距離とする。

① (略)

② コンクリート殻、アスファルト殻等

ダンプトラックにより運搬するものとし、積算は、「3 運搬工 1－(2)ダンプトラック運搬」による。

ウ～エ (略)

1 1 路体強化工

路 体 強 化 工

1 砂利敷

(1)～(3) (略)

(4) 材料の敷均し機械は、モータグレーダ排出ガス対策型 (第 2 次基準値) (ブレード幅 3.7m級) を標準とする。

(5) (略)

(1,000m3 当たり)

名 称	規 格	単位	数 量
普 通 作 業 員		人	1.40
モータグレーダ	排出ガス対策型 (第 2 次基準値) ブレード幅 3.7m級	時間	3.40

2 路面整正

(1) 使用機械は、モータグレーダ排出ガス対策型 (第 2 次基準値) (ブレード幅 3.7m級) を標準とする。

(2) (略)

(1 k m 当たり)

名 称	規 格	単位	数 量
			3 回掛仕上げ
モータグレーダ	排出ガス対策型 (第 2 次基準値) ブレード幅 3.7m級	時間	1.02

(3) (略)

3～4 (略)

5 小崩土除去

(1) 必携 第 1 編共通工 第 1 土工 1－3 機械土工 (土砂) 1 施行概要及び適用範囲 2 掘削法及び機種を選定 (土砂) を適用する。

Ⅲ 共通仮設工－3 建設副産物の処理について」を参照のこと。

2) 建設副産物処理費の積算

ア (略)

イ 運搬費

運搬費については、以下のとおり廃棄物の種類に応じた運搬手段により積算し、運搬距離は処分場までの距離とする。

① (略)

② コンクリート殻、アスファルト殻等

ダンプトラックにより運搬するものとし、積算は、「3 運搬工 1－(3)ダンプトラック運搬」による。

ウ～エ (略)

1 1 路体強化工

路 体 強 化 工

1 砂利敷

(1)～(3) (略)

(4) 材料の敷均し機械は、モータグレーダ排出ガス対策型 (第 1 次基準値) (ブレード幅 3.7m級) を標準とする。

(5) (略)

(1,000m3 当たり)

名 称	規 格	単位	数 量
普 通 作 業 員		人	1.40
モータグレーダ	排出ガス対策型 (第 1 次基準値) ブレード幅 3.7m級	時間	3.40

2 路面整正

(1) 使用機械は、モータグレーダ排出ガス対策型 (第 1 次基準値) (ブレード幅 3.7m級) を標準とする。

(2) (略)

(1 k m 当たり)

名 称	規 格	単位	数 量
			3 回掛仕上げ
モータグレーダ	排出ガス対策型 (第 1 次基準値) ブレード幅 3.7m級	時間	1.02

(3) (略)

3～4 (略)

5 小崩土除去

(1) 使用機械は、バックホウ〔クローラ型〕排出ガス対策型 (第 2 次基準値) 山積 0.8m3 (平積 0.6m3) 級を標準とする。

6 機械運転単価表

(1) モータグレーダ運転単価表

ブレード幅 3.7m[排出ガス対策型(第2次基準値)] (時間)

種 別	単 位	数 量	摘 要
普 通 作 業 員	人	0.19	指定事項
運転手(特殊)	人	0.19	
軽 油	ℓ	13.00	
機 械 損 料	時間	1.00	

備考：1 砂利敷（5）、2 路面整正（2）に適用する。

(2) 草刈車運転単価表

車載式 (時間)

種 別	単 位	数 量	摘 要
普 通 作 業 員	人	0.13	1／8
運転手(一般)	人	0.16	1／6.3h
軽 油	ℓ	12.00	<u>(124kw+46kw)</u> ×0.073ℓ
機 械 損 料	時間	1.00	

備考：3 除草（2）に適用する。

(3) (略)

1 2 建設機械賃貸借積算要領

建設機械賃貸借積算要領

I 建設機械の賃貸借について

賃貸借の形態（類型）はチャーターとする。

チャーター（Charter）とは、オペレーター付建設機械の賃貸借であり、「時間」又は「日」単位で計算する。

1～3 (略)

4 作業主任者および誘導員等

作業主任者を選任すべき作業、誘導員等が必要となる作業を行う場合は、機械経費に見込むこと。

(1) (略)

(2) 誘導員等の配置

誘導員等については、個々の作業内容・作業現場の状況などから誘導や補助が必要な場合に配置できる。

なお、森林土木工事に関する安全指針となるが参考資料は以下のとおり。

「森林土木工事安全施工技術指針」（森林土木現場必携（治山・林道編））

6 機械運転単価表

(1) モータグレーダ運転単価表

ブレード幅 3.7m[排出ガス対策型(第1次基準値)] (時間)

種 別	単 位	数 量	摘 要
普 通 作 業 員	人	0.19	指定事項
運転手(特殊)	人	0.19	
軽 油	ℓ	12.00	
機 械 損 料	時間	1.00	

備考：1 砂利敷（5）、2 路面整正（2）に適用する。

(2) 草刈車運転単価表

車載式 (時間)

種 別	単 位	数 量	摘 要
普 通 作 業 員	人	0.13	1／8
運転手(一般)	人	0.16	1／6.3h
軽 油	ℓ	3.40	<u>46kw</u> ×0.073ℓ
機 械 損 料	時間	1.00	

備考：3 除草（2）に適用する。

(3) (略)

1 2 建設機械賃貸借積算要領

建設機械賃貸借積算要領

I 建設機械の賃貸借について

賃貸借の形態（類型）はチャーターとする。

チャーター（Charter）とは、オペレーター付建設機械の賃貸借であり、「時間」又は「日」単位で計算する。

1～3 (略)

4 作業主任者および誘導員等

作業主任者を選任すべき作業、誘導員等が必要となる作業を行う場合は、機械経費に見込むこと。

(1) (略)

(2) 誘導員等の配置

誘導員等については、個々の作業内容・作業現場の状況などから誘導や補助が必要な場合に配置できる。

なお、森林土木工事に関する安全指針となるが参考資料は以下のとおり。

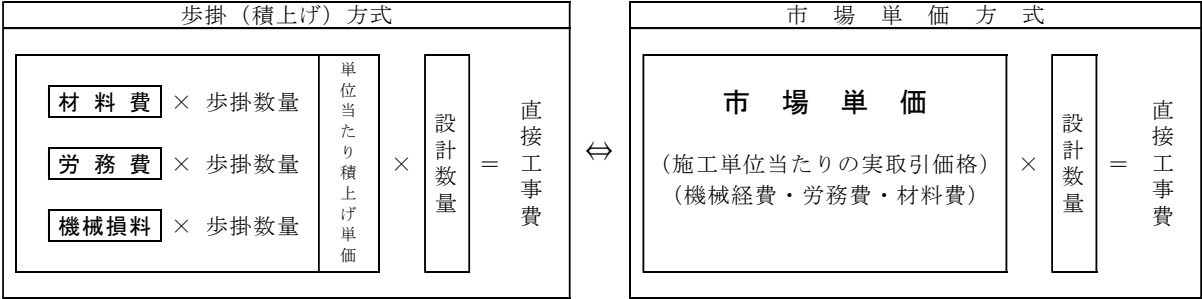
「森林土木工事安全施工技術指針」（森林土木現場必携（治山・林道編）P. 721）

○第3編 一般工事－第9章 土木工事－第3節 機械掘削－4 誘導員の配置 ○第3編 一般工事－第17章 林道上で行う工事－第5節 除雪作業 II～III（略） 13 市場単価 【参考：土木施工単価（積算資料）、土木コスト情報（建設物価）】 1 市場単価 必携 第1共通工 第9 市場単価を適用する。 (1) 適用工種 ア 鉄筋工（太径鉄筋を含む。） イ 鉄筋工（ガス圧接） ウ 防護柵設置工（ガードレール） エ 防護柵設置工（横断・転落防止柵） オ 防護柵設置工（落石防止網） カ 防護柵設置工（ガードパイプ） キ 道路標識設置工 ク 道路付属物設置工 ①視線誘導標 ケ 橋梁用伸縮継手装置設置工 コ 橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工 サ 法面工 ①モルタル吹付工 ②コンクリート吹付工 ③植生基材吹付工 ④客土吹付工 ⑤種子散布工 ⑥枠内吹付工（コンクリート、モルタル、植生基材） ⑦植生マット工、植生シート、繊維ネット工 ⑧植生筋工、筋芝工、張芝工 シ 吹付枠工 ス 軟弱地盤処理工 ①サンドトレーン工 ②サンドコンパクションパイル工 セ 鉄筋挿入工（ロックボルト工） (削る)	○第3編 一般工事－第9章 土木工事－第3節 機械掘削－4 誘導員の配置 ○第3編 一般工事－第17章 林道上で行う工事－第5節 除雪作業 II～III（略） 13 市場単価 (参考：土木施工単価'17) 1 一般事項 (新設) (1) 市場単価とは 市場単価とは、材料費・労務費・機械経費を含む施工単位当りの市場での取引価格（元請け⇔下請け間）のこと。 (新設) (2) 歩掛（積上げ）方式と市場単価方式 従来の歩掛（積上げ）方式の積算は、必要な資材、労働力、建設機械などを順次積み上げ、施工単位当たりの単価を算出し、それに数量を掛け直接工事費を積算した。 これにたいし、市場単価方式では、施工単位当たりの取引価格（機械経費・労務費・材料費）（＝市場単
--	--

(削る)

(削る)

価) に数量を掛け直接工事費を積算する。



(3) 適用工種

市場単価方式により積算を行う工種は、「必携 第1編 共通工―第9 市場単価」によるもののほか橋梁に係る一部工種とし、以下のとおりである。

ア 法面工

- ①モルタル吹付工
- ②コンクリート吹付工
- ③種子散布工
- ④客土吹付工
- ⑤植生基材吹付工
- ⑥枠内吹付工 (モルタル吹付工、コンクリート吹付工、植生基材吹付工)

イ 吹付枠工

ウ 防護柵設置工 (落石防止網)

エ 防護柵設置工 (ガードレール設置工)

オ 道路標識設置工

カ 道路付属物設置工

キ 区画線工

ク 橋梁塗装工

ケ 橋梁用伸縮継手装置設置工

(4) 積算上の取扱い

- ① 直接工事費に該当する。
- ② 共通仮設費・現場管理費・一般管理費の対象額とする。
- ③ 数量・施工条件の変更により加算率・補正係数が変わる場合は、設計変更を行う。

例えば、

○当初設計：種子吹付工 設計数量＝800m2 (時間的制約なし)

加算率は、施工数量が 500m2 以上 1,000m2 未満なので S₁ となり「加算率＝10%」

補正係数は、時間的制約はないので該当なし。

市場単価 185 円/m2×1.10＝203.5≒203 円/m2

↑

(有効数字上位 3 桁 (4 桁以降切り捨て))

(単価番号 1741 (H28.05.01 現在の単価))

直接工事費 203 円/m2×800m2＝162,400 円

●設計変更：種子吹付工 最終出来形数量＝1,100m2 (時間的制約なし)

2 土木工事標準単価

必携 第1 共通工 第10 土木工事標準単価を適用する。

(1) 適用工種

ア 区画線工

イ 排水構造物工

①U型（落蓋型、鉄筋コンクリートベンチフリュームを含む。）水路

②自由勾配側溝

③蓋板

ウ コンクリートブロック積工

エ 構造物とりこわし工

オ 橋梁塗装工

カ 塗膜除去工

キ 道路反射鏡設置工

ク 侵食防止用植生マット工（養生マット工）

（削る）

（削る）

加算率は、施工数量が 1,000m² 以上となり S₀「加算率＝0 %」

補正係数は、時間的制約はないので該当なし。

市場単価 185 円/m²

直接工事費 185 円/m²×1,100m²=203,500 円 となる。

④ 法面工・吹付砕工・防護柵設置工については、地理的条件により、地元市町村役場（支所等を含む）または通勤拠点から現場までの片道に 1 時間（距離換算 30km（標準速度：30km/h））を超える場合は、10%の割増補正を行うことができるものとする。

2 法面工

（新設）

2－1 市場単価が適用できる範囲

（1）法面工のうち、モルタル吹付工・コンクリート吹付工、機械播種施工による植生工（植生基材吹付工、客土吹付工、種子散布工）および吹付砕工のうち砕内吹付工（モルタル吹付工、コンクリート吹付工、植生基材吹付工）に適用する。

ただし、植生工については下表の種子を主体として用いるものに限る。

主体種子	草本類	外来種	トールフェスク、クリーピングレッドフェスク、オーチャードグラス、ケンタッキーブルーグラス、チモシー、バミューダグラス、バビアグラス、ホワイトクローバー、ペレニアルライグラス、イタリアンライグラス、ペントグラス、レッドトップ
		在来種	ヨモギ、ススキ、イタドリ、メドハギ
	木本類	在来種	ヤマハギ（皮取り）、ヤマハギ（皮付き）、コマツナギ

2－2 市場単価が適用できない範囲

（1）法面工のうち法面整形工、コンクリート法砕工、法面施肥工、吹付砕工（砕内吹付を除く）および吹付法面とりこわし工。

（2）モルタル・コンクリート吹付工で法面垂直高が 45m を超える場合、または、吹付のホース延長が 100m を超える場合、植生基材吹付工で法面垂直高が 80m を超える場合、客土吹付工で法面垂直高が 25m を超える場合、および種子散布工で法面垂直高が 30m を超える場合。（法面垂直高とは施工基面（機械設

(削る)

置基面) からの垂直高をいう。)

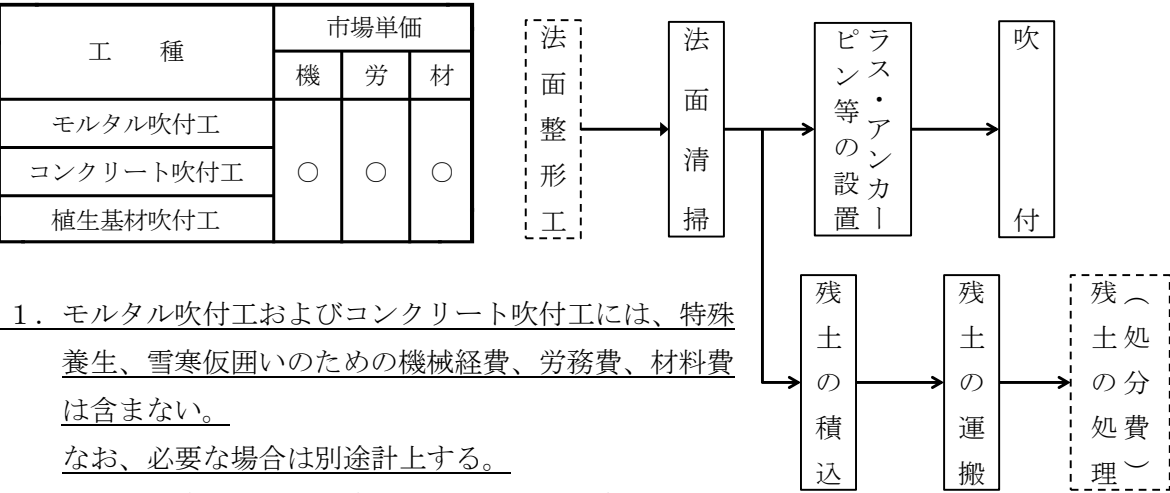
(3) 吹付砕工の砕内吹付で、モルタル・コンクリートおよび植生基材以外を吹付ける場合。

(4) 植生基材吹付工で現場発生木材(チップ材等)を使用する場合。

(5) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。

2-3 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○およびフロー図の実線囲みの部分である。



(注) 1. モルタル吹付工およびコンクリート吹付工には、特殊養生、雪寒仮囲いのための機械経費、労務費、材料費は含まない。

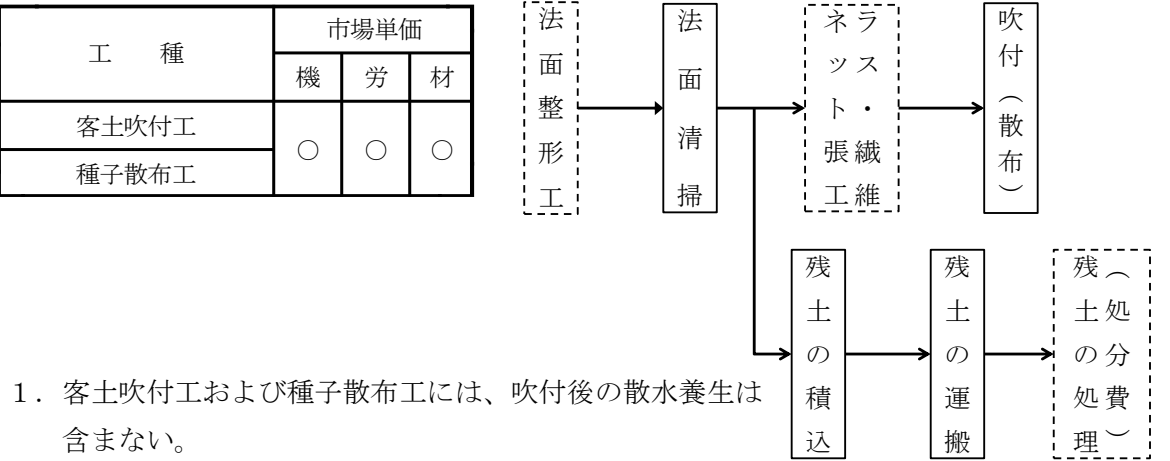
なお、必要な場合は別途計上する。

2. 植生基材吹付工には、吹付後の散水養生は含まない。

3. 材料ロスおよび現場内小運搬を含む。

4. 法面清掃は、法面のゴミ、浮き石等を除去し、地山と吹付材との付着を良好にすることを示す。また、根等は吹付材の付着に支障が出る場合に除去する。

5. 残土とは、法面清掃で発生する残土を示す。



(注) 1. 客土吹付工および種子散布工には、吹付後の散水養生は含まない。

2. 材料ロスおよび現場内小運搬を含む。

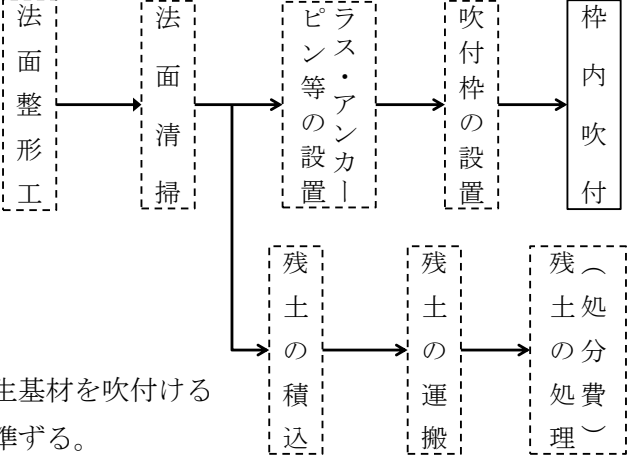
3. 法面清掃は、法面のゴミ、浮き石等を除去し、地山と吹付材との付着を良好にすることを示す。また、根等は吹付材の付着に支障が出る場合に除去する。

4. 残土とは、法面清掃で発生する残土を示す。

5. 種子散布工は、顔料の使用の有無にかかわらず適用できる。

(削る)

工 種	市場単価		
	機	労	材
砕内吹付工 (吹付砕工)	○	○	○



(注) 砕内にモルタル、コンクリートおよび植生基材を吹付ける場合とし、規格仕様はそれぞれの工種に準ずる。

2－4 市場単価の規格・仕様

法面工の市場単価の規格・仕様区分は下表のとおりである。

区 分		規格・仕様	単位
機械播種施工 による植生工	植生基材吹付工	厚 3 cm	㎡
		厚 4 cm	
		厚 5 cm	
		厚 6 cm	
		厚 7 cm	
		厚 8 cm	
		厚10cm	
	客土吹付工	厚 1 cm	
		厚 2 cm	
		厚 3 cm	
	種子散布工		

区 分	規格・仕様	単位
モルタル吹付工	厚 5 cm	㎡
	厚 6 cm	
	厚 7 cm	
	厚 8 cm	
	厚 9 cm	
	厚10cm	
コンクリート吹付工	厚10cm	㎡
	厚15cm	
	厚20cm	

(削る)

2－5 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

規格・仕様		記号	適用基準	備考
加算率	施工規模	S ₀	標準	全体数量
		S ₁ S ₂	1 工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	通常勤務すべき 1 日の作業時間（所定労働時間）を 7 時間以下 4 時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	対象数量
	施工基面からの法面の垂直高が45mを超え80m以下の場合	K ₂	植生基材吹付工において、法面の垂直高が45mを超え80m以下の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。ただし、施工基面より下面への施工は補正しない。	
	枠内吹付の場合 ・モルタル吹付工 ・コンクリート吹付工 ・植生基材吹付工	K ₃	吹付枠工で枠内吹付をする場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。また、対象となる数量は、枠内に吹付ける面積とする。	

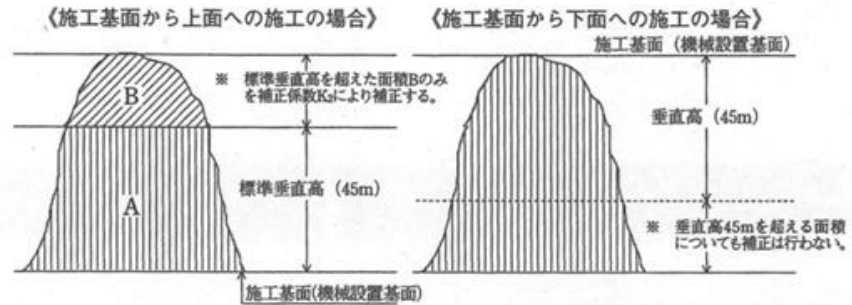
(注) 各工種の標準の垂直高は、下記のとおりとする。

1) モルタル吹付工、コンクリート吹付工は 45m 以下。

2) 植生基材吹付工は 45m 以下。 (下記図例を参照)

3) 客土吹付工は 25m 以下。

4) 種子散布工は 30m 以下。



(2) 加算率・補正係数の数値

区 分		記号	モルタル 吹付工	コンクリート 吹付工	機械播種施工による植生工		
					植生基材吹付工	客土吹付工	種子散布工
加算率	施工規模	S ₀	(1,000㎡以上) 0%	(1,000㎡以上) 0%	(1,000㎡以上) 0%	(1,000㎡以上) 0%	(1,000㎡以上) 0%
		S ₁	(500㎡以上 1,000㎡未満) 5%	(500㎡以上 1,000㎡未満) 5%	(500㎡以上 1,000㎡未満) 5%	(500㎡以上 1,000㎡未満) 5%	(500㎡以上 1,000㎡未満) 10%
		S ₂	(500㎡未満) 15%	(500㎡未満) 15%	(500㎡未満) 10%	(500㎡未満) 10%	(500㎡未満) 20%
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.05	1.05	1.05	1.05	1.10
	施工基面からの法面垂直高が45mを超え80m以下の場合	K ₂	—	—	1.10	—	—
	枠内吹付の場合	K ₃	0.80	0.80	0.80	—	—

(削る)

(1) 金網メッシュ、プラスチック段ボール等の自由に変形可能な型枠鉄筋のプレハブ部材を用い、鉄筋を

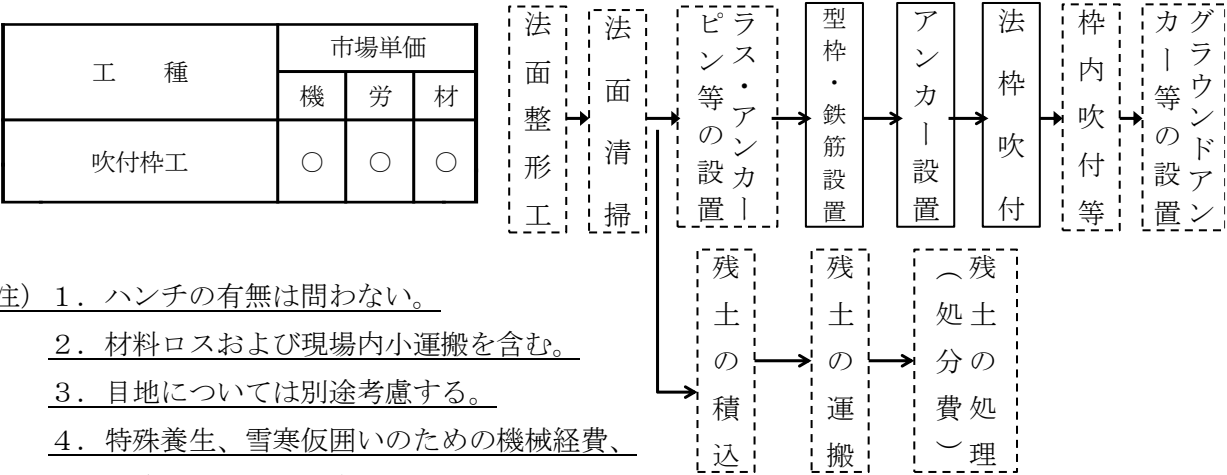
含む吹付枠工。

3－2 市場単価が適用できない範囲

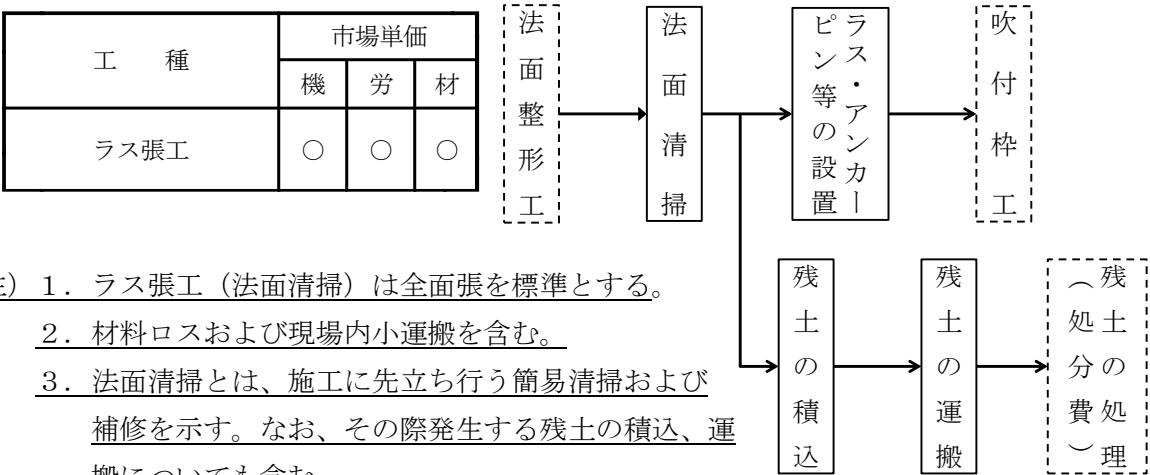
- （1）法面垂直高が 45m を超える場合、または、吹付のホース延長が 100m を超える場合。
- （2）梁の断面が正方形以外の場合。
- （3）基本外観形状が矩形（正方形、長方形）以外の場合。
- （4）その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。

3－3 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○およびフロー図の実線部分である。



- （注） 1．ハンチの有無は問わない。
- 2．材料ロスおよび現場内小運搬を含む。
- 3．目地については別途考慮する。
- 4．特殊養生、雪寒仮囲いのための機械経費、
労務費、材料費は含まない。
- なお、必要な場合は別途計上する。



- （注） 1．ラス張工（法面清掃）は全面張を標準とする。
- 2．材料ロスおよび現場内小運搬を含む。
- 3．法面清掃とは、施工に先立ち行う簡易清掃および補修を示す。なお、その際発生する残土の積込、運搬についても含む。

3－4 市場単価の規格・仕様

吹付枠工の市場単価の規格・仕様区分は、下記のとおりである。

区 分		規 格 ・ 仕 様	単位
吹付砕工	モルタル・ コンクリート	梁断面 150×150	m
		〃 200×200	
		〃 300×300	
		〃 400×400	
		〃 500×500	
		〃 600×600	
ラス張工	法面清掃およびラス・アンカーピン設置		m ²

3－5 加算率・補正係数

（1）加算率・補正係数の適用基準

規格・仕様		記号	適 用 基 準	備考
加 算 率	施工規模	S ₀	標準	全体 数量
		S ₁ S ₂	1 工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	
補 正 係 数	時間的制約を受ける場合	K ₁	通常勤務すべき1日の作業時間（所定労働時間）を7時間以下4時間以上に制限をする場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	対象 数量
	ラス張工で法面清掃を必要としない場合	K ₂	ラス張工で法面清掃を必要としない場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	

（2）加算率・補正係数の数値

区 分		記号	吹付砕工	ラス張工
加 算 率	施工規模	S ₀	(500m以上) 0 %	(1, 000m ² 以上) 0 %
		S ₁	(250m以上500m未満) 10%	(500m ² 以上1, 000m ² 未満) 15%
		S ₂	(250m未満) 20%	(500m ² 未満) 30%
補 正 係 数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1. 10	1. 15
	ラス張工で法面清掃を必要としない場合	K ₂	—	0. 75

- （注） 1． 施工規模加算率（S₁）または（S₂）と時間的制約を受ける場合の補正係数（K₁）が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。
- 2． ラス張工で法面清掃を必要としない場合の補正係数（K₂）は、客土吹付工において、ラス張工を施工する

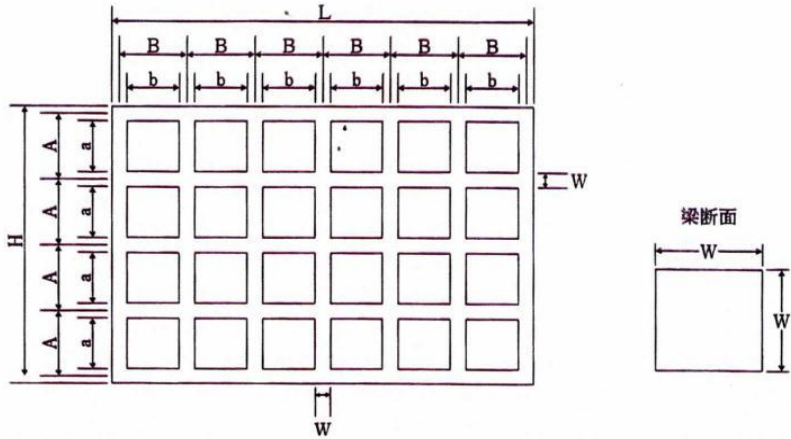
場合に適用する。補正により法面清掃とその際発生する残土の積込・運搬費用が市場単価より除かれる。

3－6 加算額

規 格 ・ 仕 様		適 用 基 準	単位
加 算 額	水切りモルタル・コンクリート	水切りモルタル・コンクリートを施工する場合、設計数量にしたがって加算する。	？
	表面コテ仕上げをする場合	吹付表面をコテ仕上げする場合、設計数量にしたがって加算する。	？

3－7 適用にあたっての留意事項

（1）法枠長を計上する際の梁の距離は、下記を基本とする。



計算方法

縦枠・・・・・・・・H×{(L－W)÷B＋1}

横枠・・・・・・・・b×{(L－W)÷B} × {(H－W)÷A＋1}

（2）土質および法勾配は問わない。

（3）モルタル・コンクリートの強度は18N/m m²程度とする。

（4）スターラップおよび水抜きパイプの有無は問わない。

（5）仮設ロープ等による施工を標準とする。

（6）主アンカー(法枠交点部のアンカー)の種類による市場単価の適用の可否は下記による。また、主アンカーに使用するアンカーバーおよび補助アンカー(アンカーピン)の長さは1.0m以内とする。

梁断面	主アンカー(法枠交点部のアンカー)		
	アンカーバー(長さ1.0m以下)	グラントアンカー	ロックボルト
150×150	○	×	×
200×200	○	×	○注
300×300	○	×	○注
400×400	×	○注	○注
500×500	×	○注	×
600×600	×	○注	×

(注) ロックボルト、グラントアンカーの材料費および施工費（労務+機械経費）は含まない。

(削る)

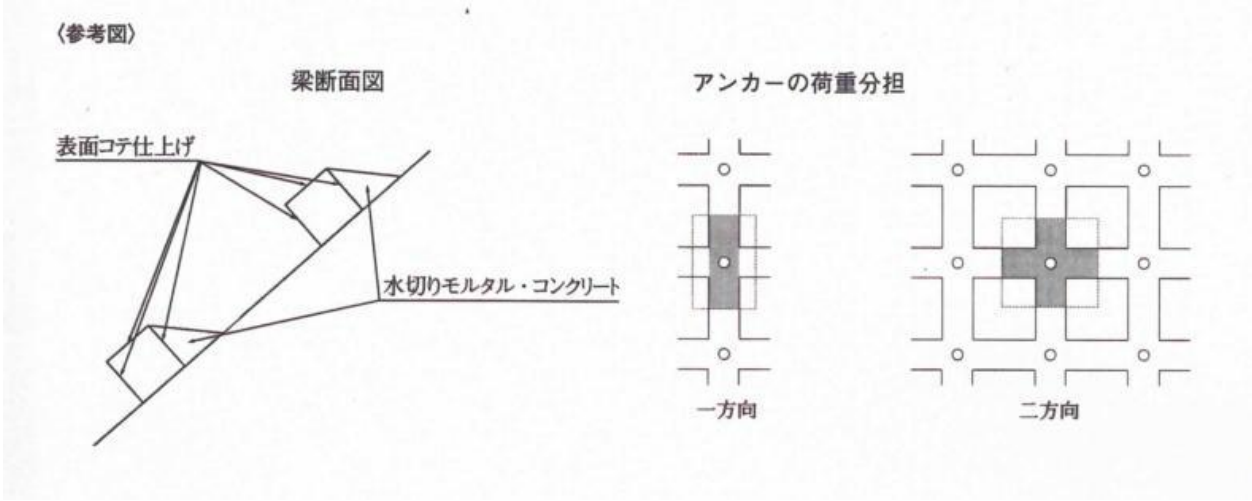
（7）梁断面サイズの 50％を超える間詰めコンクリート(モルタル)が必要な場合は、別途考慮する。なお、量の判定は各梁ごとに行う。

（8）施工規模は、コンクリート吹付、モルタル吹付を問わず 1 工事の全体数量で判定する。

（9）梁断面サイズ 400×400 以上の標準の設計アンカー力とは以下の場合をいい、これを超えるものについては別途考慮する。

梁断面サイズ	設計アンカー力 kN(tf)	
	二方向	一方向
400×400	150以下(15.3)	75以下(7.7)
500×500	400以下(40.8)	200以下(20.4)
600×600	600以下(61.2)	300以下(30.6)

（10）菱形金網は、線径 2.0mm 網目 50mm、アンカーピンは $\phi 9(D10) \times L=200\text{mm} \cdot 1.5$ 本/㎡および $\phi 16(D16) \times L=400\text{mm} \cdot 0.3$ 本/㎡をそれぞれ標準とする。



4 防護柵設置工（落石防止網）

市場単価により落石防止網（ロックネット）設置工を行う場合は、森林整備第二課へ連絡のこと。

4－1 市場単価が適用できる範囲

（1）資材持ち上げ直高が 45m 以下で、覆式の鋼製落石防止網（ロックネット）設置工およびポケット式の鋼製落石防止網（ロックネット）設置工のうち支柱がアンカー固定による場合の新設工事。

4－2 市場単価が適用できない範囲

（1）落石防止網（繊維網）設置工。

（2）ロープ伏工および密着型安定ネット工による落石予防工。

（3）ポケット式の鋼製落石防止網（ロックネット）設置工のうち、支柱が埋込式およびミニポケット式（支柱据置式）による場合。

（4）アンカーおよび支柱の設置がコンクリートの基礎による場合。

(削る)

(５) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。

5 防護柵設置工（ガードレール）

5－1 市場単価が適用できる範囲

(１) 新設・更新、撤去工事。

(２) 部材設置、部材撤去。

5－2 市場単価が適用できない範囲

(１) 橋梁建込の場合。

(２) 事故後の復旧工事（設置・撤去）。

(３) 白色以下の塗装色の場合。

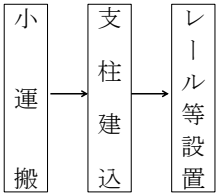
(４) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。

5－3 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○およびフロー図の実線の部分である。

(１) 防護柵設置

工 種	市場単価		
	機	労	材
土中建込	○	○	○



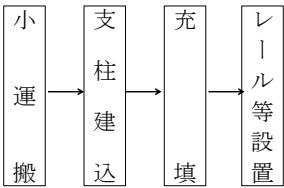
(注) １. 土中建込には、床堀り・埋戻しおよび穴あけ後の充填材（ブローンアスファルト、砂〔労務費・材料費〕）が必要な場合の作業を含む。

ただし、支柱建込箇所が岩盤、舗装版などの場合の穴あけ費用および舗装版の撤去・復旧費用は含まない。

２. 耐雪型については、根巻きコンクリート（労務費・材料費）を含む。

３. 耐雪型においてビーム補強金具が必要となる場合の材料費は含まない。

工 種	市場単価		
	機	労	材
コンクリート建込	○	○	○



(注) １. 支柱建込箇所がコンクリートなどの場合の穴あけ費用は含まない。

ただし、充填材（ブローンアスファルト、砂〔労務費・材料費〕）を含む。

２. 耐雪型(コンクリート建込) においてビーム補強金具が必要となる場合の材料費は含まない。

(2) レール設置

工 種	市場単価		
	機	労	材
レール設置	○	○	×

小
運
搬

→

レ
ー
ル
等
設
置

- (注) 1. 標準型・耐雪型にかかわらず適用できる。
2. 耐雪型におけるビーム補強金具の有無にかかわらず適用できる。

(3) 防護柵撤去・部材撤去

1) 防護柵撤去

工 種	市場単価		
	機	労	材
防護柵撤去	○	○	

レ
ー
ル
撤
去

→

支
柱
等
撤
去

(必要な土工事を含む)

→

積
込
・
運
搬
・
処
分

- (注) 1. 撤去後における仮置き（現場内）の有無にかかわらず適用できる。
2. 耐雪型におけるビーム補強金具の有無にかかわらず適用できる。

2) レール撤去

工 種	市場単価		
	機	労	材
レール撤去	○	○	

レ
ー
ル
撤
去

→

積
込
・
運
搬
・
処
分

- (注) 1. 標準型・耐雪型にかかわらず適用できる。
2. 撤去後における仮置き（現場内）の有無にかかわらず適用できる。
3. 耐雪型におけるビーム補強金具の有無にかかわらず適用できる。

5－4 市場単価の規格・仕様

防護柵設置工（ガードレール）の市場単価の規格・仕様区分は、下表のとおりである。

(1) 防護柵設置

表 1

区 分	規格・仕様		単位
標準型 土中建込	塗装品・メッキ品	(旧Gr-S-2E)	m
		Gr-A-4E	
		Gr-B-4E	
		Gr-C-4E	
		Gr-Am-4E	
		Gr-Bm-4E	
		(旧Gr-Ap-2E)	
		(旧Gr-Bp-2E)	
		(旧Gr-Cp-2E)	
(旧Gr-S-1B)			
Gr-A-2B			
Gr-B-2B			
Gr-C-2B			
Gr-Am-2B			
Gr-Bm-2B			
(旧Gr-Ap-2B)			
(旧Gr-Bp-2B)			
(旧Gr-Cp-2B)			
標準型 コンクリート建込			

表 2

区 分		規格・仕様		単位
耐雪型 土中建込	塗装品・メッキ品	(旧Gr-S2-2E)		m
		(旧Gr-S3-2E)		
		(旧Gr-S4-2E)		
		(旧Gr-S5-2E)		
		Gr-A4-2E		
		Gr-A5-2E		
		Gr-B4-2E		
		Gr-C3-2E		
		Gr-A3-3E		
		Gr-B3-3E		
		Gr-C2-3E		
		Gr-A2-4E		
Gr-B2-4E				
耐雪型 コンクリート建込		(旧Gr-S2-1B)		
		(旧Gr-S3-1B)		
		(旧Gr-S4-1B)		
		(旧Gr-S5-1B)		
		Gr-A2-2B		
		Gr-A3-2B		
		Gr-A4-2B		
		Gr-A5-2B		
		Gr-B2-2B		
		Gr-B3-2B		
		Gr-B4-2B		
	Gr-C2-2B			
Gr-C3-2B				

(2) 防護柵撤去

表 3

区 分	規格・仕様				単位
標準型 土中建込	塗装品	Gr-A-4E	メッキ品	Gr-A-4E	m
		Gr-B-4E		Gr-B-4E	
		Gr-C-4E			
		Gr-Am-4E		Gr-Am-4E	
		Gr-Bm-4E		Gr-Bm-4E	
標準型 コンクリート建込	塗装品	Gr-A-2B	メッキ品	Gr-A-2B	
		Gr-B-2B		Gr-B-2B	
		Gr-C-2B			
		Gr-Am-2B		Gr-Am-2B	
		Gr-Bm-2B		Gr-Bm-2B	

表 4

区 分	規格・仕様				単位
耐雪型 土中建込	塗装品	Gr-A2-4E	メッキ品	Gr-A2-4E	m
		Gr-A3-3E		Gr-A3-3E	
		Gr-A4-2E		Gr-A4-2E	
		Gr-A5-2E		Gr-A5-2E	
		Gr-B2-4E		Gr-B2-4E	
		Gr-B3-3E		Gr-B3-3E	
		Gr-B4-2E		Gr-B4-2E	
		Gr-C2-3E			
耐雪型 コンクリート建込	塗装品	Gr-C3-2E			
		Gr-A2-2B	メッキ品	Gr-A2-2B	
		Gr-A3-2B		Gr-A3-2B	
		Gr-A4-2B		Gr-A4-2B	
		Gr-A5-2B		Gr-A5-2B	
		Gr-B2-2B		Gr-B2-2B	
		Gr-B3-2B		Gr-B3-2B	
		Gr-B4-2B		Gr-B4-2B	
		Gr-C2-2B			
		Gr-C3-2B			

(注) 中央分離帯用は、(狭) タイプを含む

（３）部材設置

表 5

区分	規格・仕様	単位
レール設置 （耐雪型含む）	路側用 A・B・C種	m
	分離帯用 Am・Bm種	

（４）部材撤去

表 6

区分	規格・仕様	単位
レール撤去 （耐雪型含む）	（旧路側用） S種	m
	路側用 A・B・C種 （旧歩車道境界用Ap・Bp・Cp種）	
	分離帯用 Am・Bm種	

（注）（旧）の規格は、防護柵設置要綱（昭和 47 年 10 月）対応のもの。

その他の規格は、防護柵の設置基準・同解説（平成 10 年 11 月）対応のもの。

5－5 加算率・補正係数

（１）加算率・補正係数の適用基準

規 格 ・ 仕 様		記号	適 用 基 準	備考
加 算 率	施工規模	S ₀	標準	全体 数量
		S ₁	1 工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	
		S?		
	時間的制約を受ける場合	K ₁	通常勤務すべき 1 日の作業時間（所定労働時間）を 7 時間以下 4 時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	対象 数量
補 正 係 数	夜間作業	K ₂	通常勤務すべき時間（所定労働時間）帯を変更して、作業時間が夜間（20時～6 時）にかかる場合は、対象となる規格・仕様の係数で補正する。	
	曲線部	K ₃	曲線部（半径30m以下）の場合は、曲線部の延長に対して対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	

（２）加算率・補正係数の数値

区 分		記号	防 護 柵 設 置		部材設置	防護柵撤去	部材撤去
			土中埋込	コンクリート建込	レールのみ		レールのみ
加 算 率	施工規模	S ₀	(100m 以上) 0 %	—	—	—	—
		S ₁	(50m 以上 100 m 未満) 1 0 %	(100m 未満) 2 0 %	—	—	—
		S ₂	(50m 未満) 2 0 %	—	—	—	—
補 正 係 数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1. 10	1. 20	1. 35	1. 35	1. 35
	夜間作業	K ₂	1. 10	1. 20	1. 50	1. 50	1. 50
	曲線部	K ₃	1. 10	1. 10	1. 15	—	—

（注）施工規模加算率（S 1）又は（S 2）と時間的制約を受ける場合の補正係数（K 1）が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

(削る)

5－6 加算額

(1) 加算額の適用基準

規 格 ・ 仕 様			適 用 基 準	単位	備考
加 算 額	標準支柱より長い場合 (Ｂ・Ｃタイプ)	支柱間隔 4 m	支柱を長くする必要のある場合は、12cm増す毎に対象となる規格・仕様の単価を加算額で加算する。	m	対象 数量
		支柱間隔 3 m			
		支柱間隔 2 m			
	曲げ支柱の場合 (Ｂ・Ｃタイプ)	支柱間隔 4 m	対象となる規格・仕様の単価を加算額で加算する。		
		支柱間隔 3 m			
		支柱間隔 2 m			

5－7 適用にあたっての留意事項

(1) 材料を含まない設置手間（機・労）の算出は、次式による。

設置手間＝{設置単価（標準の市場単価）×加算率×補正係数}－材料費

(2) 耐雪型ガードレールの設置において、ガードレールB種・積雪ランク 5、ガードレールC種・積雪ランク 4 および 5 は、上級種別の規格を適用する。

6 道路標識設置工

市場単価により標識設置工を行う場合は、森林整備第二課へ連絡のこと。

6－1 市場単価が適用できる範囲

(1) 道路標識の標識柱設置、標識板設置およびコンクリート基礎設置工事。

(2) 道路標識の標識柱撤去、標識板撤去およびコンクリート基礎撤去工事。

(3) 道路標識の更新工事。

6－2 市場単価が適用できない範囲

(1) 内部照明式の標識板の設置および撤去工事。

(2) 外部照明式の標識板と照明設備の設置および撤去工事。

(3) 道路標識における基礎工事のうち基礎杭の設置および撤去工事。

(4) 標識柱・基礎設置（路側式）で、白色以外の塗装色製品を用いる場合。

(5) 道路管理者以外が行う標識工事。

(6) 着雪防止板の設置および撤去。

(7) 道路標識における基礎工事のうち岩掘削を必要とする場合。

(8) その他、規格・仕様等が適合しない場合。

7 道路付属物設置工

市場単価により視線誘導標、境界杭を行う場合は、森林整備第二課へ連絡のこと。

7－1 市場単価が適用できる範囲

(削る)

(削る)

- (1) 以下の設置および撤去作業。
 - 1) 道路に設置する視線誘導標（土中建込用、コンクリート建込用、既設防護柵取付用、構造物取付用）、およびスノーポール併用型視線誘導標（土中建込用、コンクリート建込用）。
 - 2) 境界杭（コンクリート製）
 - 3) 道路鋲。
 - 4) 車線分離標（ラバーポール）。
 - 5) 境界鋲（金属製）。

7-2 市場単価が適用できない範囲

- (1) メーカーのオリジナル製品を用いる場合。
- (2) 自発光式および電気式の製品を用いる場合。
- (3) 景観に配慮した塗装（景観に配慮した防護柵の整備ガイドラインに基づく基本3色等）を施した製品を用いる場合（ただし、手間のみは適用可）。
- (4) 下表による場合。
- (5) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。

視線誘導標	二眼視線誘導標 三眼視線誘導標 線形誘導標示板
道路鋲	交差点鋲

8 橋梁塗装工

「9 橋梁工-6 鋼橋塗装工」による。

9 橋梁用伸縮継手装置設置工

9-1 市場単価が適用できる範囲

- (1) 伸縮装置本体質量（ボルト後締めの場合は、本体に付属するアンカーボルトを除く）が 1.8m 当たり 180kg 以下の伸縮装置の新設および補修工事で、以下の工事とする。
 - 1) 未共用部の橋梁および拡幅部等の伸縮装置を新たに設置する工事。
 - 2) 1 日で完了する急速施工の既設橋の伸縮装置補修（取替）工事。
 - 3) 上記に該当する工事で、縦目地を施工する場合。

9-2 市場単価が適用できない範囲

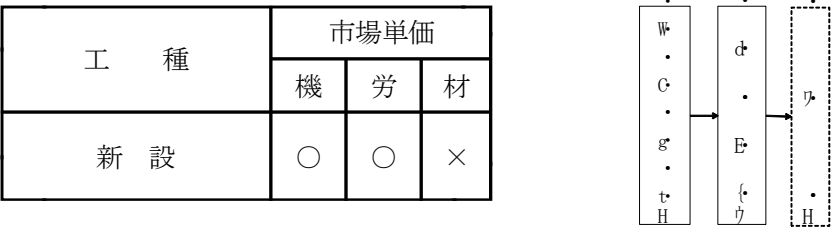
- (1) 旧伸縮装置本体質量（ボルトの後締めの場合は、本体に付属するアンカーボルトを除く）が 1.8m 当たり 180kg を超える補修工事。
- (2) 旧伸縮装置が、鋼製フィンガージョイントおよび鋼製スライドジョイントの場合。
- (3) 打設コンクリートに樹脂コンクリート、あるいは樹脂モルタルを使用する場合。
- (4) 新設工事で打設コンクリートに超速硬コンクリートを使用する場合。
- (5) 補修において、はつり部に補強鉄筋のある樹脂コンクリートの場合。
- (6) 仮復旧等を伴う作業。
- (7) ボルト固定による取り替え可能な伸縮装置の場合。

- (8) 鋼床版の場合。
- (9) その他、規格・仕様等が適用せず、市場単価が適用できない場合。

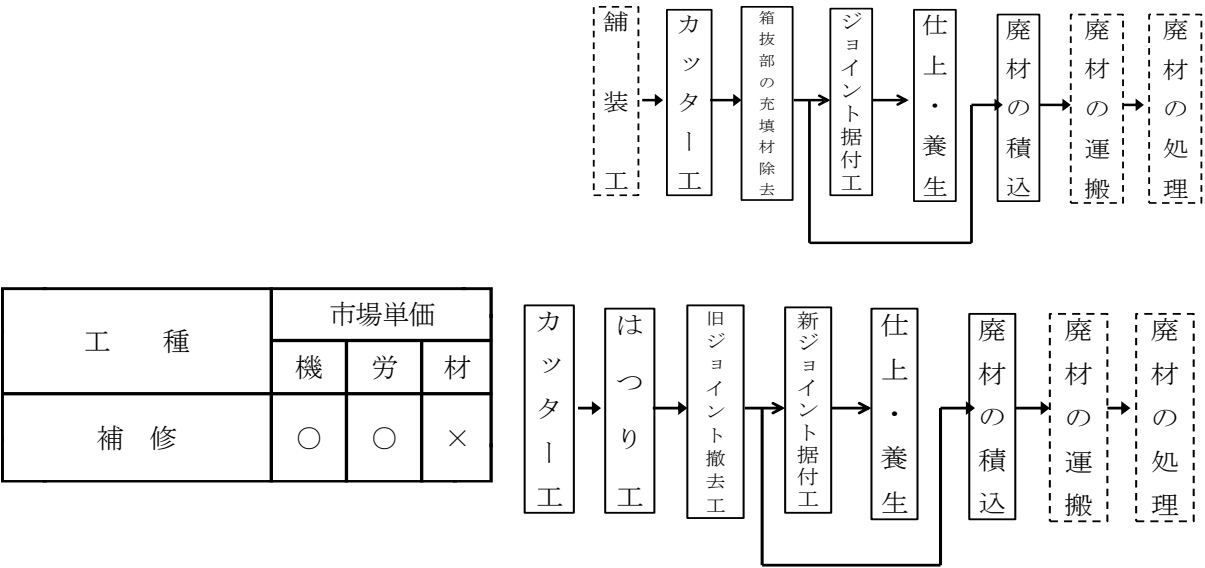
9－3 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○およびフロー図の実線の部分である。

(先付工法の場合)



(後付工法の場合)



- (注) 1. ジョイント据付工には、型枠、コンクリート打設、据付等の作業を含む。
2. 伸縮装置本体および本体に付属するアンカーボルトの材料費は含まない。
3. 市場単価に含む諸資材は、以下のとおりである。
- 1) 打設コンクリート（新設は、普通コンクリート[普通または高炉、または早強セメント]、補修は超速硬コンクリート）
 - 2) 補強鉄筋
 - 3) 削孔式アンカー
 - 4) その他作業に必要な資材
 - 5) 施工に伴う諸資材のロス等

9－4 市場単価の規格・仕様

橋梁用伸縮継手装置設置工の市場単価の規格・仕様区分は、下表のとおりである。

表 1

規 格 ・ 仕 様				単位
新 設	軽 量 型		1．新設の橋梁用伸縮継手設置工 2．伸縮装置本体質量（ボルト後締めの場合は、本体に付属するアンカーボルトを除く）が1.8m当たり50kg未満	m
	普 通 型		1．新設の橋梁用伸縮継手設置工 2．伸縮装置本体質量（ボルト後締めの場合は、本体に付属するアンカーボルトを除く）が1.8m当たり50kg以上180kg以下	
補 修	軽 量 型	1 車線相当	1．橋梁用伸縮継手補修工 2．1日当たりの施工が、1 班編成で 1 車線相当(3.6m標準) 3．伸縮装置本体質量（ボルト後締めの場合は、本体に付属するアンカーボルトを除く）が1.8m当たり50kg未満	
		2 車線相当	1．橋梁用伸縮継手補修工 2．1日当たりの施工が、1 班編成で 2 車線相当(7.2m標準) 3．伸縮装置本体質量（ボルト後締めの場合は、本体に付属するアンカーボルトを除く）が1.8m当たり50kg未満	
	普 通 型	1 車線相当	1．橋梁用伸縮継手補修工 2．1日当たりの施工が、1 班編成で 1 車線相当(3.6m標準) 3．伸縮装置本体質量（ボルト後締めの場合は、本体に付属するアンカーボルトを除く）が1.8m当たり50kg以上180kg以下	
		2 車線相当	1．橋梁用伸縮継手補修工 2．1日当たりの施工が、1 班編成で 2 車線相当(7.2m標準) 3．伸縮装置本体質量（ボルト後締めの場合は、本体に付属するアンカーボルトを除く）が1.8m当たり50kg以上180kg以下	

9－5 補正係数

（1）補正係数の適用基準

表 2

規 格 ・ 仕 様		記号	適 用 基 準	備考
補正 係数	夜間作業	K ₁	通常勤務すべき時間（所定労働時間）帯を変更して、作業時間が夜間（20時～6時）にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	対象 数量

（2）補正係数の数値

表 3

区 分		記号	新設工事	補修工事
補正 係数	夜間作業	K ₁	1.40	1.25

9－6 適用にあたっての留意事項

（1）補修工事の場合、1 日当たり 1 班編成で施工できる車線相当数は、交通規制等の施工条件によるもの

	とする。 <u>(2) 補修工事における施工数量は、表 1 に示す延長を標準とし、斜橋等で延長が変動しても、各車線相当単位の単価とする。</u> <u>(3) 現道拡幅工事で縦目地を新設する場合は、一般の新設工事と同等の施工条件を満足する場合に適用する。なお新設工事と同等の施工条件とは、供用側床版端部のカッター工およびはつり工を完了しているものをいう。</u> <u>(4) 補修工事において、床版打ち抜き等の床版に影響のある場合は、床版補修の費用を別途計上する。</u> <u>(5) 新設工事における工法（先付・後付）にかかわらず適用できる。</u> <u>(6) 廃材の運搬費については、別途計上する。</u>
--	---

附 則

- 1 この要領は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 本要領の施行前に公告に付したものについては、なお従前の例による。